# 平成31年 第1回定例会

# 大 樹 町 議 会 会 議 録

平成31年 3月 6日 開会

平成31年 3月14日 閉会

# 平成31年第1回大樹町議会定例会会議録(第1号)

# 平成31年3月6日(水曜日)午前10時開議

# 〇議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 議案第 4号 大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 5号 大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6号 大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部 改正について
- 第 9 議案第 7号 大樹町債権管理条例の制定について
- 第10 議案第 8号 大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について
- 第11 議案第 9号 平成30年度大樹町一般会計補正予算(第8号)について
- 第12 議案第 10号 平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 補正予算(第5号)について
- 第13 議案第 11号 平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1 号) について
- 第14 議案第 12号 平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 第15 議案第 13号 平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第 5号)について
- 第16 議案第 14号 平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3 号)について
- 第17 議案第 15号 平成30年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 第18 議案第 16号 平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第3号) について

# 〇出席議員(11名)

1番 船 戸 健 二 2番 齊 藤 徹 4番 松 本 敏 光 6番 菅 敏 範 5番 西 田 輝 樹 7番 髙 橋 英 昭 8番 安 田 清 之 9番 志 民 和 義 10番 福 岡 孝 道

11番 柚 原 千 秋 12番 鈴 木 千 秋

# 〇欠席議員(1名)

3番 杉 森 俊 行

# 〇地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長 酒森正人 長 副町 布 目 幹 雄 総務課長 松木義行 総務課参事 林 英 也 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 黒川 豊 住民課長 鈴 木 敏 明 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 尾田認定こども園長兼学童保育所長 井 上 博 樹 農林水産課長兼町営牧場長 瀬尾裕信 建設課長水道課長兼大樹下水終末処理場長 髙 橋 教 一 会計管理者兼出納課長 瀬 尾 さとみ

町立病院事務長 伊 勢 厳 則

特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 明日見 由 香

# <教育委員会>

教 育 長 板谷裕康 学校教育課長兼学校給食センター所長 和田 司 社会教育課長兼図書館長 村田 修

# <農業委員会>

農業委員会会長 鈴木正喜 農業委員会事務局長 水 津 孝 一

#### <監査委員>

代表監査委員 澤尾廣美

# 〇本会議の書記は次のとおりである。

 事 務 局 長
 小 森 力

 主 査
 真 鍋 智 光

# ◎開議の宣告

# 〇議 長

ただいまの出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、平成31年第1回大樹町議会定例会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

# ◎日程第1 会議録署名議員指名

#### 〇議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

9番 志 民 和 義 君

10番 福 岡 孝 道 君

11番 柚 原 千 秋 君

を指名いたします。

# ◎日程第2 議会運営委員会報告

# 〇議 長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、 協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長、安田清之君。

# 〇安田議会運営委員長

去る2月27日、議会運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議しましたので、報告をいたします。

本定例会の提出案件は、条例の一部改正4件、条例の制定1件、平成30年度各会計補正 予算8件、平成31年度各会計予算8件、一般質問5議員6項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日から3月15日までの10日間とし、会期日程についてはお手元に配付したとおりであります。

以上、委員会での協議結果を報告申し上げましたが、本定例会の議事が円滑に行われるよう、よろしくお願いをいたします。

# 〇議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

#### ◎日程第3 会期の決定

#### 〇議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの10日間といたしたいと思います。これ にご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

# 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月15日までの10日間と決しました。

#### ◎日程第4 諸般報告

# 〇議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

小森議会事務局長。

# 〇小森議会事務局長

それでは、平成30年12月11日開会の第4回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第1、監査及び検査結果の報告について。

- 1、地方自治法第235条の2第1項の規定による1月、2月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。
- 2、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第2、一部事務組合議会等について。

南十勝複合事務組合議会定例会が2月25日、大樹町において開催され、髙橋、志民、 船戸議員が出席しております。

次に、十勝圏複合事務組合議会、とかち広域消防事務組合議会定例会が2月28日、帯 広市において開催され、鈴木議長が出席しております。

第3、系統議長会等について。

ただいま、会議に先立ちまして表彰の伝達が行われましたが、全国町村議会議長会、自 治功労者表彰で鈴木議長、髙橋議員がそれぞれ表彰されております。

第4、委員会関係について。

経済常任委員会が1回、広報広聴常任委員会が1回、議会運営委員会が3回。

第5、会議関係、第6、その他につきましては記載のとおりでございますので、後ほど お目通しお願いいたします。 以上で、諸般報告を終わります。

#### 〇議 長

以上で、諸般報告を終わります。

# ◎日程第5 行政報告

#### 〇議 長

日程第5 行政報告を行います。 酒森町長。

#### 〇酒 森 町 長

それでは、平成31年2月22日開会の第1回町議会臨時会以降の行政の主なものについて、ご報告を申し上げます。

1番目の十勝圏複合事務組合中間処理施設への可燃ごみの処理移行についてでありますが、現在、大樹町のごみ処理につきましては南十勝複合事務組合において広尾町及び幕別町とともに共同処理を行っております。

南十勝複合事務組合では、中間処理施設の老朽化に伴い、今後の施設整備のあり方について検討が行われておりますが、一方では十勝管内13市町村のごみ処理を行っている十勝圏複合事務組合においても中間処理施設「くりりんセンター」のあり方の検討が行われ、平成39年度以降は新たな施設でごみ処理を行うとした方針を定めるとともに、今年度末までに共同処理を行う構成市町村を確定をさせたいとしているところであります。

こうした中、南十勝複合事務組合において、可燃ごみの処理は十勝圏複合事務組合の中間処理施設が更新された後に、同組合に移行することが望ましいとした考え方が示されたため、大樹町においても可燃ごみの処理については十勝圏複合事務組合に移行することが望ましいとして、ブロック別懇談会を初め、行政区長会議、議員協議会等を通じて考え方を説明し、ご理解をいただいたところであります。

また、広尾町及び幕別町においても、本町と同様に移行に向けた方針が示されておりましたことから、去る2月25日に開会された南十勝複合事務組合議会定例会において、構成3町の方針が確認できたため、十勝圏複合事務組合に対し、共同処理参画の申し入れを行うとした行政報告が行われたところであります。

今後におきましては、運搬方法のほか、料金等も含め、引き続き整理していく必要があることから、関係機関と連携を図り、継続的に協議を進めてまいりたいと考えております。

2番目の大樹町表彰条例に基づく奨励賞の贈呈についてですが、振別の堀川翼氏が国内外のスピードスケート大会において素晴らしい成績を収められました。本来であれば10月1日の開町記念日で表彰させていただくところではありますが、出席が難しくなるとのことでありますので、3月9日開催の平成30年度スポーツ賞・文化賞の贈呈式の席上において、大樹町奨励賞を送らせていただくことといたしましたのでご報告を申し上げます。

3番目ですが、振別の山下陽子氏が第58回全国青年農業者会議のプロジェクト発表(畜

産部門)で農林水産大臣賞を。

4番目ですが、生花苗沼シジミ保存会が第24回全国青年・女性漁業者交流大会の資源 管理・資源増殖部門で水産庁長官賞を。

5番目ですが、振別の木村博文氏が乳牛改良の部で第51回宇都宮賞を受賞されました。 本町の基幹産業である農業や水産業の振興発展にとって大きなご功績であり、心からお 祝いを申し上げますとともに、さらなる活躍をご期待申し上げるものであります。

6番目のその他来町者及び会議出席等につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、 以上で行政報告を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

続いて、板谷教育長。

# 〇板谷教育長

引き続き、教育委員会の行政報告を申し上げます。

子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。STEPによる体験活動の主なものとして、主催事業では小学生を対象に日帰り体験活動として「たき火でグツグツ」、「雪、直滑降」を実施いたしました。また、宿泊自然体験では、2泊3日で「大樹極寒つるつるキャンプ」を実施いたしました。

- (2) の受入事業では、東京都国立市谷保から親子宿泊体験活動を3泊4日で実施し、
- (3) 共催事業では学童保育所や認定こども園での活動を定期的に行うほか、(4) その他ではインターステラテクノロジズ社の工場見学を実施いたしました。

以上で教育委員会の行政報告を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

安田清之君。

# 〇安田清之議員

複合組合のごみの関係、可燃ごみの処理、これのルールは我々も説明をいただいているわけですが、町民がまだわかっていない部分が相当あるのかなと。きちんとした形になっていないでしょう。区長会等々ではお話をしていても、住民には伝わっていないと。どういうふうな仕組みになるのかくらいは、まだ日にちもありますから詰めなければならないこともあるのでしょうが、早めにこういうふうになりますよと、料金だってわかりませんでしょう、今度ね、多分。これも含めてですが、やはり住民には早めにご説明をお願いしておきたいと思うのですがいかがでございますか。

# 〇議 長

酒森町長。

#### 〇酒 森 町 長

ただいま行政報告の中で南十勝複合事務組合で行っておりますごみ処理の関係で、可燃ご

みについては十勝圏複合事務組合中間処理施設への移行の方針を固めたということでの報告をさせていただいたところであります。

経緯等も含めて、行政区長会議でありますとか広報紙等でも周知をさせていただいているところであります。今後、今のところの想定では平成39年度に向こうのほうに運ぶということでありますので、今ご質疑がありました方法、または料金等についても鋭意検討を進めた中で逐一、進捗状況も含めて報告をさせていただきたいというふうに思っております。

今後、どういう取り扱いをしていくかということも含めて、町民の皆様、そして議会ともよく相談をしながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いをいたします。

# 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

# 〇議 長

質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

### ◎日程第6 議案第4号

# 〇議 長

日程第6 議案第4号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

# 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 本件につきましては、大樹町職員の給与に関する条例の一部改正をお願いするもので、主 な改正内容は勤務1時間当たりの給与額の算定方法と、借家に係る住居手当の算定方法と、 支給上限額を改正するものです。

内容につきましては総務課長から説明をいたさせますのでご審議の上、議決賜りますよう お願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

松木総務課長。

#### 〇松木総務課長

それでは、議案第4号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正について、内容のご説明 を申し上げます。

本条例の改正の主な内容につきましては、時間外勤務手当、並びに給料の減額などに用います勤務1時間当たりの給与額の算定方法の改正と、借家に係ります住居手当の見直しでございます。

内容につきましては表に沿ってご説明を申し上げます。

第2条の改正でございますが、従前「調整手当」と呼ばれていましたものが「地域手当」 に変更されていること、並びに特殊勤務手当につきましては既に廃止をされていることから 条文の整理を行ったものでございます。

なお、参考でございますが、地域手当につきましては本町に派遣される国や北海道の職員 を対象としておりまして、大樹町職員に支給されることはございません。

続きまして、第8条の2、それから第12条、それから2ページ目の13条の改正につきましては、「調整手当」の名称を「地域手当」に改正したものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

2ページの下段でございます。

第18条の改正でございますが、地方公務員の給与制度につきましては、原則として労働 基準法の適用を受けるものでございます。労働基準法の中では、勤務1時間当たりの賃金の 額につきましては、全員を対象とした継続的に支払われる手当につきましては、「基本の賃 金月額に加算して1時間当たりの給与額を算定すること」とされてございます。

この件につきましては、数年前にある府県の地方独立行政法人が労働基準監督署から指導を受けた経過がございまして、昨年、一昨年と北海道庁を通じて勤務1時間当たりの給与額の算定方法の是正につきまして、各市町村に是正の指導措置があったものでございます。

具体的には、11月から翌年3月までの5カ月間、職員に対しまして寒冷地手当が全職員を対象に支給されます。このため、これを算定の基礎額に加えるべきとの指導でありました。この改正によりまして、勤務1時間当たりの単価につきましては、11月から翌年3月までの5カ月間に限り、2.7%から17.7%の引き上げとなるものでございます。

寒冷地手当につきましては、その世帯構成等によりまして額が異なりますので、こういった率の開きが出るものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。

第21条の改正でございますが、借家に係る住居手当の算定方法と限度額を改正するもので、今までは5,000円を超える家賃を支払っている職員が住居手当の支給対象となってございましたが、この下限額を9,000円に引き上げるとともに、支給の上限額を2万1,000円から2万5,000円に引き上げるものでございます。

昨年4月1日現在、平成30年4月1日現在、借家に係る住居手当を受給している者は、全ての会計を通しまして75人でございました。月額4万円を超える家賃を支払っている者につきまして、54名いらっしゃるのですが、この54名につきましては増額という形になります。4万円未満の18人、こちらの皆さんにつきましては減額という形になります。4万円の家賃を払っていらっしゃる方は、今現在の受給額と変更はございません。

なお、この改定に伴います所要額につきましては、全ての改正合わせて約206万円程度 と見込んでございます。

なお、参考までに国の借家に係る住居手当の制度の上限額、2万7,000円でございま

して、管内の平均につきましては2万5,278円となってございます。

最後に附則でございますが、この条例につきましては、平成31年4月1日からの施行を 予定するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

# 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

#### 〇安田清之議員

ちょっとお聞きしたいという部分は、家賃の部分が減る方と増える方が出てくると。これは、借りている方が予算計上するのでしょうから、3年で借りていて次の年値上げになったという場合もあろうかなと思うのですが、この場合のときの予算措置は、もうそのときの月で計算をするのか、1年で計算をするのか。そこら辺はどういうふうな、月で借りているのだから、家賃だから。多分、上がるのだろうと思うのですが、そこら辺をちょっと聞かせてください。

# 〇議 長

松木総務課長。

#### 〇松木総務課長

職員の家賃の改定等に伴います予算措置の関係でございます。

まず1点、職員は住居手当を受ける権利を持ったら、速やかにまず届けなさいということが1点義務化されてございます。その家賃につきましては翌月から反映するという形になってございます。

なお、ちなみに家賃には共益費であるとか駐車場の使用料などは含まないものでございま す。

ご記憶に新しいかと思いますが、札幌市職員はじめまして住居手当の不正受給の問題がありまして、数年に一度だったものを昨年、また改めてきちんと契約書の写し等をつけさせて、確認をしているところでございます。

ちなみに、その年度途中であるとか、引っ越しにより住居の金額が変わった、そういった 場合は、翌月からそれを対応させていただきますが、予算につきましては当初予算を見て、 改定に伴いまして不足があれば補正をお願いいたしますし、当然残れば減額はするわけなの ですけれども、いずれにいたしましても家賃の改定に伴いまして住居手当の受給額が変わる ということになりますと、速やかに提出した上で対応するというものでございます。

参考でございますが、この2万5,000円を受給するための家賃は、4万8,000円以上の方が対象となるものでございます。

以上です。

# 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。 菅敏範君。

# 〇菅敏範議員

今、説明がありました上限2万5,000円というのは、1つは何条に記載されているのかということを教えてください。

それともう1点は、計算書の理解を深める意味でちょっとお聞きしますけれども、2分の1が1万4,000円を超える場合というのは、例えば借家賃月額5万円ですと、2万円を控除して、残り3万円の2分の1で1万5,000円。それは、1万4,000円を超えているから、1,000円カットして、1万4,000円プラス1万1,000円で2万5,000円と、この理解でよろしいですか。

#### 〇議 長

松木総務課長。

### 〇松木総務課長

菅議員のご理解のとおりでございます。この  $2 \pi 5$ , 0 0 0 円につきましては、明文の規定にはなっていないのですけれども、 3ページ目の第 2 1条の第 2 項のほうで、まず家賃の月額から 2 万円を控除した額の 2 分の 1 が 1  $\pi 4$ , 0 0 0 円を超えるときは 1  $\pi 4$ , 0 0 0 円。それに 1  $\pi 1$ , 0 0 0 円を加算するということで、この合算で 2  $\pi 5$ , 0 0 0 円の根拠としているところでございます。

それと、もう1点が先ほど申し上げられましたとおり、1万5,000円であっても1万4,000円にカットした上で1万1,000円を加えるという形になります。

# 以上です。 **〇議 長**

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

### 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

# 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第4号大樹町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

# 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第5号

# 〇議 長

日程第7 議案第5号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を議題 といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

# 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第5号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 本件につきましては、大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正をお願いするもので、 改正の内容は給料月額の改正と期末手当への加算措置の導入であります。

町長、副町長、教育長の月額の給料については、平成17年から見直しを行っていなかったため、現在の水準の妥当性について大樹町特別職報酬等審議会にお諮りをし、改正すべきとのご答申をいただいたものであります。

なお、条例の施行日は改選後の5月1日からとなっております。

内容につきましては総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

松木総務課長。

# 〇松木総務課長

それでは、議案第5号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正につきまして、内容のご説明を申し上げます。

町長、副町長、教育長の月額給料でございますが、平成15年、16年、17年の3回 にわたり引き下げを行いますとともに、期末手当への加算措置につきましても平成14年 に凍結をしてございました。

給与の引き下げにつきましては、平成22年度まではその都度、特例条例を制定し、平成23年度からは条例本則で規定してきたところでございます。この間、人事院勧告などに基づきます期末手当支給率の改正などは行ってきてございますけれども、給料の月額、並びに期末手当支給率の算定方法についての検討は行ってきてございません。

このため、現在の水準の妥当性につきまして、削減の経過、並びに管内町村の状況等を 踏まえまして、大樹町特別職報酬等審議会にお諮りをいたしまして、12月と1月の2回、 ご協議を賜りましてご答申をいただいたところでございます。

この答申結果に基づき、今回ご提案をさせていただいたところでございます。

それでは、表に沿いましてご説明を申し上げます。

第3条の改正につきましては、給料の月額の改正でございます。町長につきましては4万1,000円、6.0%引き上げまして72万5,000円に。副町長につきましては2万8,000円、4.9%引き上げまして60万5,000円に。教育長につきましては1万3,000円、2.4%引き上げまして54万9,000円に改正するものでございます。

続きまして、第6条の改正でございますが、期末手当に対する加算措置の規定でございます。国家公務員、地方公務員にも広く適用されている制度でございます。

具体的には期末手当の基礎額、例えば月額72万5,000円であれば、これに15%を加算して、支給率を乗じて支給するものでございます。この制度につきましては、平成13年度まで導入されていたもので、これを復元するものでございます。

この給与改正をお認めいただいた場合、管内15番目から17番目、高いほうからですね、15番目から17番目であった町三役の給料月額につきましては、12番目と13番目に、それから期末手当への加算措置を講じることによりまして、年間での総支給額は、三役とも17番目であったものが9番目、10番目となるもので、この改正に伴います年間の予算所要額につきましては、約260万円程度と見込んでございます。

なお、附則でございますが、この改正条例の施行日につきましては改選後の新たな任期 であります5月1日からとするものでございます。

以上で説明のほう終わらせていただきます。

#### 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

# 〇安田清之議員

条例について、若干関連しますのでちょっとずれる部分がありますが、ちょっと聞いて いただきたいなと。

今、我々にこの条例改正が出ました、現実的に。ところが、広報でもう出ているのですよ。条例が制定されていないのに、広報にもううたって出てくると、これは何かおかしくないですか。審議されて決まってから出すべきものを、広報にもう審議会の金額も全部出ている、変わりますよと。これはやっぱり審議が終わってから広報に出すべきと僕は思うのですが、そこら辺の考え方は、これは否決されたらあれ出したものが違うことになるのですよ。逆に言うと、我々も含めて。

昨日、私の家に広報が来ました。見ているともう審議会のこれが出ているということではなくて、やっぱり条例がきちんと終わってからお出しをいただくというのが、これが筋

道だというふうに思いますので、そこら辺の考え方をお聞かせをいただきたいと。

まあ、早く言えば結構ずれてくるのですね。我々の議会もまだ説明に行っていないのに ぼんと出ていたり。これはやっぱり議会軽視としか僕は見えない。町民に早くお知らせを したいという意識もあるのだろうと思いますが、議会は二院制ですから。まして条例です から。条例を通ってから、やっぱり知らしめる、皆さんにお知らせするべきものだという ふうに思うのですが、そこら辺のお考えだけ聞かせてください。

#### 〇議 長

松木総務課長。

# 〇松木総務課長

ご指摘のとおり、2月28日発行の広報紙3月号に、特別職報酬等審議会の答申結果について掲載をさせていただいてございます。

その中では、具体な金額ではなく、何%から何%程度の引き上げとなる予定と。この件につきましては、3月の第1回町議会定例会の中で予算並びに条例に関して上程をさせていただくというような書き方にしてございまして、読む方によって誤解される方もいらっしゃるかと思いますけれども、私どもはそれも決定したとか、そういった部分ではございません。

また、私どもの諮問機関でございますので、諮問機関の答申につきましてはそういった 内容でどういった議論がされて、どういった結果が出たのかというのは、広く住民の皆様 にお知らせしたいと考えまして、議会上程前でございましたけれども、内容についてお知 らせをしたものでございます。

ただ、内容につきましては先ほど申し上げましたとおり、あくまでも議会の議論を経て、 それの可否が判断されるものですよというような書き方をさせていただいていますので、 大きな誤解は受けていないのではないかと個人的には考えるものでございます。

以上です。

#### 〇議 長

安田清之君。

#### 〇安田清之議員

その意味はわかる、書き方。だけど住民はね、もう通ったと見るのですよ、ああいう文面を見てしまうと。「答申を受けた」もう通りましたと。これは、やっぱり解釈、住民はきちんと条文を、ぱぱっと僕も読んだらもう、ああ、条例になっていないよなとは。答申を受けました、審議を受けました、予算措置もしましたということは書いてあるのだけれども、住民はもう上がったという解釈になるのですよ。そこら辺をもう少し、これはこれから条例の制定がなされると書くのか。条文だけを読んでしまうのでね、住民というのは。私も含めて多いのかなと。読んだら、もう何だ議会要らないではないかと、こうなってしまう、ということがあるので、課長の言う意味は十分わかりますので、今度出すときはもう少しお考えをいただいて、お出しをいただくようお願いをしたいというふうに思います。

もう上がってしまったという解釈になってしまうのですよ、出てしまうと。よろしくお願いをしたいと思いますので、今度こういう問題については十分検討をしていただけるかどうかだけお聞きをいたしますのでお願いをいたします。

# 〇議 長

酒森町長。

#### 〇酒 森 町 長

私の手元にも広報紙の今、同じもののコピーがありますので、中身をもう一度読んでいたのですが、項目は特別職給与等の引き上げを答申ということで、三役と議会の議員の皆様の報酬について、報酬等審議会で審議をされて答申を受けましたという内容です。

末尾、最後のほうに関連条例の改正予算案については、3月の定例会に上程する予定ですという書き方でありますので、考え方については先ほど総務課長が説明をしたとおりであります。決して議会を軽視しているなどという思いは全くございませんので、答申の内容についていち早くお知らせさせていただきたいという思いでありますので、今後とも同様な案件があった際には、書き方等も含めて、誤解のないような書き方を進めていきたいと思っております。

決して議会を軽々しく思っているなどということは、金輪際もありませんので、そこについてはご了解をいただきたいと思います。

### 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

# 〇菅敏範議員

今、内容の説明を受けたのですが、その期末手当の加算額について、審議会でどういう議論になったのかということで、町民に理解を得るために、この加算額が、議論の経過は別にして、ほかの町村でどういうふうに扱われているかというと、その公務員関係にはあるのは承知をしております。ただ、これを100分の15加えると結構な額になるのですよ。例えば、町長で言うと年間の期末手当を加算すると、上がった分プラス調整手当を入れると、年額100万円近い額が、30年度と31年度ではプラスになるという、多分そのくらいの計算になると思うので、その辺が、その加算額の関係についてはちょっとどうなのかなという疑問があるので、その辺の審議経過も含めてお答えをいただきたいと思います。

#### 〇議 長

松木総務課長。

#### 〇松木総務課長

審議の経過でございますが、内容といたしまして大樹町独自の新しいものをつくるということは全く考えてございません。ただ、管内的に、もしくは全国的な特別職の給与体系、報酬制度、そういったものはどういったものになるかというのを議論してございます。

ちなみに、三役に対しまして期末手当への加算措置を講じている自治体につきましては、 管内で3分の2が講じてございます。一部の町村につきましては、あえて独自で低くして いるところもございますし、帯広市等につきましては20%でございます。

ちなみに、国会議員であるとか北海道議会議員の皆様、こちらにつきましては給料の支給額が違うのですが、加算措置額が例えば40%とか45%とか、そういった形になってございます。今回、その15%というのは、管内で最も多く採用されている数字であるということと、私ども一般職にも一定の給料級以上になったものにつきましては、期末手当に対する加算措置が講じられてございます。その一番高い率が15%でございます。

また、平成14年から凍結してございますが、平成13年度においても15%の加算措置を講じていたということで、こちらを復元するということを考えたものでございます。

月額給料で調整するという手法もあろうかと思いますけれども、期末手当につきましては今現在、ここ数年、毎年微妙に上がってございますが、低いときには3.9カ月分とかという形で下がることもございます。基本報酬月額につきましては、個々人の当然、基本部分になりますので、そこについては生活給と申しますか、そういった形の基本保障的なものでございます。期末手当、いわゆる民間ではボーナスと言われますけれども、そこにつきましては職責に応じて当然、その負担であるとか、そういった部分も、責任も含めて加算措置を講じるというのが人事院を含めて、国の給与制度の中で生まれまして、それが市町村、都道府県に広がってきたものでございまして、こちらの導入につきましては多分、全国でかなりの自治体がやっているところでございますし、管内的に見てもそうでございます。

また、これを加算したところで、私どもの町の三役の給料がどんと上がるわけではなく、ようやく中間ベースになるというような試算値も示しながら、審議会でご意見をいただきまして、それは導入したほうがいいというご答申もいただきまして、今回ご提案させていただいたところでございます。

以上です。

### 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第5号大樹町長等の給与等に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

# 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第6号

# 〇議 長

日程第8 議案第6号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正 についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

# 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第6号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 本件につきましては、大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正 をお願いするもので、改正の内容は報酬月額の改正と期末手当への加算措置の導入であり ます。

議員の報酬月額については、平成23年から見直しを行っていなかったため、現在の水準の妥当性について、大樹町特別職報酬等審議会にお諮りをし、改正すべきとのご答申をいただいたものであります。

なお、条例の施行日は改選後の5月1日からとなっております。

内容につきましては総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますよ うお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

松木総務課長。

#### 〇松木総務課長

それでは、議案第6号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正 について、内容のご説明を申し上げます。

町議会議員の報酬につきましては、平成15年に期末手当への加算措置の削減、16年には期末手当の支給率の削減、平成17年には議長、副議長の報酬の引き下げと、議員全般に対しまして期末手当支給率のさらなる削減、平成23年には委員長報酬と議員報酬の引き下げを行って以降、職員に対する人事院勧告に伴います職員の期末手当支給率の改正等を考慮した改定はありましたものの、月額の報酬につきましては見直しを行っていない

ところでございます。

このため、現在の水準の妥当性につきまして削減の経過、管内町村の状況等を踏まえまして、大樹町特別職報酬等審議会にお諮りをいたしました。12月と1月の2回、ご審議を賜りましてご答申をいただいたところでございます。

今回はこれに基づき、条例の一部改正についてご提案をさせていただいたものでございます。

それでは、表に沿いましてご説明を申し上げます。

第2条につきましては、報酬月額の改正でございます。議長につきましては1 万6,000円、5.9%引き上げまして2 8 万6,000円に。副議長につきましては1 万2,000円、5.6%引き上げ2 2 万7,000円に。委員長につきましては1 万1,000円、5.7%引き上げまして2 0 万3,000円に。議員につきましては1 万円、5.7%引き上げまして1 8 万5,000円にそれぞれ改正するものでございます。

第4条の改正でございますが、期末手当に対する加算措置の規定でございます。先ほども若干触れましたけれども国会議員や道議会議員、並びに一部の管内市町村議会議員の一部にも適用されている制度でございまして、具体的には期末手当の基礎額に15%を加算するもので、平成15年まで導入されておりました制度を復元したものでございます。

改定した場合、現在管内で14番目であります議長と副議長の報酬月額につきましては 12番目、同じく14番目であります委員長と議員の報酬月額につきましては、それぞれ 12番目と9番目となるものでございます。

なお、議員報酬につきましては9番目の自治体が4町村ございますので、9番目から1 2、3番目くらいまでという形になろうかと思います。

年間総支給額で見ますと、議長につきましては管内17番目でありましたが10番目に、管内16番目でありました副議長につきましては9番目、同じく委員長につきましても16番目でありましたが9番目、15番目でありました議員報酬につきましては8番目となりますけれども、この8番目も同額のところが4町村ございますので、8番から11番くらいという形になろうかと思います。

この改正がお認めいただいた場合の年間総所要額につきましては、約380万円と試算するものでございます。

なお、附則によりまして、この改正条例の施行日につきましては新たな任期となります 本年5月1日を想定しているものでございます。

以上で説明のほう終わらせていただきます。

# 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

# 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第6号大樹町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正 についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

# 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前10時52分 再開 午前11時01分

# 〇議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

# ◎日程第9 議案第7号

# 〇議 長

日程第9 議案第7号大樹町債権管理条例の制定についての件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

# 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第7号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町債権管理条例の制定をお願いするもので、町の債権の管理 事務の一層の適正化と効率化を図ることを目的としており、債権の区分や回収の手続等を 明確化するとともに、事実上、回収が困難と見込まれる一定の要件を満たす債権の権利放 棄についても規定をするものであります。

内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りま

すようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

鈴木住民課長。

#### 〇鈴木住民課長

それでは、議案第7号大樹町債権管理条例の制定についてご説明させていただきます。 条文の説明の前に、概要を説明させていただきます。

今回、新たに制定する条例は、町の債権の管理について、本条例を制定することにより、 今後の積極的な債権回収を行うことに加え、回収見込みのない私債権について権利放棄を 行うことで、適切な債権管理につなげること及び不納欠損処理を各法令の根拠に基づき処 理を行っている強制徴収公債権との整合性を図るために制定する条例となってございま す。

また、現在町の債権管理は、大樹町税外諸収入金の徴収に関する条例に基づき行っておりますが、当該条例は地方自治法に基づく公債権のみを対象としていることから、私債権の管理、徴収手続の根拠条例が必要となるものでございます。

そのことにより、本条例は公債権及び私債権等を包括した債権の管理について定めるものとしてございます。

本債権管理条例の制定により、当該税外諸収入金の条例は不要となりますので、本条例 附則により税外諸収入金の条例を廃止することを、さらに延滞金などの条文について、税 外諸収入金の条例を参照することとしている条例が7条例あり、税外諸収入金の条例の廃 止に伴いまして参照条例がなくなることから、本債権管理条例に準ずるか参照するように 本条例附則により改正を行うものでございます。

条例の説明に入りまして、本条例の全体構成は全20条で、目次を付してございます。

1、第1条から第5条までを第1章として条例の総則を、第6条から第17条までを第2章として徴収手続などについて、第18条と第19条を第3章として債権の整理を、第20条を第4章として補足を定める構成とし、附則では条例の施行日のほか、本条例に関する他の条例の廃止と一部改正を合わせて行おうとするものでございます。

それでは、条文に沿いまして順に説明させていただきますけれども、新規制定の条例で ございますので、少し長めになりますのでご了承お願いいたします。

第1条では、この条例の目的を定めるもので、町の債権の管理に関する事務の処理について、必要な事項を定めることにより、債権管理事務の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することを目的とするものでございます。

第2条では、この条例内で使用する各種用語の定義として、町の債権、公債権、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権、私債権等の定義を定めてございます。

第3条では、他の法令等との関係として、町の債権の管理する事務処理について、個別に法令、条例、規則などの定めがある場合を除き、本条例により事務処理を行うことと定めるものでございます。

2ページに移りまして、第4条では町長の責務として、町長は法令等の定めに従い、債務者の状況や滞納理由などを把握し、町の債権の適正な管理に努めなければならない責務を定めるものでございます。

第5条では、台帳の整備として、町の債権を適正に管理するために、台帳の整備をしなければならないと定めるものでございます。

第2章は徴収手続等について定めるもので、第6条では督促として債権を期日までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促を行うこととするもの、期限につきましては規則で定め、督促状を発付するまでの期間は、公債権の場合は地方税の規定により20日以内、私債権は30日とし、納付期限は督促状発付後、20日以内とするものでございます。

第7条では、公債権における延滞金を定めるもので、地方税法の規定に準じ、延滞金の率、端数処理のほか、災害により著しく資力を喪失した場合などに適用する延滞金の減免について定めるものでございます。

第8条では、前条の公債権による延滞金と同じ性格の指定期限までに納付されなかった 場合の私債権における損害遅延金について定めるもので、損害遅延金の割合につきまして は民法の規定を適用し、端数整理及び減免の規定につきましては公債権を準用するものと 定めるものでございます。

第9条では、滞納処分などとして、強制徴収公債権における滞納処分、いわゆる差し押さえなどについては、地方税の規定に従い執行するとした確認規定でございます。

3ページに移りまして、第10条では強制執行などとして、私債権等について督促後、相当期間として、1年を経過しても債務を履行しない場合は、強制執行及び訴訟手続などを行い、債権の回収を行うものと定めるものでございます。

内容としましては、第1号では担保が付されている場合は、担保の処分などを実行する ほか、保証人に対して履行請求すること。第2号では、強制執行の手続を行うこと。第3 号では、訴訟手続を行うこととしてございます。

第11条では、専決処分として第10条で定める訴訟手続などを行う場合には、地方自治法において議決が必要とされているものでございますが、本条において、その目的の価格が20万円以下の場合に限り、町長において専決処分をさせていただき、債権の回収に努めていこうと定めるものでございます。

第12条では、専決処分の報告として、第11条により専決処分を行った場合には、専 決後、議会への報告を義務付けるものと定めるものでございます。

第13条では、履行期限の繰り上げとして、履行期限を繰り上げる理由が生じた場合、 債務者に対し履行期限を繰り上げる通知をすることと定めるもので、繰り上げる場合の理 由につきましては、施行規則により民法の規定に従い、債務者は破産手続開始の決定を受 けたときなどとするものでございます。

第14条では、債権の申し出等として、債務者に対し、町以外の債権者が強制執行の手

続を取ったり、債務者が破産の申し立てを行ったりした場合には、町は裁判所に対して配 当の要求を行うなどして、債権の回収に努めることを定めるものでございます。

第15条では、徴収停止として、私債権などで履行期限後、相当な期間を経過しても履行されないものについて、第1号で法人の債務者が事業を休止し、再開の見込みが全くなく、差し押さえる財産が差し押さえに係る費用に満たない場合。また、4ページに移りまして、第2号では所在不明によって、長期間にわたって強制執行等の処理ができない場合のほか、第3号では強制執行を行おうとしても、債権金額が少額で執行する費用に満たない場合などに徴収の停止をすることができると定めるものでございます。

この場合の相当な期間は、地方税法に準じ3年と規則で定めるもので、本条項は地方自治法施行令に定められる規定の確認規定となってございます。

第16条では、履行延期の特約などとして、債務者が無資力の場合などには履行期限の 延長のほか、分割した履行期限を定めることができるものとするものでございます。

第1条の本文中の特約と処分の違いにつきましては、履行期限を延長する内容に違いは ありませんけれども、賃貸借契約などの契約の場合には特約となり、補助金の返還など、 町の行政処分の場合などには処分として区別されるものでございます。

この条項につきましても地方自治法施行令に定められる規定の確認規定となってございます。

第17条では免除として、第16条により履行延期の特約などを行った場合において、 10年間経過してもなお債務者が無資力などである場合には、弁済の可能性がないものと 考え、債務等を免除することができる規定とするものでございます。

この条項につきましても地方自治法施行令に定められる規定の確認規定となってございます。

第3章は、債権の整理について定めるもので、第18条では私債権等の放棄でございます。私債権は債務者の居所不明、死亡などのほか、死亡に係る相続人が不存在、または相続放棄の状態にあっても、債務者からの時効の援用がなければ債権が消滅しないため、事実上、徴収が不可能な債権が累積してございます。

そのため、本条例では5ページになりますけれども、第1号で生活保護法による保護を受け、またはこれに準ずる状態、第2号では破産法により、当該債権の責任を逃れた場合、第3号で消滅時効に係る期間が満了した場合、第4号で強制執行の手続を取っても履行されず、資力の回復が困難で履行見込みがない場合、第5号では徴収の停止後、相当期間が経過してもなお履行させることが困難な場合などについて、このページの1行目からになりますけれども、1件当たり20万円以下で時効または滞納処分の停止により消滅する、または消滅した公債権がある場合に限って、私債権などを放棄することができる規定としてございます。

この場合の1件の定義につきましては、規則により私債権等の名称ごとにおける1会計年度ごとの合計額を1件としてございます。

また、第6号では債務者死亡による相続が限定承認である場合に、相続財産の価格が強制執行に係る費用に満たないなどの場合、第7号では債務者が失踪、所在不明のほか、死亡などの場合のこの2つの号につきましては、消滅した公債権の有無にかかわらず、1件当たり20万円以下に限り、私債権等を放棄することができるものとしてございます。

第19条では、私債権等の放棄の報告として、第18条により私債権等の放棄を行った 場合には、議会への報告を義務付けるものと定めるものでございます。

第4章は補則について定めるもので、第20条では委任として、この条例執行に関して の必要な事項を規則で定めるものとしてございます。

附則の1項といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

附則の第2項では、この条例の制定に伴い、大樹町税外諸収入金の徴収に関する条例を 廃止し、経過措置として、3項では執行日前に発生した町の債権についても本条例を適用 し、4項では廃止前の条例に基づいて行った措置、または処分については本条例の相当規 定に基づくものと規定するもの。

6ページに移りまして、5項では延滞金の割合の特例を定めるもので、地方税法の規定に基づき、特例基金割合を定めるもの、6項以降につきましては延滞金または遅延損害金の額と端数処理について、それぞれの条文で先ほど説明させていただきました本条例を附則で廃止する大樹町税外諸収入金の徴収に関する条例を参照するように定めていることから、6項の介護保険条例は本条例などに合わせ、条例の一部を改正し、7項以降の条例につきましては、今回制定する本債権管理条例を参照するように条例の一部を改正させていただくものでございます。

以降、順に説明させていただきます。

6項では、大樹町介護保険条例で定める延滞金の額と端数処理及び延滞金の特例割合について、本条例及び介護保険条例の参考条例に合わせ改正するもの。7項から7ページにまたがります12項では、本条例第7条の延滞金、または第8条の遅延損害金の額と端数処理について、本条例の規定に基づくものと改めるものでございます。

改正する条例は、7項では大樹町高齢者などに優しい住宅整備資金の貸し付けに関する条例。7ページに移りまして、8項では大樹町有林野の産物売払条例、9項では大樹町道路占用料徴収条例、10項では大樹町普通河川管理条例、11項では大樹町個別排水処理事業受益者分担金条例、12項では大樹町水洗便所改造等資金貸付条例の6条例となってございます。

以上で説明を終わらせていただきますけれども、今後の債権管理につきましては本条例に基づき、より一層回収に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

# 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

# 〇齊藤徹議員

この条例が認められますと、先ほど前段の説明員の話の中でも、さらなる積極的な回収をするという、そういう説明をいただきました。

また、第1条の一層の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ円滑な財政運営に資すると書いているのですけれども、この条例を施行するということは、職員の資質を結構問われると思うし、回収事業も結構こまめにやらないとならないのですけれども、先ほど前段でさらなる積極的な回収をするというのは、今の段階でどのようなことを考えているのか、それだけ聞きたいです。

#### 〇議 長

鈴木住民課長。

# 〇鈴木住民課長

今まではこういった税外諸収入金の徴収に関する条例ということで、公債権のみの対象 となっていて、私債権におけるものについてはなかったわけなのですけれども、今回定め ることによってこの条例の中では、先ほど条例の中で保証人に請求するだとか、訴訟手続 に移るということを記載してございます。

管内の状況を見ましても、そういった訴訟手続に移っているようなところというのは、 実はまだございません。うちもそういった仕組みはなかったので、そういった手続を行っ ていなかったのですけれども、順次勉強をしながらそういったことに進めて、回収に努め ていきたいと考えております。

以上でございます。

#### 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

### 〇安田清之議員

この債権を専決をしたとき、町長が議会に報告するという文言が入っております。どういうような形で我々に説明をするのか。個人情報だから出しませんよというのか、公にまずきちんと出すのか、ここら辺をちょっとお聞かせをいただきたいというふうに思います。3回だからもう一つ、言っておくわ。

これは、私債権というのは公営住宅だとかそういうものになるので、これは公営住宅に入っていて、公営住宅の料金を払えない、失効するということになると、住宅から強制退去させるのかどうするのか。こういう条文もつくっておかないと、ただ放棄だけができるという体制になって、そこでずっと移住権というものが公営住宅にもあるのだろうと。ここら辺の処理はどういうふうに、私債権をやる上で水道料もなるだろうし、そういうものはどういうふうになるのですか。強制退去までするのか。執行をするということはそうい

うことですよね、現実的に。

それから、何もない場合とよく言われるのですが、現実的に通常でいう債権というのは、裁判所へ行った場合、言い方を変えると赤紙というのですが、ぱんぱんぱんぱんと貼っていくわけですね。だから、ゼロにはならないのだろうというふうに思うのですが、裁判仕様によりもあれだからと、タンスの果てまでやるわけですから。多分、鍋はやらなかったかな。テレビ、寝る布団と鍋と、くらいではないかな。冷蔵庫まで貼るはずだね、あれは。だから、そういうのでゼロというふうにはならないのだろうというふうに思うので。20万円以上裁判費用がかかる場合ということだから、意味はわかるのですが、その査定はどうやってやるのか、この3つお聞かせください。

#### 〇議 長

鈴木住民課長。

#### 〇鈴木住民課長

まず1点目の、多分議会の報告というのが2つございまして、最初の前段のほうは訴訟 関係の報告の関係、それから後段のほうは権利放棄に関する報告の関係ですけれども、ご 質問のほうは権利放棄のほうという考え方でよろしかったでしょうか。

権利放棄の議会の報告につきましては、報告の事項につきましては施行規則の第13条で、今回は施行規則はついておりませんので口頭の説明になりますけれども、放棄した債権の名称、件数、金額と理由、この4項としてございます。氏名については規定してございません。

ただ、氏名等については先ほどのご質問の中にあった個人のこともありますので、議会の本会議の中ではということで、ちょっと規定はしてございません。ただ、この部分に関しては議会のほうと相談の上とは考えておりますけれども、債権放棄をしようとする対象者を特定した後、実際に町側で債権放棄を行う前に、議員協議会などの場で氏名なども含めた債権放棄に至るまでの経過も含めた説明を、議員の皆さんに説明させていただいた上で、了解をいただいた中で町側の債権放棄の事務処理を進めたいと考えております。

ですので、議会の報告については名前の入らない形で現行の公債権における欠損額の報告と同じ形式になろうかと思いますけれども、先ほど言ったその名称、件数、金額、それから放棄した理由、そういったような内容で報告という形を考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

公営住宅の関係については、私債権における先ほど言った、齊藤議員からもありました けれどもどういった手続を踏んでやるのかということで、その中で訴訟を起こすだとかと いう話を進めておりますけれども、その中でも説明したとおり、管内の他の自治体でもそ ういった事例がまだないといったこともあります。

ですので、その辺を実際やる器をつくって、やるのだよということで、その辺を滞納の ある方にきちんと説明しながら、そうならないようにということで説明、理解した上で納 付に結びつけるように考えていきたいとは思っておりますけれども、すぐとは言いません けれども順次、しかるべき時期が来ればやらなければいけないかなと思っております。

それから、20万円以下の評価の関係ですけれども、差し押さえたりするのも例えば給与の何%までだとかということ、細かい部分がございますので、その辺はその個別の状況の収入状況だとか財産の状況、先ほど公営住宅の話をされましたから、公営住宅を持っている方は住宅を持っていたら入れないので、そういった固定資産はないですけれども、土地などの固定資産はきっとある方はいらっしゃるかと思いますので、その辺の状況も調査しながら、きっとこの条例に沿いまして公平な負担になるように回収に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

#### 〇議 長

安田清之君。

#### 〇安田清之議員

大体、意味はわかっているのだけれども、現実的に不公平な部分が出てくるのだろうと。 現実的に何もないから払わなくて、債権放棄を町がやっていくという形になるのだという ふうに思うのですよ。

だけど、やはり公平性を見る上で、同僚議員が今後、徴収をどうするのだと。これは本当に職員の皆さん一生懸命やらないと大変だろうなという思いがいたしますので、附則でこういう場合はもう本当に町の公営住宅も強制執行で出すよというぐらいのことをやらないと、町民との、税を払っている方等々の不公平が出てくる。債権があるというのが大体、強いて言えば一般で働いていて、次のときの税金が払えないと。それでこれが何年か続いているという方は結構いるのだろうと思うのですよ。社会保険、報酬をもらっていたけどやめてしまったから、次の年に来るわけだから。収入がないから、債権になってしまう。こういう問題もある。先ほど言っていたように、勤めたところの報酬からやるよという部分はできる、これは法令でできる措置なので。

ただ、僕が一番思うのは、水道も公営住宅も、公営住宅に特に入っている方ですよね。この件数は結構多いのだろうというふうに思っています、僕。ですから、現実的にここら辺は附則ででもきちんと、こういう場合になった場合は出なければいけないよと。公営住宅は保証人付けるわけでしょう、要はね。ですから、きちんとそこら辺の説明を、この条例が通った時点で、やっぱり皆さんにお知らせをしたほうがいいのではないかという気がするのですが、そこら辺は町長どうですか。やっぱり言ってやらないと、ただ昔のように押してくれというから押しましたよという方が出てきて、今度は債権になった場合は、あなたの財産も、保証人。だから保証人も2つあるのだからね。ここら辺の適正も必要ではないかというふうに思うのですが、そこら辺、課長でもいいし、町長でもいいけれども、課長のほうから先にやって、町長にやってもらうか。どうだ。それは議長なので、そこら辺ちょっともう1回聞かせて。

#### 〇議 長

鈴木住民課長。

#### 〇鈴木住民課長

公営住宅の関係と水道の関係ということでお話しされておりまして、保証人ということですけれども、議員おっしゃられているのはその単なる保証人、それから連帯保証人ということで、公営住宅は連帯保証人という、町営住宅のほうの条例でうたっております。それ以外の条例の中でも連帯保証人とうたっている条例は、町の条例の中でも何本かございます。

そういったものの中で滞納のあるものについては、連帯保証人というのはご承知と思いますけれども、公営住宅の場合でしたら入居者と同等に住宅料を請求することはできると、極論から言えば、町が入居している人に請求しないで、連帯保証人に先に請求してもそれはいいよという、それが連帯保証人なのですけれども、そういったことはなくて、通常は入居している人に請求してはいるのですけれども、そういった部分を含めましてこの債権管理条例の中では保証人ということでうたっておりますけれども、それぞれの個別の条例の中できちんと必要な部分については連帯保証人ということでうたっておりますので、それは今までもうたっております。

それから、そのとおりいければいいと思うのですけれども、町営の住宅の滞納関係につきましては、他町村の例も見ますと、やはりその状況を聞きますと住宅に関しましては、やはり入居者の公平性というのは、まず第一番には来るのですけれども、やはり民間の住宅とは違いまして、公営住宅の場合、住宅困窮者に対する住宅ということで、生活をきちんと保障してあげないといけないところもありますので、その辺のところのバランスをとりながら、決まりの上では退去という決まり、それから水道料金については給水停止という決まりがありますけれども、状況を踏まえながら個別の状況をきちんと把握しながら、この条例に従いまして進めていきたいと考えております。

#### 〇議 長

安田清之君。

#### 〇安田清之議員

この条例を施行するというのは必要なのだろうと。20万円ずっと何十年も投げているものがあるので、これはしなければいけない。だけど、やっぱり公平性がありますので、十分職員の皆さん、頑張っていただいて適正に、早めに大きくならないうちに、ものを進めて、徴収という言い方を余りしたくないので、お納めをいただくよう、やっぱり皆さんにお願いをしていただきたいなと。溜まると払えないのですよ、お金というのは。貯めるのは難しいのだけれども。溜めるのはすぐできるのだから、もう借りて払わないのだから。これはすぐ膨れてくる。これは払えなくなるから、絶対ね。だから、早め早めに整理、回収を、債権に回さないよう努力をお願いをしておきたいと思いますので、町長そこら辺つっ。

# 〇議 長

酒森町長。

# 〇酒 森 町 長

ただいまご提案を申し上げています債権管理条例の中身についてご質疑をいただいているところでもあります。

前段、課長のほうからも説明をいたしましたが、ここの第1条の目的に書いてあるとおり、事務の一層の適正化及び効率化を図る。そして、円滑な行財政運営に資するのだという大きな目的をもって、この条例を今、制定をさせていただきたくご提案を申し上げているところでもあります。

ご質疑の中でもご意見で出していただいております、町民自らいろいろな負担がありますが、それについては公平感をもって、公平なルールに基づいてご負担をいただくというのが第一義であります。そういう意味でも、滞納されている方から納入をいただく、納税をいただくということは非常に重要な、行財政運営の中でも欠かせない項目だというふうに思っているところでもあります。

今回、ご提案をさせていただいたこの管理条例がお認めいただいた以降は、町の条例でありますので、この条例に基づいてしっかりと債権の確保、管理については進めていかなければならないというふうに思っているところでもあります。公債権、私債権問わず、町、いろいろな部分での滞納のものが実際には存在をしておりますので、私どものほうで進めております滞納プロジェクト等でも情報の共有を図りながら、職員の資質の向上も含めてしっかりとこの管理条例のもとで債権管理を進めていければと思っておりますので、今後もご協力をいただければと思っております。

# 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

# 〇菅敏範議員

ちょっと理解をするために、債務を負った人が他の町村に住所を移して、そこでまた新たに債務が発生している場合に、2つの自治体にまたがってそういう債務が発生するのですが、そういうときにどんなふうな調整をするのか。

それから、もしその人が住所を移して、そちらではきちんと払っているなどということがあった場合に、じゃあ大樹の分だけが全く回収できないというときに、まさかその移った町村でお金の支払いがあったらこちらに回してくれとも言えないでしょうし、その辺とか複数にまたがった場合の対応、ちょっとこの中に読み切れなかったので、ちょっとお聞かせください。

# 〇議 長

鈴木住民課長。

#### 〇鈴木住民課長

他の町村、うちの滞納している方が転出して、そちらの町村で滞納なのか、きちんと納付しているのかということの違いのところかと思いますけれども、現状としては他の町村の滞納状況というのは連携は取っておりません。

ただ、うちの税関係で言えば、きちんとそちらのほうの、うちの滞納がある場合はそちらのほうの収入の状況なども調査したりはしておりますので、ただその収入の状況の中に税関係については他町村でも滞納がある、ないというところも回答していただくような内容にはなっていますので、税関係につきましてはそういった連携は取れているかとは思っておりますけれども、私債権については今現在、そういった状況はなっておりません。

そういった状況というのは把握しておりませんので、うちに滞納のある方が他町村で他の債務が発生したものについて、きちんと納付されているかどうかというところにつきましても、今の段階としては把握できていない状況になってございます。

# 〇議 長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

# 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

# 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第7号大樹町債権管理条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

# 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎日程第10 議案第8号

#### 〇議 長

日程第10 議案第8号大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

# 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第8号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。 本件につきましては、大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をお願いするもので、放課後児童支援員の要件の整理と明確化を図るものであります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜 りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 それでは、議案第8号大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部改正をする条例についてご説明いたします。

今回の改正は、児童福祉法第34条の8の2、第2項に規定する放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正により、大樹町の条例で定める基準を改正するものです。

それでは、次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するもので、表に沿ってご説明いたします。

第10条、第3項、第4号では、既定の実質的な内容を変更するものではなく、既定の 趣旨を明確化にするための改正でございます。

現在の教員免許制度では、免許の更新制が導入されているため、教員免許取得後一定期間を経過した者は更新講習を受講しなければ教員となることができないと定めておりますが、放課後児童支援員の基礎資格として、教員免許を取得した者であれば、更新講習を受講しなくても資格を満たすものとして取り扱うとの運用が行われております。

現行の規定では、その点が明確でないため改めるものでございます。

次に、同条同項第10号では、放課後児童支援員の基礎資格を拡大する内容を追加する ものでございます。

附則ですが、本条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

# 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

西田輝樹君。

#### 〇西田輝樹議員

一つ確認したいのですけれども、教職員の免許状で10年だかの免許更新というのは

ルール改正になっているのは承知しているのですが、ここで言うその更新を受講しなければ、資格は失効するというふうなことで考えてよろしいのですか。更新講習を受けない方は、教員免許状が失効するというふうに考えていいのでしょうか。

# 〇議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 放課後児童支援員の基礎資格として、教員免許があれば支援員の資格を取得できるとい うことでございますので、教員免許が更新しなければ教員免許が失効されると、そのこと ではなくて、あくまでも支援員の資格取得に対して教員免許を持っていれば資格取得がで きるよというような内容でございます。

# 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

# 〇齊藤徹議員

(10)の5年以上、放課後児童健全育成事業に従事したものであって、町長が適当と 認めた者とあるのですけれども、これについてもう少し詳細に聞きたいのですけれども、 これは免許がある人なのか、ない人なのか、どういう解釈で5年以上なのかちょっと聞き たいのですけれども。

#### 〇議 長

井上保健福祉課長。

○井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 ここの部分につきましては、教員免許がなくても5年以上、放課後児童健全育成事業に 従事した者であれば、放課後支援員の資格取得ができるというような内容でございます。 従いまして、免許がなくても5年以上勤めれば資格取得ができるということでございます。 す。

# 〇議 長

齊藤徹君。

# 〇齊藤徹議員

わかりました。

それで、北海道の学童保育の事業ですけれども、この教員免許もいいのですけれども、例えば5年以上であれば免許がなくても町長が認める場合はいいと。例えばそれが多くなって、職員が10人に対して7人もいたら、それも成り立つのか。ある程度は10人の何%以内に、範囲内ならそういう5年以上勤めた場合は採用するとか、そういう決まりごとはしていかなくていいのか。そうすると、ひょっとしたら10人いたら、10人全員が町長が認めたら、その人は全員免許がないのですよね。そしたら、何かあったときには無資格者が運営しているという、町が運営しているとなれば不都合が出るのですけれども、

そういうことは大丈夫なのでしょうか。

#### 〇議 長

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 学童保育所には2人以上の支援員の資格を持った者を従事しなければならないという規 定がございまして、そのうち1名は資格がなくても補助員という形でも成り立ちます。

従いまして、5年以上の者が7人とか10人とかいても、資格取得、それなりの講習等を受けていただいて、資格を取得するということになりますので、そこは学童保育所としては運営は成り立つということでございます。

# 〇議 長

齊藤徹君。

#### 〇齊藤徹議員

ということは、最低2名いれば学童保育所となるのですけれども、例えばこれから学童はいろいろ規模拡大していった場合に、いろいろな人、子ども達が入ってくるのですけれども、そうするとその人件費も絡んでくるので、ある程度の無資格者の採用の枠も、ある程度はきちんと枠を決めておかないと、何でもかんでもとなってしまうと、ちょっと大変なことになるのではないかと思うのですけれども、今後その無資格者5年以上というのも、ある程度の利率というか、全体の割合というのはきちんと決めておくべきではないかと思うのですが、それは今後検討していただきたいと思います。

以上です。

#### 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

# 安田清之君。 〇安田清之議員

ちょっと疑問を感じるので、ちょっと聞かせてください。

(4) なのですが、これは旧では幼稚園、小学校、中学校、高等、中等と書いてあるのです。今度は、教員免許と書いてあるのですよ。ということは、幼稚園の先生というのはだめという、あれは幼稚園は小学校、教員免許ではないでしょう。教員免許なの、ああ、そう。

もう一つ聞かせてほしいのは、研修。北海道知事が行う研修は年に何回行われて、どういう要綱でなされているのかお聞かせください。

# 〇議 長

暫時休憩します。

休憩 午前11時47分 再開 午前11時48分

# 〇議 長

再開いたします。

井上保健福祉課長。

**〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長** 申し訳ございません。研修の内容については、今ちょっと把握しておりませんので、後 ほどご説明させていただきたいと思います。

#### 〇議 長

安田清之君。

#### 〇安田清之議員

研修の内容はいいにしても、年何回とか、どういう要綱でというものも後で結構なので、 1回お出しをいただきたいと。この条例がだめだということではなくて、中身をちょっと 精査をしたいという部分なものですから、お聞かせをいただければということでお願いを しておきますから、これでもうやめます。

#### 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

# 〇菅敏範議員

ちょっと同僚議員からも質問があったのですが、理解を深めるために再度、関連の質問をさせてください。

研修を受けたら修了すると支援員として採用することができると、修了した者は。だけ ど、(10)で言うと5年経たないといけないということは、5年経ったら(4)の教員 免許を持っている人と同じような扱いになるということで、1年か4年まではちょっと補助者みたいで、どこかで肩を並べるというのか、あくまでもずっと補助者なのか、その1から4までと、1年から4年までの位置付けと、5年を経過した者の位置付け、ちょっとこが理解しづらいので、再度お願いしたいと思います。

### 〇議 長

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 5年以上従事した者というものと、教員免許というものはあくまでも別物ということで 考えていただいて、資格取得のための要件でございますので、ここにつきましては放課後 児童支援員の資格を取るための基礎資格となる部分について、教員免許を持っているもの はその支援員の資格を受講できる。もう一つとして、5年以上学童保育所に努めた者も、 支援員の資格を取得できる、受講できるというような基礎資格でございますので、教員免 許とはちょっと別物ということで考えていただければと思っております。

# 〇議 長

菅敏範君。

#### 〇菅敏範議員

そうしたら、しつこいですけれども、勤めて1年から4年までの者は何て呼ぶのですか。 そのカウントされないということですね。スタッフとしているのだけれども、公式的には 人数にカウントされないという理解でいいのですか。

#### 〇議 長

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 補助員としてはカウントはしますけれども、あくまでもその支援員としての資格という 部分については、5年以上従事した者で、その支援員の資格を取得した者という位置付け にさせていただきたいと思っております。

#### 〇議 長

よろしいですか。支援員と補助員とちょっとの違い。 志民和義君。

#### 〇志民和義議員

そうすると、教員資格もなくて、5年以上の事業に従事した者であって、町長が必要と認める者が、都道府県知事が行う研修を受けた者は支援員として認めるということになりますと、例えば教員資格がない人が誰もいなくても、その学童放課後児童クラブの事業としては成り立つということでよろしいですか。

#### 〇議 長

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 まず第10条の(1)から(3)、省略しておりますけれども、ここの部分につきまし ては、1号で保育士の資格を有する者、2号で社会福祉士の資格を有する者、3号では学 校教育法の規定による教員免許を持った者というようなもので構成をしておりますので、 その方々をまず基礎資格として、そういう資格を持っている方が支援員の資格の講習を受 講できると。受かれば支援員として認めて、勤務する場合は学童保育所に2名以上必要で あるということになります。

それと、先ほどすみません。安田議員の資格の部分でございますが、研修の中身につきましては6分野で16科目、24時間、1科目90分単位で構成されておりまして、1回の研修で4日から8日程度、期間としては2、3カ月、実習等もあると思いますので、2、3カ月程度ということで研修の内容となっております。

# 〇議 長

志民和義君

#### 〇志民和義議員

そういうことでなると、こういう5年以上して町長が必要と認めた者も対象になるということになると、要件緩和というふうに理解していいのですか。

そうすると、そういう人達がいるということになると、中の職員同士の関係で、質は低下するとは言いませんけれども、そういう上下関係がやっぱり出てくるのではないかというふうに私は考えるのですけれども、その点いかがでしょうか。

#### 〇議 長

酒森町長。

# 〇酒 森 町 長

ただいま放課後児童健全育成事業に係る放課後児童支援員の要件についてご質疑をいただいているところであります。ただいま議員から身分の違いによる何かそういう関係が発生しないのかということではありますし、条件を緩和しているのかということでありますが、今回は改正の部分の条例を抜粋して載せてありますので、そのほかにも1から3であるとか、5から9であるとか、それぞれの支援員の要件を明記をしているところでもあります。

決して、その5年以上従事した者を認めるということが、条件を緩和することでは私はないかなというふうに思っておりまして、特別支援員となり得る、その資格を有するという項目では、5年間のそういう業務に携わったという実務経験があり、そして私が認めるということであれば、支援員としてのなり得る資格を有するということでありますので、こういう項目も含めて、支援員の人材を確保していくということは肝要かなというふうに思っておりますので、ご理解をいただければなと思います。

#### 〇議 長

よろしいですか。

安田清之君、先ほどの。

# 〇安田清之議員

もうすぐやめるので。できなかったら後で聞きますので。この研修を受ける上で、いろいろな要綱がついているのかなと。何年以上勤務しないとだめだよとか、そういうのは後でお出しをいただければありがたいと思いますので、お願いをしておきます。

終わります。

#### 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

# 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第8号大樹町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時58分 再開 午後 1時00分

## 〇議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

## ◎日程第11 議案第9号

## 〇議 長

日程第11 議案第9号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第8号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第9号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町一般会計補正予算(第8号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ7,782万7,000円の追加と繰越明許費の追加、債務負担行為と地方債の変更であります。

内容につきましては、総務課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## 〇議 長

松木総務課長。

## 〇松木総務課長

それでは、議案第9号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第8号)についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ7,782万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ63億3,798万8,000円とするとともに、繰越明許費の追加、債務負担行為と地方債の変更を行うものでございます。

内容につきまして、資料でご説明申し上げますので、議案の7ページをお開きください。 なお、資料につきましては7ページから35ページまでと非常に多くなってございます ので、説明に当たりましては事業の追加、事業費増減の大きなものなどに絞らせていただ きまして、事業の完了、執行見込み額の精査によるものは説明を割愛させていただきます。 また、財源内訳につきましても、一般財源のみの増減や事業確定に伴います補助金の増 減等の財源の調整分につきましては割愛をさせていただきます。

7ページの一般管理費、特別職給与22万9,000円の減につきましては、12月の定例会でお認めいただきました特例条例に基づきます減額分でございます。

一番下段、庁舎管理費36万円の増でございますが、庁舎暖房用燃料費の不足が見込まれるための補正でございます。

8ページをお開きください。

下段の財産管理費、町有地建物維持管理経費261万5,000円の増でございますが、 このうち委託料400万円の増につきましては、公共施設等の除排雪経費を追加するもの でございます。

9ページをお開きください。

企画費の下から2段目、大樹町地域おこし協力隊設置事業、負担金補助及び交付金100万円の減でございますが、昨年任期満了となっております地域おこし協力隊員の起業などに要する補助金を計上しておりましたが、本人から辞退の申し出があり、減額するものでございます。

10ページをお開きください。

10ページの中段、諸費の2段目、街灯維持管理経費、需用費で89万3,000円の増につきましては、電気料の不足が見込まれるものでございます。

12ページをお開きください。

12ページの上段、北海道知事、北海道議会議員選挙費、報酬から委託料まで76万円の増でございますが、こちらにつきましては統一地方選挙の日程が想定よりも1週間早まったことによるもので、財源につきましては全額が道からの支出金となってございます。 続きまして、14ページをお開きください。

14ページから17ページにかけまして民生費、全体では6,820万1,000円の減であります。14ページの下から2段目、高齢者通院手段支援事業、扶助費19万5,000円の増でございますが、タクシー利用券の助成経費の不足が見込まれるものでございます。

18ページ、19ページをお開きください。

衛生費であります。全体で993万7,000円の減。

19ページをお開きください。

集団の環境衛生費、一部事務組合負担金事業226万円の減でございますが、この内訳につきましては南十勝複合事務組合負担金が228万2,000円の減。十勝圏複合事務組合に対する負担金が2万2,000円の増となってございます。

20ページから23ページにかけまして、農林水産業費でございます。全体で2,743万円の減であります。

23ページをお開きください。

下段の漁港管理費、漁港施設維持管理費 6 5 8 万 5,000円の減のうち、負担金補助及び交付金 5 3 3 万 3,000円の減でありますが、船揚げ場の整備事業に係ります北海道への負担金を計上してございましたが、平成 3 1 年度に先送りとなったため、減額するものであります。

なお、平成31年度予算につきましては、この額につきまして改めて計上させていただく予定でございます。

24ページをお開きください。

商工費、全体で754万3,000円の減。2段目の観光振興費、ふるさと応援推進事業、 賃金から委託料まで535万円の減であります。報償費、並びに役務費の減につきまして は、寄附金額の減少に伴います返礼品予算の減額でございます。今年度の寄附金総額につ きましては約3,900万円程度を見込むものでございます。

その下、観光施設費、晩成温泉維持管理費、需用費90万円の増でございますが、木質 チップボイラー用のチップ購入費の不足が見込まれるものであります。

その下から 26 ページにかけまして土木費、全体で 1,437万4,000 円の増であります。

25ページをお開きください。

上段の道路維持費、町道維持管理事業、委託料と工事請負費で2,940万9,000円の増となってございます。このうち、委託料3,000万円の増につきましては、除排雪経費を追加するものでございます。

27ページをお開きください。

27ページ、消防費、全体で273万2,000円の減であります。

その下から33ページにかけまして、教育費、全体で2,318万円の減であります。

28ページをお開きください。

教育振興費(教育総務)、教育振興事業994万7,000円の減でございますが、賃金につきましては特別支援教育支援員の減、負担金補助及び交付金の減額の主な理由につきましては、高校通学費助成金の減によるものでございます。

下段の学校管理費、小学校でございますが、79万3,000円の増のうち、事業費99

万2,000円の増の主な内容は、暖房用燃料費の追加であります。

29ページをお開きください。

中段の学校管理費、今度は中学校でございますけれども、142万8,000円の減でありますが、需用費につきましては61万3,000円の増となっておりまして、内容につきましては暖房用燃料費の追加によるものでございます。

30ページをお開きください。

上段、学校給食費給食調理事業104万5,000円の減であります。なお、事業費につきましては、消耗品費といたしまして30万円、光熱水費70万円をそれぞれ追加するものであります。

31ページをお開きください。

2段目の子ども交流事業19万1,000円の減であります。なお、負担金補助及び交付金40万円の増となってございますけれども、地域おこし協力隊の起業支援補助金といたしまして、この40万円の中に100万円が追加されてございます。その他の減額がありましたので、差し引き40万円となってございますけれども、地域おこし協力隊起業支援補助金につきまして100万円を新規に計上してございます。

その下、生涯学習センター費、生涯学習センター運営費3万2,000円の減でありますが、需用費103万8,000円の増につきましては主に燃料費と光熱水費の追加によるものでございます。

32ページをお開きください。

中段、体育施設費の海洋センター維持管理費15万円の増でございますが、需用費50万円につきましては燃料費の追加、それから大樹中央運動公園維持管理費10万円の減となってございますが、需用費80万円の増につきましては、消耗品費、並びに修繕料を追加するものでございます。

33ページをお開きください。

下段の公債費につきましては159万6,000円の減であります。

34ページをお開きください。

諸支出金、全体で2億1,754万1,000円の増であります。

35ページをお開きください。

基金費、基金積立金3億61万2,000円の増の内訳を申し上げます。公共施設整備基金が1億1,024万9,000円の増。航空宇宙産業基地誘致対策基金19万9,000円の増。農林水産業振興基金59万9,000円の増。減債基金が2億円の増。地域福祉基金につきましては59万9,000円の増であります。

なお、魅力あるまちづくり推進基金につきましては、当初予算の計上額から1,103万4,000円を減額するものでございます。

以上、歳出補正額合計7,782万7,000円の増。財源内訳では、特定財源が国・道 支出金として1,545万6,000円の減。地方債といたしまして990万円の減。その 他が100万7,000円の減。特定財源合計で2,636万3,000円の減で、一般財源 につきましては1億419万円の増となるものでございます。

続きまして、歳入につきまして主なものをご説明しますので、事項別明細書39ページ、40ページをお開きください。

1 款の町税につきましては、全体で 7, 8 7 0 万円の増であります。 1 項町民税のうち、 1 目個人町民税が 1, 5 5 4 万円。 2 目法人町民税が 1, 7 7 3 万円、それぞれ増でございます。

2項、1目固定資産税につきましては4,543万円の増であります。

10款地方交付税362万3,000円の増につきましては、普通交付税の調整額が補正予算に伴いまして復元されたものでございます。

45ページ、46ページをお開きください。

上段の16款財産収入、2項財産売払収入、2目不動産売払収入1,695万5,000 円の増のうち、土地建物売払収入911万9,000円の増につきましては、緑苑の分譲地 の売払収入でございます。農済への処分を含めます2件分を追加したものであります。

続きまして、18款、1項繰入金、1目基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金を2億121万6,000円減額いたしております。なお、これに伴いまして、今年度の基金からの繰入金ですが、当初予算計上額6億15万6,000円に対しまして、決算見込み額が3億3,349万7,000円。各種基金への積み立て予定額が3億5,191万円のため、差し引き1,841万3,000円程度、29年度末に比較して増加する見込みであります。

21款、1項町債につきましては、全体で990万円の減であります。

続きまして、第1表歳入歳出予算補正の歳出を説明いたしますので、2ページ、3ページをお開きください。

歳出合計補正前の額62億6,016万1,000円、補正額2ページの1款議会費から、 3ページの13款諸支出金まで7,782万7,000円の増であります。補正後の歳出合 計は63億3,798万8,000円。

続きまして、1ページの歳入をお開きください。

歳入合計補正前の額62億6,016万1,000円、補正額1款町税から、21款町債まで7,782万7,000円の増、補正後の歳入合計が63億3,798万8,000円となるものでございます。

続きまして、第2表の繰越明許費をご説明しますので、4ページをお開きください。 第2表繰越明許費補正、内容につきましては繰越明許費の追加でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、事業名一部事務組合負担金事業、金額につきましては2万6,000円であります。北海道が事業主体となっております十勝川流域下水道事業につきましては、北海道と帯広市、音更町、幕別町、芽室町が経費を負担しているところでありますが、平成30年度からし尿浄化槽の汚泥と下水道の汚泥の共同処理が開始されてご

ざいます。

なお、汚泥処理施設の更新に当たりましては、管内市町村全部で負担が生じることとなってございます。

一方で、流域の下水道事業の構成員ではない、いわゆる15町村につきましては、こちらの衛生部局でございますけれども、直接北海道に経費を負担することができないため、 十勝圏複合事務組合を経由して負担しているところであります。今回、北海道のほうより 今年度工事の一部が何度内完成が厳しいということで、繰り越すという旨の連絡がありま して、大樹町負担分につきましても繰り越しすることとしたものであります。

続きまして、5ページをお開きください。

第3表債務負担行為補正であります。今回は債務負担行為の変更であります。事項、大 樹町クラウドファンディング活用支援事業補助金。この内容につきましてですが、債務負 担行為設定期間の変更はございません。変更のあった部分は限度額を変更するものであり ます。ふるさと納税制度を活用いたしまして、ロケット開発を行っておりますインタース テラテクノロジズ社への支援を行いますガバメントクラウドファンディングにつきまし て、寄附金を募集するに当たりまして専門サイトの活用を想定するものであります。この ため、その専門サイトの活用に要した経費を差し引いた上で、寄附金をインターステラテ クノロジズ社に補助とする内容に変更するものであります。

続きまして、第4表地方債補正、6ページをお開きください。

今回は地方債の変更であります。過疎対策事業債の限度額を610万円減額し、1億7, 190万円に、辺地対策事業の限度額を240万円減額し、2,880万円に、緊急防災減 災対策事業の限度額を60万円減額し、380万円にそれぞれ変更するもので、起債の方 法、利率、償還の方法についての変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。

## 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第8号)の審議については、大樹町議会会議規則第54条ただし書きの規定を運用し、歳出のみ款ごとに質疑をいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

# 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第8号)については、歳出のみ款ごとに審議を進めることに決定しました。

それでは初めに、大樹町一般会計補正予算事項別明細書の歳出、49ページから50ペー

ジ、1款議会費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、1款の議会費の質疑を終了いたします。

次に49ページから56ページ、2款総務費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、2款総務費の質疑を終了いたします。

次に、55ページから60ページ、3款民生費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

髙橋英昭君。

## 〇髙橋英昭議員

56ページの高齢者通院手段支援費19万5,000円の補正ですけれども、これは何名 分のタクシー券を想定しているか。

また、現在この制度を利用されている方は何名いるか。

さらに、タクシー券には有効期限があると思うのですけれども、この補正分の有効期限 はいつまでになっているか、お聞かせください。

## 〇議 長

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 今現在のタクシーチケットの利用者につきましては117名でございます。

それと、今お配りというか、今のタクシーチケットについては3月31日で期限が切れるということになります。

補正分につきましては……。

# 〇議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時24分 再開 午後 1時24分

### 〇議 長

再開いたします。

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 申し訳ございません。利用人数というか、実績は伸びておりますので、その分の不足が 見込まれますので、その分を補正したということでございます。

#### 〇議 長

髙橋英昭君。

#### 〇髙橋英昭議員

答えになっていないな。有効期限、補正する分の。だから31日で終わってしまうわけ。

#### 〇議 長

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 はい、有効期限につきましては3月31日までとなっております。

## 〇議 長

髙橋英昭君。

#### 〇髙橋英昭議員

タクシー券って1件1万5,000円ではなかったですか。117名というと全然足りないような気がするのだけれども、これはどうなのですか。

当初予算で70名分、105万円計上していたと思うのです。たしか1万5,000円だと思うのですけれども、その辺ちょっと確認させてください。

## 〇議 長

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 当初予算では70名分の1万5,000円ということで予算を計上させていただきました。

ただ、万度に使われていない方もいらっしゃるということもございまして、また人数も 増えることが見込まれるということで、今回補正をお願いしたところでございます。

#### 〇議 長

髙橋英昭君。

#### 〇髙橋英昭議員

わかりました。

それで、そういったことで人数が増えたということで、このタクシー券なのだけれども、 高齢化社会の中にあって、通院タクシーを利用している方は結構いると思うのですよ。そ の中で、最近は運転免許証の自主返納だとか、そんなことも相まって、今後ますますこう いったものは増えていくのかなと思いますので、どうかこの事業は制度の運用基準等も含 めて、継続事業としてさらに充実したものにしていってほしいということを要望しておき ます。答えは要りません。

## 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。 菅敏範君。

### 〇菅敏範議員

58ページの1項社会福祉費の6目福祉医療諸費で、繰出金28節、出産育児一時金繰出金が84万円の減額補正になっているのですが、29年度決算で多分168万円だったものが、30年度予算で336万円まで増額で計上した経過があるのですが、それが84万円の減額補正ということは、見込みよりも対象者が少なかったということなのかということが1点であります。

もう1点は、59ページの2項児童福祉費の2目児童福祉施設費の20節扶助費です。 大樹保育園施設給付費が3,366万3,000円の減額補正なのですが、29年度決算で約1億2,822万円だったのですが、30年度予算計上のときの説明の中では、区分の変更で増額になるという説明があって予定を組んだのですが、決算1億2,822万円に対して、1億6,500万円くらい計上したものがこの3,366万3,000円の減額補正なのですが、その増額になるという根拠から言ったら、また戻って大体同じ額になっているのですが、その辺の理由を伺いたいと思います。

回数の制限がありますのでもう一つ。55ページの民生費の1項社会福祉費、1目社会福祉施設費の9節旅費で、民生児童委員協議会費が50万6,000円減額補正なのですが、当初予算は411万円だったと思います。大体、これは固定経費ではないかという感じがするのですが、減額になったのでその開催回数とかいろいろなことがあるのではないかというふうに思うのですが、その理由だけお聞かせください。

以上です。

#### 〇議 長

鈴木住民課長。

### 〇鈴木住民課長

一番最初の出産育児一時金の関係ですけれども、こちらのほうは国民健康保険の被保険者で出産される方に対する一時金を町のほうから3分の2繰り出しているものになってございますけれども、ですので国民健康保険のこの次の補正予算にも絡むところでございますけれども、町全体の出産の数が増えたか、減ったかというのはちょっとすみません、今手元になくて具体的な数字はお示しできませんけれども、国民健康保険の被保険者の出産の件数が当初見込みより減ったということでご理解いただければと思っております。

## 〇議 長

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 まず社会福祉総務費の民生委員の費用弁償の部分でございますが、これにつきましては さまざまな研修等の参加の部分の旅費等が、人数が減ったということで、その分の費用を 落としたというか、減額をさせていただいたということでございます。

それともう一つ、60ページの扶助費の保育園の給付費でございますが、これにつきましては、保育園に入所している児童に対する国からの支援という、扶助費ということでございまして、その部分が3,366万3,000円減額になってきたということでございます。

## 〇議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時33分 再開 午後 1時33分

### 〇議 長

再開いたします。

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長申し訳ございませんでした。

まず施設型給付費の中で、南保育園で当初見込んでいた数字が 7, 7 1 0 万 3, 0 0 0 円 ということで。失礼しました。当初が 7, 8 6 7 万 1, 0 0 0 円ということで、今回予定されている額が 7, 1 0 1 万 3, 0 0 0 円ということで、ここで 7 6 5 万 8, 0 0 0 円が見込みと違っていたということと、あと北保育園では 1, 7 2 4 万 5, 0 0 0 円ということで、この部分も当初よりも減っていたと。

あと、加算給付の部分で、これは保育園の保育士の部分の加算でございますけれども、この辺が保育士見込みが当初よりも……。失礼しました。保育士加算がなかったということで、あと乳幼児の加算とか、新規採用の加算とか、そういうもの諸々含めまして3,366万3,000円が減額ということになってございます。

## 〇議 長

よろしいですか。

菅敏範君。

#### 〇菅敏範議員

3点聞いたのですが、民生児童委員の協議会経費については理解をしました。

ただ、出産育児金の関係については、これは予算のときも質問した記憶があるのですが、29年度決算で168万円で、増額するからそれはある程度確定、もう見込みの数字だという理解をしたのですが、それが同じよりも結果としては半分というか、168万円程度しか、同じくらいしか使っていないということだから、見誤ったというか、計算上の期待感の違いなのか、それともこの言われました5項の関係との違いなのか、その辺がちょっと、すとんと来ないのですが、金額的には少なかったということで特別、理解をしたいと

思いますがちょっと疑問があります。

それから、保育所の関係については、説明のときにこういう区分のいろいろな変更でもって増額になるのですよという説明を受けていたわけですよ。ところが、今聞いたら、保育士の加算がなかったりということで、ということは何となくその通常の保育士の分がいなくて、運営に支障を来たしていないのかなとか、そういうことが懸念されるのですが、そういうことは全くなくて、お金が残ったのならそれでいいのですが、そういうふうになるものがなぜそうなったか実際の運営上に支障がなかったのか、そこはちょっと聞かせてください。

#### 〇議 長

鈴木住民課長。

#### 〇鈴木住民課長

出産育児一時金の関係につきましては、議員おっしゃるとおり出生数の平均などから求めて計上しているわけですけれども、30年度につきましては広域に国民健康保険の事業主体が移行したということで、そちらの納付金の絡みもありまして、北海道のほうから出産育児一時金に必要な経費はこれだけだよということで示された金額もございまして、その分として12件分計上したところでございますけれども、最終的にはこれまでの出産の実績、それから今後の出産予定の数字を見込みまして今回、3件分の減になる見込みということで減額の補正をお願いしているところでございます。

#### 〇議 長

今の答弁の部分についてはよろしいですか。

井上保健福祉課長。

# 〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

保育園の施設の給付費の部分でございます。ゼロ歳児の途中入所とか、あと特別支援の 児童加算ということで当初見込んでおりましたが、実績がなかったということで、これに ついてはそのような要因で減額をしたということでございます。

### 〇議 長

菅敏節君。

## 〇菅敏範議員

減額はわかるので、ちょっと町長に確認しておきたいのですけれども、何かの加算して支払う分の部分が予定をしたのだけれども、実際になかったのでその支出をしなかったということは、実際のその保育園の中で子ども達を預かって、保育の中での事業にかかるものは払ったほうがいいという気持ちなのですが、払うようなことになりきっていなかったので払わなかったということは、何か保育事業に支障がなかったのかなという気が単純にするのですが、その辺どうなのですか。

### 〇議 長

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

ただいま補正の関係で、民生費の保育園の施設給付費の質疑をいただいております。当初予算の段階で、入園される児童の想定もした中で、こういう加算があるだろうということで予算計上させていだたいたところでもありますが、実際に入所をされた段階で、加算が受けられるような、そういう状況に至らなかった、またはその段階まで数が達しなかった等々があって、今回扶助費という形で減額の予算を計上させていただいたところでもあります。

本来、出すべきところを出さない、国からの補助も受けないで保育所運営、または等々を行っているということでは、私はないかなというふうに思っておりますので、今回のこの扶助費の減額によって、平成30年度の法人の保育経営なり、保育実態が影響がある、または何か入園される子ども達にとっても影響があるような、そういう事態を招いているということでは決してないというふうに思っております。

### 〇議 長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、3款民生費の質疑を終了いたします。

次に、59ページから62ページ、4款衛生費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、4款衛生費の質疑を終了いたします。

次に、61ページから66ページ、6款農林水産費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

#### 〇菅敏範議員

63ページの農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費の8節報償費なのですが、実は有害鳥獣駆除謝礼が171万8,000円の減額補正になっているのですが、通常で言うとほぼ満杯か足りないくらいで補正をしなければないという状況もあるように感じていたのですが、この減額補正というのは昨年の暮れというか、11月の恵庭による発砲事故で一定の狩猟禁止区域があったりした、その禁止区域とか禁止期間があったということの影響を受けているというふうに理解をすればいいのですか。通常的に、ただ単に報償費の対象になる頭数が減ったという理解をすればいいのかを教えていただきたいと思います。

#### 〇議 長

瀬尾農林水産課長。

#### ○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

有害鳥獣駆除の謝礼171万8,000円の減額の関係でございます。

有害鳥獣駆除の謝礼につきましては、カラス類、鳩も含めますけれども、あとキツネとアライグマ、鹿が対象というふうになってございます。この中で、一番大きい差があるのが鹿でございまして、鹿につきましては大樹町内も毎年のように鹿の被害が多いということで、予算では1,200頭の予算をお認めいただきまして予算化をしてございますが、実績としまして30年度におきましては919頭捕獲をしてございます。この差が一番大きいかなというふうに思ってございます。鹿につきましては、1頭当たり5,000円を謝礼の対象というふうにさせていただいておりますので、この部分の減額によるものが主な理由というふうになってございます。

特に、国有林等の発砲事故による捕獲数の減ということは、例年大体大樹町内におきましては900頭前後くらいの捕獲数を見込んでいまして、30年度も919頭ということで、ほぼ例年並みの捕獲頭数を確保しているのかなというふうに思ってございますので、そういったような影響はないものというふうに理解をしてございます。

以上でございます。

## 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君

## 〇西田輝樹議員

64ページの15節工事請負費で、町有林整備事業900万円ほど減額になっているのですが、その内容と何か理由があれば教えていただきたいと思います。

## 〇議 長

瀬尾農林水産課長。

## 〇瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

工事請負費、町有林整備事業工事でございます。912万6,000円の減でございますけれども、町有林事業新植下刈り間伐地ごしらえ工事を行ってございます。この中で、地ごしらえの工事でございますけれども、特に木を伐採して、その後地ごしらえ工事を行うという形で私ども計画をしてございます。

当初、木を伐採した全面積につきまして、地ごしらえを行うべく計画をしていたわけでございますけれども、伐採した箇所が湿地が多く、植栽に適さない箇所が出てきまして、北海道とも協議をいたしまして、ここは植栽がなかなか適さないのではないかということで、急遽そこの面積を減らしたところでございます。地ごしらえにつきましては大体、1~クタール当たり50万円ちょっとお金がかかるのかなというふうに思ってございまして、約7町ほど減額をしてございます。

減額の主な理由としましてはここの分と、あと入札の減という形で今回この約900万円ほどの減額を計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

## 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、6款農林水産業費の質疑を終了いたします。

次に、65ページから66ページ、7款商工費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

なければ、質疑なしと認めます。

これをもって、7款商工費の質疑を終了いたします。

次に、65ページから70ページ、8款土木費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

#### 〇菅敏範議員

土木費の道路維持費の委託料で、除排雪業務で3,000万円の増額補正なのですけれども、今年、例年より非常に雪が少なくて、町民の方も「今年は町も除雪費がかからなくてよかったね」と言っているのですが、ここの今、もう春先になって3,000万円の補正というのは、今まで見込んだ分が5,000万円弱ですけれども、それが不足して3月分にこのくらい必要でないかという見込み補正ということで理解してよろしいですか。

## 〇議 長

髙橋建設課長。

## 〇髙橋建設水道課長兼下水終末処理場長

除雪費の補正でありますけれども、今年が雪が少ないということなのですけれども、実際除雪出動回数が12月からこの2月までの3カ月間において7回除雪出動しております。そして、ほぼ当初の予算、大体4,700万円ございますけれども、ほぼ消化しております。それで、3月分の除雪費がちょっと不足気味だということで、今回3月の過去実績を踏まえて、大体3回から4回出動しておりますので、3月週1回出動ということで4回、それと1回程度は排雪も伴うのかなと思いまして、大体全部で5回出動ということで、大体除雪1回出動に600万円から700万円程度かかります。それで一応、5回出動の6007円ということで3,0007円という今回、補正を見込んで増額の補正をお願いしたものでございます。

以上です。

#### 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、8款土木費の質疑を終了いたします。

次に、69ページから70ページ、9款消防費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、9款消防費の質疑を終了いたします。

次に、69ページから76ページ、10款教育費についての質疑を受けます。

質疑はありませんか。

西田輝樹君。

## 〇西田輝樹議員

70ページの21の貸付金なのですが、奨学金のほうの該当、470万円ほど減額になっているのですけれども、結果的の貸し付け、これだけ落ちた理由というのは何なのでしょうか。

#### 〇議 長

和田学校教育課長。

## 〇和田学校教育課長兼学校給食センター所長

奨学金貸付金の477万円の減についてですけれども、当初12名の奨学金の貸し付けの見込みを見込んでおりました。実際、今年奨学金の貸し付けの手を挙げた方が5名ということで、7名予算より人数が減ったということで、今回減額の補正をさせていただいたものでございます。

以上です。

#### 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

## 〇菅敏範議員

70ページの1項教育総務費の3目教育振興費の委託料なのですが、予算のときにも議論したのですが、スクールバスの待合所の移設の関係です。これよくわからなくて何回も聞いたのですが、それで15万円計上して15万円そっくりこれ使わなかったのですよね。ちょっとあれと思っているのですが、その辺の理由を教えてください。

## 〇議 長

和田学校教育課長。

## 〇和田学校教育課長兼学校給食センター所長

スクールバス待合所の移設業務15万円の減についてでございます。毎年、新1年生に上がる、小学校のですね、新1年生に上がる方を毎年予算時期に調査をしまして、まずスクールバスの待合所が必要な方がいないかどうかをまず調査をさせていただいております。

あと、年度途中に転校等でスクールバスの待合所が必要になる方もおられますので、その分を見込んで当初15万円を予算計上させていただきました。

今年度につきましては当初、新1年生でスクールバスの必要な方はいなかったのですけれども、もしかしたら転校等で途中からスクールバスが、移設が必要になる方も現れるかもしれないということで15万円計上させていただきましたけれども、実際には今年、スクールバスの移設までして待合所が必要だったという児童生徒はいなかったということでご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

## 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、10款教育費の質疑を終了いたします。

次に、77ページから78ページ、12款公債費、13款諸支出金については一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、12款公債費、13款諸支出金の質疑を終了いたします。

次に、歳入の質疑を受けます。

事項別明細書39ページ1款町税から、48ページ21款町債まで、一括して質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

### 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入の質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の全般において、事項別明細書に記載されている内容で質疑漏れのあった方で、特にお聞きしたい方がおりましたら質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより議案第9号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第8号)についての件を採 決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

# 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第12 議案第10号

## 〇議 長

日程第12 議案第10号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 補正予算(第5号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第10号について、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ5,599万3,000円の減額であります。

内容につきましては、住民課長から説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

### 〇議 長

鈴木住民課長。

## 〇鈴木住民課長

議案第10号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第5号)について説明させていただきます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ5,599万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,028万8,000円とするものでございます。 内容につきましては事項別明細書で説明させていただきますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

今回の補正の内容は事業費の確定や執行見込みによるもので、財源内訳に変動を伴うものにつきましては、必要な組み替えを行っております。

補正額がなく財源内訳の組み替えのみを行う項目につきましては、説明を省略させていただきます。

3、歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額20万4,000円の減。19節負担金補助及び交付金のレセプト併用化に伴うシステム改修費用負担金の増につきましては、全額が道の特別調整交付金で賄われるものでございます。2項町税費、1目賦課町税費、補正額1,000円の減。

下に行きまして、2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 4,560万円の減。2 目退職被保険者等療養給付費 65万円の減。3 目一般被保険者療養費 16万円の増。4 目退職被保険者等療養費 4万円の減。

療養諸費全体では4,613万円の減となってございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費543万1,000円の減。2目退職被保険者等高額療養費100万円の減。3目一般被保険者高額介護合算療養費40万円の減。

次のページに移りまして、4目退職被保険者等高額介護合算療養費20万円の減。

高額療養費全体では703万1,000円の減となってございます。

1項の療養諸費及び2項の高額療養費につきましては、給付費の動向を考慮した執行見込みにより減額としてございます。

3項移送費、1目一般被保険者移送費5万円の減。2目退職被保険者等移送費3万円の減。4項出産育児諸費、1目出産育児一時金126万円の減。国保該当世帯の出産予定者が当初の見込みを下回る見込みとなったことから、減額としてございます。3項国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分356万3,000円の減。2目退職被保険者等医療給付費分18万7,000円の減。2項後期高齢者支援金等分、1目の補正はございません。2目退職被保険者後期高齢者支援金等分(5万9,000円の減。

次のページに移りまして、3項介護納付金分、1目介護納付金分136万8,000円の減。

3款の国民健康保険事業費納付金は、30年度から北海道が国民健康保険の財政運営の 責任主体であるため、北海道への納付金となってございます。納付金全体では518万7, 000円の減となってございます。

7款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金390万円の増。内容につきましては、町立病院の当直体制等の確保に係る救急患者受け入れ体制支援事業分となっており、町立病院特別会計に繰り出すものでございますが、全額が道の特別調整交付金で賄われるものでございます。

次に、歳入について説明させていただきますので6ページ、7ページをお開き願います。 2、歳入。1款、1項ともに保険税、1目一般被保険者保険税、補正額944万7,000円の増。2目退職被保険者保険税 25万6,000円の減。

保険税全体では919万1,000円の増となってございます。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金6,341万7,000円の減。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1,103万1,000円の減。

6款、1項ともに繰越金で926万4,000円の増。

次に、5ページの総括の歳出をご覧願います。

歳出合計、補正前の額7億8,628万1,000円、補正額、1款総務費から7款諸支 出金まで、5,599万3,000円の減。補正後の歳出合計7億3,028万8,000円。 次に4ページ、歳入になりますけれども、歳入合計、補正前の額7億8,628万1,0 00円、補正額、1款保険税から6款繰越金まで5,599万3,000円の減。補正後の 歳入合計7億3,028万8,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第10号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補 正予算(第5号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

## (異議なしの声あり)

#### 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。 休憩します。

> 休憩 午後 2時04分 再開 午後 2時15分

## 〇議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

## ◎日程第13 議案第11号

#### 〇議 長

日程第13 議案第11号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第11号について、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ409万5,000円の追加であります。内容につきましては、住民課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## 〇議 長

鈴木住民課長。

#### 〇鈴木住民課長

議案第11号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について 説明させていただきます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ409万5,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額をそれぞれ9,589万5,000円とするものでございます。

内容につきましては事項別明細書で説明させていただきますので8ページ、9ページを お開き願います。

3、歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額6万4,000円の減。 執行見込みによる減額でございます。

2款、1項、1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金、補正額415万9,000円の

増。ここでは、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合への納付金を計上してございます。事務費負担金は、確定により38万8,000円の減。保険料と保険料軽減分を合わせた保険料等負担金は、見込額での計上になりますけれども、454万7,000円の増となってございます。

次に、歳入について説明させていただきますので6ページ、7ページをお開き願います。 2、歳入。1款、1項、1目ともに後期高齢者医療保険料、補正額430万円の増。こ こでは、後期高齢者医療保険制度に加入している方の保険料を計上しておりますが、保険 料の収納見込みにより増額となってございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額27万1,000円の減。 ここでは事務費分と保険基盤安定繰入金として、保険料の軽減分を一般会計から繰り入れ ておりますが、広域連合へ納付する事務費負担金の減などにより減額してございます。

3款、1項、1目ともに繰越金、補正額6万6,000円の増となってございます。 次に、5ページ総括の歳出をご覧願います。

歳出合計、補正前の額9,180万円。補正額、1款総務費と2款後期高齢者医療広域連合納付金で409万5,000円の増。補正後の歳出合計9,589万5,000円。

次に、4ページの歳入になりますけれども、歳入合計、補正前の額9,180万円。補正額1款後期高齢者医療保険料から3款繰越金まで409万5,000円の増。補正後の歳入合計、9,589万5,000円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

### 〇安田清之議員

7ページの歳入の部分で滞納繰越分13万7,000円。これは何年分、多い方で幾らかお願いいたします。

## 〇議 長

鈴木住民課長。

## 〇鈴木住民課長

1名分になりますので、この金額、1名分になりますので多い、少なくということではなくてこの金額ということになります。

#### 〇議 長

安田清之君。

#### 〇安田清之議員

後期高齢者なので、これは滞納は年金から差し引かれますよね。無年金者の方ですか、

これ。どんな形でこうなるのか。我々は年金からこの分、後期高齢者の保険料は取られているはずなのですが、どういう理由でこういうふうになるのか。教えをいただければありがたいかなと。普通は年金から、その人の収入によって幾ら幾らと差し引かれるのですが、この方は無年金なのか何なのか、ちょっと教えをいただきたい。

## 〇議 長

鈴木住民課長。

#### 〇鈴木住民課長

基本的には年金からの特別徴収という形なのですけれども、支給される年金額ですとか、 そういった全体の金額によって引けない方も中にはいらっしゃいまして、口座振替だとか 自主納付になる方も中にはいらっしゃいます。

ですので全員が、基本的には年金からの特別徴収なのですが、全員ということではないということでご理解いただければと思っております。年金の支給額によって、年金から天引きできる人とできない人がいるということで、ちょっと細かい、幾らなら引けるとか引けないとかとはすみません、ちょっと今、手元になくてはっきりした数字をお伝えできないのですけれども、そういったことで全員が年金天引きではないということでご理解いただければと思っています。

この方については自主納付ということで、残っている分ですから時々やはり、月に1回くらい顔を出すものですから、その都度お声がけさせていただきまして、分納の約束をいただきまして納付に結びつけているところでありますので、残っている分ではありますけれども、全く知らない状態ではなくて納付していただけるということで努力されている方でおりますので、ご理解願えればと思っております。

## 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第11号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第14 議案第12号

#### 〇議 長

日程第14 議案第12号平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第4号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

### 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第12号について、提案理由のご説明を申し上げます。 本件につきましては、平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第4号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ4,295万5,000円の減額であります。

内容につきましては、保健福祉課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜 りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 それでは、議案第12号平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,295万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6億9,602万円とするものです。

補正の内容は、年度末に伴う各事業の歳入歳出の確定や見込みなどによる事業費の精査 で、減額補正が主な内容となっております。

事項別明細書でご説明いたしますので10ページ、11ページをご覧ください。

歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額23万3,000円の減。人事異動に伴う職員手当等の減額が主な内容となっております。3項介護認定審査会費、1目介護認定審査費、補正額37万6,000円の減。2目介護認定審査会費、補正額48万7,000円の減。3目認定調査費、補正額36万4,000円の減。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額2,602万4,000円の減。2目居宅介護サービス計画費、補正額252万3,000円の減。3目施設サービス給付費、補正額53万2,000円の減。5目住宅改修費、補正額97万5,000円の増。6目特定入所者介護サービス費、補正額229万6,000円の減。2項高額介護サービス費、2目高額医療合算介護サービス事業費、補正額40万円の増。

12ページ、13ページをお開きください。

3款地域支援事業費、1項、1目ともに地域支援事業費、補正額1,026万3,000 円の減。社会福祉協議会に委託しております地域支援事業の確定や見込み等による減額が 主な内容となってございます。2項、1目ともに介護予防支援事業、補正額123万2, 000円の減。

次に、歳入についてご説明いたしますので6ページ、7ページをお開き願います。

歳入です。1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、補正額154万4,000円の減。

2 款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額104万4,000円の減。2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額431万7,000円の減。2目地域支援事業交付金、補正額251万9,000円の増。3目介護保険事業費補助金、補正額43万円の増。4目地域支援事業調整交付金、補正額2万円の増。5目保険者機能強化推進交付金、補正額99万6,000円の増。

3款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、補正額362万3,000円の減。 2項道補助金、1目地域支援事業交付金、補正額126万6,000円の増。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額1,510万7,000円の減。2目地域支援事業支援交付金、補正額7万1,000円の増。

6 款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額2,255万円の減。 8ページ、9ページをお開きください。

7款諸収入、2項雑入、3目雑入、補正額7万2,000円の減。

次に、総括についてご説明いたしますので4ページ、5ページをお開きください。

5ページの歳出です。1款総務費から3款地域支援事業費まで歳出合計、補正前の額7億3,897万5,000円。補正額4,295万5,000円の減、計6億9,602万円でございます。

次に、4ページの歳入です。1款介護保険料から7款諸収入まで歳入合計、補正前の額7億3,897万5,000円。補正額4,295万5,000円の減、計6億9,602万円となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第12号平成30年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第4号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第15 議案第13号

## 〇議 長

日程第15 議案第13号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

#### 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第13号について、提案理由のご説明を申し上げます。 本件につきましては、平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号) をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ1,825万円の減額であります。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長から説明をいたさせますので、ご審議の 上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## 〇議 長

明日見特別養護老人ホーム所長。

## 〇明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第13号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,825万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8,787万5,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので8ページ、9ページの 歳出をお開きください。

歳出です。1款、1項ともに居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、補正額719

万8,000円の減。主なものにつきまして、4節共済費198万9,000円の減は、人事異動に伴う共済組合負担金が確定したことによる減額でございます。7節賃金459万7,000円の減は、デイサービス臨時職員の賃金所要見込みによる減額でございます。

2款、1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額1,105万2,000円の減。主なものにつきまして、7節賃金907万1,000円の減は、特別養護老人ホームの準職員、臨時職員の賃金所要見込みによる減額でございます。

次に6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入です。1款サービス収入、1項介護給付費収入、1目居宅介護サービス事業収入、 補正額242万7,000円の増。2目介護老人福祉施設事業収入、補正額1,209万5, 000円の増。2項介護予防日常生活支援総合事業費収入、1目通所型サービス事業費収 入、補正額69万1,000円の増。

2 款分担金及び負担金、1項負担金、1目居宅介護サービス事業負担金、補正額33万1,000円の増。2目介護老人福祉施設事業負担金、補正額596万4,000円の増。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額4,177万6,000円の減。

4款、1項、1目ともに繰越金、補正額188万7,000円の増。

5款諸収入、2項、1目ともに雑入、補正額13万1,000円の増です。

次に、総括5ページの歳出をお開きください。

歳出。1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費、歳出合計、補正前の額4億612万5,000円。補正額1,825万円の減。計3億8,787万5,000円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

歳入。1款サービス収入から5款諸収入まで、歳入合計、補正前の額4億612万5,000円、補正額1,825万円の減、計3億8,787万5,000円となるものです。 以上で、説明を終わらせていただきます。

## 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第13号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第5号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

# 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第14号

## 〇議 長

日程第16 議案第14号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第14号について、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回は、歳入歳出それぞれ561万8,000円の減額と、地方債の変更であります。

内容につきましては、建設水道課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## 〇議 長

髙橋建設水道課長。

## 〇髙橋建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第14号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) につきまして説明させていただきます。

今回の補正は、第1条で歳入歳出それぞれ561万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,130万2,000円とするものでございます。

この補正に伴いまして、第2条では地方債を変更する内容となってございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので9ページ、10ページの歳出をお開き願います。

3、歳出。1款管理費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額35万9,000円の減。2目普及推進費31万7,000円の減。このうち、19節水洗便所設置補助金は、既

設トイレの改造により設置件数が少なくなったことによる減額でございます。 2 項施設管理費、1 目管渠管理費 1 4 万 1,0 0 0 円の減。2 目処理場管理費 8 8 万 6,0 0 0 円の減。3 目個別排水管理費 6 4 万円の減。

2款事業費、1項下水道整備費、1目下水道建設費310万2,000円の減。15節の公共下水道工事につきましては、公共ますの設置が少なかったことにより減額となるものでございます。

2項個別排水処理施設整備費、1目個別排水処理施設建設費18万8,000円の減。

3款、1項ともに公債費、1目元金1万4,000円の増。

11ページ、12ページをお開き願います。

4款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金1,000円の増。

7ページ、8ページをお開き願います。

2、歳入。3款国庫支出金、1国庫補助金、1目下水道国庫補助金11万円の減。これ につきましては、終末処理場の長寿命化事業に係る国庫補助金で、事業費の確定により減 額となるものでございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金756万6,000円の減。

5款、1項、1目ともに繰越金で555万8,000円の増。

6款、1項ともに町債で、1目下水道事業債170万円の減。2目過疎対策事業債18 0万円の減。これら町債につきましては、終末処理場の長寿命化事業で個別排水処理施設 の設置事業費の確定により、それぞれ減額となるものでございます。

次に、6ページ、総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出です。補正前の額3億2,692万円。補正額、1款管理費から4款諸支出金まで561万8,000円の減。補正後の歳出合計3億2,130万2,000円。

続きまして、歳入をご説明しますので、5ページをご覧ください。

歳入合計、補正前の額3億2,692万円。補正額、3款国庫支出金から6款町債まで561万8,000円の減。補正後の歳入合計3億2,130万2,000円となるものでございます。

次に、3ページの第2表地方債補正をお開き願います。

第2表地方債補正。

今回の補正につきましては、既定の地方債の限度額を変更するもので、起債の目的の下水道事業債は2,980万円を2,810万円に、過疎対策事業債は2,470万円を2,290万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

## 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第14号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号) についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第17 議案第15号

#### 〇議 長

日程第17 議案第15号平成30年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第15号について、提案理由のご説明を申し上げます。本件につきましては、平成30年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収益的収入額が収益的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補塡する額を4,703万4,000円に改め、収入を43万2,000円、支出を949万1,000円それぞれ減額。第3条の資本的収入及び支出では、資本的収入額が資本的支出額に対し不足するため、過年度分損益勘定留保資金から補塡する額を3億4,029万8,000円に改め、収入を607万9,000円、支出を2,669万2,000円それぞれ減額。第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を19万6,000円増額し、3,703万1,000円に改めるものであります。

内容につきましては、建設水道課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

髙橋建設水道課長。

# 〇髙橋建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第15号についてご説明させていただきます。

平成30年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)について。第1条平成30年度大 樹町水道事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出では、「収益的収入額が収益的支出額に対し不足する額4,703万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,703万4,000円で補塡するものとする」に改め、収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額は、収益的収入を43万2,000円減額し、収益的支出は949万1,000円 を減額するものでございます。

次に、2ページをお開き願います。

第3条の資本的収入及び支出では、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億4,029万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金3億4,029万8,000円で補塡するものとする」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

補正額は資本的収入を607万9,000円減額し、資本的支出は2,669万2,000 円を減額するものでございます。

第4条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の職員給与費を19万6,000円増額し、3,703万1,000円に改めるものでございます。

内容につきましては事項別明細書で説明させていただきますので、10ページ、11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額379万5,000円の減。下がりまして、2目配水及び給水費25万2,000円の減。3目総係費、補正予算額7万8,000円の減。

12ページ、13ページをお開き願います。

4目減価償却費233万8,000円の減。5目資産減耗費328万7,000円の減。 2項営業外費用、3目雑支出25万9,000円の増。これにつきましては、先に可決されました大樹町債権管理条例に基づきまして、11名18件の水道使用料について、債権放棄を行う分でございます。

次に8ページ、9ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。 1 款水道事業収益、1項営業収益、1目負担金、補正 予算額43万2,000円の減。損益勘定留保資金905万9,000円の減。

次に16ページ、17ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。1款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得

費、補正予算額1,601万5,000円の減。

下へ移りまして、2目消火栓整備費10万400円の減。

次に18ページ、19ページをお開き願います。

2項、1目ともに配水管等補償工事費で567万5,000円の減。3項、1目ともに量水器整備事業費で489万8,000円の減。

次に14ページ、15ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。1款資本的収入、1項、1目ともに工事補償金で、補 正予算額567万5,000円の減。これにつきましては、主にヌビナイ橋橋梁添架管の既 設支持金具撤去・取付工事請負費等の確定により減額になるものでございます。

2項、1目ともに工事負担金で10万4,000円の減。これにつきましては老朽消火栓 更新工事の事業費確定によるものでございます。

4項、1目ともに国庫補助金で30万円の減。これにつきましては、住吉送水管路災害 復旧工事に係る災害復旧事業の国庫補助金でございます。

損益勘定留保資金2,061万3,000円の減。

以上で説明を終わらせていただきます。

## 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

#### 〇安田清之議員

結局、収入がないから資金が不足するということなのでしょう、これ。要は繰り入れを するということは。これを改善させるためにはどういうような施策を考えているか、お聞 かせください。

言うかい、もう1回。意味わかる。収益的収入のところで不足をしているでしょう。だから、改善するのにはどうするのだということを聞いているのだよ。

#### 〇議 長

髙橋建設水道課長。

#### 〇髙橋建設水道課長兼下水終末処理場長

繰入金の関係でございますけれども、料金が足りないから繰り入れているのですけれど も、これを回収するには料金改正ですとか、そのようなことがなれば回収できるのかなと 思っております。

#### 〇議 長

安田清之君。

#### 〇安田清之議員

課長が言うとおりなのだよね。もうこれは何年もやっているので、余りこれ以上は言い

ませんけれども、結局、資金が不足するということは収益が上がっていないから資金が不足するということなのです、これ、現実的には。一般企業であれば倒産ですよ、これ。一般繰り入れから入れて何とかもたせているわけだから、過年度分ね。

だから十分、来年度、今年度はもう終わるのでね、来年度収益がきちんとできるように お願いをしておきますから、答弁はよろしいので、それ以上は言いませんので、十分町長 含めて協議をいただきたいということで終わらせます。

#### 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第15号平成30年度大樹町水道事業会計補正予算(第4号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第18 議案第16号

## 〇議 長

日程第18 議案第16号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算 (第3号) についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

#### 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第16号について、提案理由のご説明を申し上げます。 本件につきましては、平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)をお願いするもので、第2条の収益的収入及び支出では、収入、支出ともに200万 円の増額。第3条の資本的収入及び支出では、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額134万円は、過年度分損益勘定留保資金から補塡するものとする」を削除し、収入を101万4,000円、支出を235万4,000円それぞれ減額。第4条は企業債の変更で、医療機器等の購入のための起債について限度額を40万円減額し、2,580万円に変更。第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である給与費を267万8,000円増額し、6億7,077万7,000円に。第6条では、棚卸資産の購入限度額を1億3,891万円に改めるものであります。

内容につきましては、町立病院事務長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決 賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

## 〇議 長

伊勢町立病院事務長。

### ○伊勢町立病院事務長

それでは、議案第16号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)について、条文に沿って説明させていただきます。

第1条平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の補正予算、第3号は次に定めるところによる。

第2条の収益的収入及び支出では、収入、支出ともに200万円増額の補正をお願いするものでございます。

第3条の資本的収入及び支出では、予算第4条本文括弧書き「資本的収入が資本的支出に対して不足する額134万円は、過年度分損益勘定留保資金から補塡するものとする」を削除し、収入を101万4,000円、支出を235万4,000円それぞれ減額の補正をお願いするものでございます。

2ページをお開き願います。

第4条では、企業債の限度額を40万円減額し、2,580万円とするものでございます。 第5条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の給与費を267万 8,000円増額し、6億7,077万7,000円に改めるものでございます。

第6条では、棚卸資産購入限度額を441万円増額し、1億3,891万円に改めるものでございます。

内容につきましては事項別明細書で説明させていただきますので、12ページ、13ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費、補正予算額267万8,000円の増。執行見込みによるものと、新年度の人件費見込みにより、 賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額を増額するものでございます。

次に、2目材料費391万円の増。薬品費、給食材料費につきましては、入院患者数の 増加に伴い、増額となっております。

3目経費520万円の減。旅費、交通費から15ページの委託料まででありますが、い

ずれも執行見込みによるものでございます。

14ページ中段になりますが、5目資産減耗費248万円の増。今年度CT装置を更新することから、既存のCT装置に係る固定資産除却費を計上しております。

6目研究研修費60万円の減。執行見込みによるものでございます。

2項医業外費用、2目患者外給食材料費20万円の減。3目雑損失106万8,000円の減。看護師確保経費115万円の減ですが、看護師就業支援金の貸し付けを受けた者が本年度中に勤務年数が3年に達し、支援金の返還を免除する予定でしたが、育児休業を取得したことで勤務期限が次年度に延長となり、本年度の免除がなくなったためであります。その他、雑損失8万2,000円の増。先に可決いただいた大樹町債権管理条例に基づき、2名6件の病院診療費について権利放棄するものでございます。

次に10ページ、11ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。1款病院事業収益、1項医業収益、1目外来収益190万円の減。2項医業外収益、6目その他医業外収益390万円の増。救急患者受け入れに伴う国保調整交付金分でございます。

次に18ページ、19ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。1款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費153万4,000円の減。機器及び備品購入に伴う事業費確定によるものでございます。3項、1目ともに貸付金で82万円の減。今年度の貸付金につきましては1件で53万円となっております。

次に16ページ、17ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。1款資本的収入、1項、1目ともに一般会計負担金42万9,000円の減。2項国庫支出金、1目国庫補助金47万円の減。3項道支出金、1目道補助金23万5,000円の減。4項、1目ともに企業債40万円の減。いずれも事業費確定による減額でございます。

5項、1目ともに貸付金返還金52万円の増。昨年5月に採用した看護師1名が、この3月に退職することとなり、既定の勤務年数を従事しなかったことから貸付金の返還を受けるものであります。

一番下段の損益勘定留保資金ですが、134万円の減となっております。 以上で説明を終わらせていただきます。

## 〇議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

#### 〇安田清之議員

ちょっとだけ参考に聞かせてください。

今、聞いたばかりなのだけれどもちょっと意味がわからなかったのでもう一度教えてほしいのは、その他医業外収益というのは、もう少し中身を詳しくお願いをしたいのと、10ページで見て言っていますから、外来収益、これは減額ということは患者さんが減ったという意味で捉えていいのか。そこら辺をちょっと教えてください。

## 〇議 長

伊勢町立病院事務長。

## 〇伊勢町立病院事務長

10ページのその他医業外収益に係る390万円増の部分だと思いますが、これは国保の調整交付金として国保会計から繰り入れするものでございますが、週末の当直医に係る経費の部分として、国保調整交付金で一部補塡していただけるということで、救急患者を受け入れるために、常勤医師の負担を軽減するために、週末当直医をお願いしているのですが、その部分に係る規定の経費につきまして、国保のほうから調整交付金として受け入れるものでございます。

あと外来収益につきましては、若干、今現在、前年度と比較しまして少しですが患者数 が減少しているという状況でございます。

以上です。

## 〇議 長

安田清之君。

#### 〇安田清之議員

先生方も努力をして、看護師も努力をしているのでしょうが、190万円ということは 相当な下がり方かなというふうに思いますし、診療科目も増えているのに減っているとい うことは何かの問題があるのか、そこら辺を検証して、次年度このようにならないようお 願いをしておきます。

## 〇議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第16号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第

3号)についての件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

# 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

# ◎散会の宣告

# 〇議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 3時11分

# 平成31年第1回大樹町議会定例会会議録(第2号)

平成31年3月7日(木曜日)午前10時開議

## 〇議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議案第 17号 平成31年度大樹町一般会計予算について
- 第 3 議案第 18号 平成31年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 予算について
- 第 4 議案第 19号 平成31年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議案第 20号 平成31年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議案第 21号 平成31年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 7 議案第 22号 平成31年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 23号 平成31年度大樹町水道事業会計予算について
- 第 9 議案第 24号 平成31年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算につい

7

第10 予算審查特別委員会設置·付託

# 〇出席議員(11名)

 1番 船 戸 健 二
 2番 齊 藤
 徹
 4番 松 本 敏 光

 5番 西 田 輝 樹
 6番 菅 敏 範
 7番 髙 橋 英 昭

 8番 安 田 清 之
 9番 志 民 和 義
 10番 福 岡 孝 道

11番 柚 原 千 秋 12番 鈴 木 千 秋

# 〇欠席議員(1名)

3番 杉 森 俊 行

# 〇地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長 酒森正人 副 町 長 布 目 幹 雄 総務課長 松木義行 総務課参事 林 英 也 企画商工課長兼地場産品研究センター所長 黒川 豊 住民課長 鈴木敏 明

保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立

尾田認定こども園長兼学童保育所長 井上博樹

農林水産課長兼町営牧場長	瀬	尾	裕	信
建設水道課長兼下水終末処理場長	髙	橋	教	_
会計管理者兼出納課長	瀬	尾	さとみ	
町立病院事務長	伊	勢	厳	則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	明日見		由	香

# <教育委員会>

教育長板谷裕康学校教育課長兼学校給食センター所長和田司社会教育課長兼図書館長村田修

# <農業委員会>

 農業委員会会長
 鈴木正喜

 農業委員会事務局長
 水津孝一

# <監査委員>

代表監査委員 澤尾廣美

# 〇本会議の書記は次のとおりである。

 議会事務局長
 小森
 力

 主
 査
 真鍋智光

## ◎開議の宣告

# 〇議 長

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## ◎日程第1 会議録署名議員指名

# 〇議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

1番 船 戸 健 二 君

2番 齊 藤 徹 君

4番 松 本 敏 光 君

を指名いたします。

## ◎日程第2 議案第17号から日程第9 議案第24号まで

## 〇議 長

日程第2 議案第17号平成31年度大樹町一般会計予算についてから、日程第9 議 案第24号平成31年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件 を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

ただいま一括提案されました、議案第17号平成31年度大樹町一般会計予算についてから議案第24号平成31年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、8件の提案理由のご説明を申し上げます。

例年でありますと、お手元に執行方針と主要施策をお配りさせていただくところでありますが、本年は改選期であり、私の任期が4月末日で満了となることから、新年度予算については政策的経費を抑制した骨格予算として編成しておりますので、口頭での説明とさせていただきます。

新年度予算につきましては、国の地方財政対策をもとに、第5期大樹町総合計画に基づく施策の重点化を継続しつつ、限られた財源の中で効率的な事業実施を図ることなどを基本として進めてまいりました。

この結果、一般会計予算額は今年度に比べ、6.6ポイント、4億5,200万円マイナ

スの64億500万円、7特別会計を合わせた総額では4.8ポイント、5億3,449万円マイナスの1066億7,400万円となっております。

一般会計予算を見ますと、一部事務組合負担金などの補助費、町立病院改築などに係る 起債償還のための公債費の増加、役場庁舎改築事業費の計上などにより、過去10年で2 番目の規模となるものであります。

本町の財政状況は着実に改善してまいりましたが、町民の皆様の安全で安心な暮らしの確保や地域経済を支える力強い産業の育成などへの取り組みを切れ目なく推進していくことを最優先に、本予算を提案させていただきましたので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、予算の主な内容や施策につきましては、この後副町長並びに担当説明員から説明 をいたさせますので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を 終わらせていただきます。

## 〇議 長

これより、予算議案について、日程順に従い説明を求めます。

議案第17号平成31年度大樹町一般会計予算について。

布目副町長。

# 〇布目副町長

それでは、平成31年度大樹町一般会計予算について、総括的に内容のご説明をいたします。

最初に、議案の1枚目を朗読をいたします。

議案第17号平成31年度大樹町一般会計予算について。

平成31年度大樹町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ64億500万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算に よる。

第2条、債務負担行為。地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

第3条、地方債。地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方 債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

第4条、一時借入金。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り 入れの最高額は10億円と定める。

次のページをお開きください。

1ページから4ページにかけましては、第1表歳入歳出予算でございます。

歳入では、1項の町税から次のページの22項の町債まで、歳入合計64億500万円。 3ページから4ページにかけましては歳出でございます。1款の議会費から、次ページ の14款予備費まで、歳出合計64億500万円でございます。

5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為です。

1点目、行政情報用端末機器譲渡事業償還金、平成32年度から平成33年度までの2年間、行政情報用端末機器代金300万円と利子に相当する額。次に、草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備型、平成32年度から平成34年度までの3年間。事業費2億3,541万9,000円。

次に、町営牧場管理用車両譲渡事業償還金、平成32年度から平成35年度までの4年間、町営牧場管理用車両代金として123万8,000円と利子に相当する額。

次に、介護活動車譲渡事業償還金、平成32年度から平成35年度までの4年間、介護活動車代金204万4,000円と利子に相当する額でございます。

2項目目の草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備型につきましては、北海道農業公社が事業主体となりまして、国が50%、道が15%、町が5%、残りを受益者が負担する内容で草地整備等の事業を実施するものでございます。

ほか、譲渡事業3件につきましては、北海道市町村備荒資金組合の車両及び防災機器材譲渡事業を活用するもので、同組合が物品を購入し、大樹町が譲渡を受けることで、平成31年度含め、3年から5年間の償還払いとするものでございます。

6ページをお開きください。

第3表の地方債でございます。

まず、公営住宅建設事業で4,600万円、緊急防災減災対策事業で730万円、公共施設等適正管理推進事業2,910万円、過疎対策事業3億1,380万円、臨時財政対策債1億3,000万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前どおりで変更はございません。

7ページをお開きください。

平成31年度の一般会計歳入歳出予算款別集計表でございます。表の中ほどには、縦に 款の番号、左側に歳入予算、右側が歳出予算の構成になってございます。それぞれ本年度 予算額、前年度予算額の構成比、前年度との比較、増減率を記載してございます。

昨年度と比較をし、大きく増減のある内容について概略のご説明を申し上げます。

歳入でございます。まず、歳入においては、平成31年10月から新設される環境性能 割交付金が8款に追加になりましたことから、以降の款が順次繰り下がり、22款までと なっております。

1款の町税では、本年度予算額8億424万7,000円、前年度比3,236万7,00 0円の増。町民税及び固定資産税の増を見込んでございます。

2款の地方贈与税から10款の地方特例交付金まで、また12款の交通安全対策特別交付金は、平成30年度の執行見込みと国から示されました地方財政対策による増減率をもとに計上しております。

なお、11款の地方交付税では、本年度予算額30億8,000万円、交付税全体では、 前年度比1億3,000万円の増。うち、普通交付税で8,000万円、特別交付税で5, 000万円の増額を見込んでございます。

15款の国庫支出金では、3億1,215万9,000円、前年度比2,252万7,000円の減。地方創生推進交付金、学童保育所、児童館建設事業に対する次世代育成支援対策施設整備交付金の減が主な要因でございます。

16款の道支出金では3億4,820万9,000円、前年度比2,333万円の増。草地 生産力向上支援特別対策事業補助金の増。また、森林環境保全整備事業補助金の増が主た る要因でございます。

17款の財産収入では2,728万2,000円、前年度比313万8,000円の減。立 木売払収入の減が主な要因でございます。

19款の繰入金では3億9,283万9,000円、前年度比2億732万6,000円の減。交付税措置のない起債の借り入れ、減債基金特定目的基金の繰り入れなどを行ったことによる一般財源の減により、財政調整基金の繰入額が減となったことが主な要因でございます。

22款の町債5億2,620万円、前年度比5億2,140万円の減。学童保育所、児童 館建設事業に係る過疎対策事業債の減が主な要因でございます。

次に、歳出でございます。表の右側でございます。

2款の総務費は11億8,470万円、前年度比3,500万円の増。役場庁舎建設の基本実施設計業務の増が主な要因でございます。

3款の民生費は8億4,220万円、前年度比6億9,950万円の減。学童保育所、児 童館建設事業の本体工事の減が主な要因でございます。

4款の衛生費は2億3,420万円、前年度比3,240万円の増。南十勝複合事務組合における修繕工事の増加による負担金の増が主な要因でございます。

6款の農林水産業費は5億7,010万円、前年度比8,140万円の増。道営土地改良 事業負担金、草地畜産基盤整備事業の増が主な要因でございます。

8款の土木費は5億3,030万円、前年度比7,080万円の増。除雪ダンプの更新、 町道改良舗装工事の増が主な要因でございます。

9款の消防費は2億9,940万円、前年度比7,320万円の増。水槽付消防ポンプ自動車の更新、防災行政無線デジタル化に係る実施設計業務、高規格救急自動車更新に係るとかち広域消防事務組合負担金の増が主な要因でございます。

10款の教育費は5億4,320万円、前年度比6,440万円の減。大樹中学校のタブレット端末の整備、給食運搬車両車庫の整備の減が主な要因でございます。

12款の公債費は7億8,780万円、前年度比2,740万円の増。大樹町立病院建設に係る過疎債の元金償還が平成31年度から開始されることによる増が主な要因でございます。

歳入歳出合計では64億500万円、前年度比6.6%、4億5,200万円の減で計上 してございます。

歳出のほうの欄の下のほうでございますけれども、財源内訳を記載しております。国・道支出金が 6 億 6 , 0 3 6 万 8 , 0 0 0 円。地方債が 3 億 9 , 6 2 0 万円。その他 8 億 6 , 4 2 9 万円。一般財源が 4 4 億 8 , 4 1 4 万 2 , 0 0 0 円となり、一般財源の予算に占める構成比は 7 0%となっております。

次に、8ページをお開きください。

本表は、平成31年度の一般会計歳出性質別臨時経常別集計表でございます。臨時的なもの、経常的なものに分類をし、さらにその経費を1の消費的経費、2の投資的経費、3のその他の経費、4の予備費に再分類した集計表になっております。

表の右側、合計欄の本年度中の1の消費的経費では、40億3,988万7,000円、 前年度比1.3%の増。一部事務組合への負担金の増が主な要因となっております。

2の投資的経費は7億8,396万2,000円で、前年度比40.8%の減。学童保育所、 児童館建設事業の減が主な要因となっております。

最下段の人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は23億1,897万3,000円で、構成比は36.2%、前年度比で1.7ポイントの増となってございます。

9ページをお開きください。

給与費の明細書でございます。特別職、一般職の給与全体額を前年度と比較をして記載 しております。

10ページでは給料、職員手当の増減額の明細。11ページは職員一人当たりの給与、 初任給の状況、級別職員数。12ページには級別の標準的な職務内容、期末勤勉手当の支 給率などについて記載をしてございます。詳細な説明は割愛をさせていただきます。

13ページをお開きください。

地方債現在高の見込み調書でございます。本表は、地方債の平成29年度末における現在高並びに平成30年度末及び平成31年度末における現在高の見込みについて記載をしております。

表の一番下でございます。全会計の地方債残高の総計を記載しております。平成29年度末で106億5,866万6,000円。30年度、31年度中の増減を見込み、31年度末現在高見込み額では99億2,213万円となる見込みでございます。

平成30年度、31年度ともに借入額が償還元金を下回る見込みのため、平成31年度 末現在高見込み額は、29年度末見込み現在高と比較をして、減少する予定でございます。

14ページをお開きください。

債務負担行為に係る支出予定額等に関する調書でございます。現在の債務負担行為の件数は、全部で21件ございます。限度額合計では6億157万6,000円。平成30年度末までの支出見込み額は3億3,853万4,000円。平成31年度以降の支出見込み額は2億1,799万7,000円となり、このうち一般財源は1億3,182万2,000円

となる見込みでございます。

16ページをお開きください。

ここでは、平成31年度における投資的事業費の一覧表でございます。主なものについてご説明をいたします。

最初に総務費で6,318万円を計上しております。役場庁舎建設事業、役場庁舎建設に 係る基本設計及び実施設計業務を行うものでございます。

農林水産事業費では3億4,668万6,000円の計上。北海道中山間地域等直接支払 交付金事業では、3集落7,092ヘクタールの集落交付金として1億649万5,000 円を計上しております。

1つ飛びまして、草地畜産基盤整備事業、畜産担い手総合整備型では草地更新等で216.9~クタール、事業費としまして7,467万円を計上しております。

4行飛びまして、町有林整備事業では、地ごしらえから間伐まで約250へクタールの整備で1億855万5,000円を計上しております。

土木費では2億5,895万9,000円。土木車両更新事業で除雪ダンプ1台の更新5,454万4,000円。

1行飛びまして、町道改良舗装事業では、幸町団地3号線ほか2路線の改良舗装等の工事、合わせまして9,940万円。日方団地建設事業として、1棟4戸の新築及び外構工事、さらに解体工事で8,801万5,000円を計上しております。

消防費では4,522万4,000円。消防施設等整備事業では、水槽付消防ポンプ自動車1台の更新で3,782万6,000円。防災行政無線デジタル化整備事業では、防災行政無線デジタル化の実施設計業務で739万8,000円を計上しております。

教育費では6,961万3,000円。学習センター運営費として、オークホール舞台照明設備の更新と蓄電池設備更新に6,548万4,000円を計上しております。

17ページをお開きください。

最後の欄でございます。投資的事業費の計は7億8,396万2,000円。財源内訳で 国・道支出金で2億3,512万4,000円。地方債で2億8,620万円。その他で1億4,983万4,000円。一般財源で1億1,280万4,000円の計上でございます。

18ページをお開きください。

本表は、地方消費税交付金1億1,970万円のうち、社会保障経費の財源としている消費税率の改定分の17分の7に相当する額4,920万円が、一般会計の各経費に対し、どのように充当されているかを示したものでございます。

本年度の予算における社会保障施策に要する経費の総額は、社会福祉、社会保険、保健衛生で18億1,972万6,000円であり、社会保障財源過分の地方消費税交付金の使途につきましては、各事業の予算額に案分をして算定をしておりまして、表の右側、2列目に記載をしたとおりでございます。

続きまして、次のページ以降に本議案第17号に関連いたします附属資料として、橋梁

の修繕予定箇所及び道路施工予定箇所の位置図、それから日方団地の新築外構工事の配置 平面図を添付をいたしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

以上で、平成31年度大樹町一般会計予算の総括的な説明を終わらせていただきます。 事項別の説明につきましては、この後それぞれの担当課長より説明をいたさせますので、 よろしくお願いをいたします。

## 〇議 長

それでは歳出について、1款議会費から14款予備費まで、それぞれ担当課長より内容の説明を求めます。

それでは、松木総務課長から順次お願いします。

# 〇松木総務課長

それでは引き続きまして、平成31年度大樹町一般会計歳入歳出予算事項別明細書の歳 出についてご説明を申し上げます。

説明に当たりましては、款、項、目、本年度予算額を申し上げ、新たなもの、また事業の内容予算額に大幅な変動のあるものを中心に、歳出、歳入の順で、それぞれ目ごとに担当説明員より順次ご説明を申し上げます。

初めに、27ページ、28ページをお開きください。

1款、1項、1目ともに議会費5,680万円、前年比320万円の増であります。報酬から負担金補助及び交付金まで、議会運営に要する経費を計上したものでございます。増額の主な理由でございますが、条例の改正に伴います議員報酬等の改定によるものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、27ページから32ページの下段にかけまして、1目一般管理費8億7,698万5,000円、前年比1,820万2,000円の減であります。 特別職を含みます職員の人件費、役場業務全般にかかります事務的経費や庁舎の維持管理費、町長交際費、職員の福利厚生や研修に要する予算などを計上したものでございます。

1節の報酬でございますが、前年比46万6,000円の増。嘱託職員報酬につきましては、施設の管理人B&Gでございますが2名でございます。管理人住宅からの転居に伴いまして、手当相当分の支給によりまして42万4,000円が増加するものでございます。

2節給料1,129万6,000円の減。特別職の給料につきましては3人分、職員給料につきましては、町長部局が前年比4人マイナスの73人、議会につきましては2人、教育委員会につきましては13人、農業委員会につきましては3人分、議会、教育委員会、農業委員会については、それぞれ前年と同じ人数でございます。合計では、前年比4人マイナスの91人分を計上してございます。

3節の職員手当等は387万3,000円の減であります。主な手当別の増減でございますが、扶養手当75万8,000円の減、期末手当308万9,000円の減、勤勉手当75万8,000円の減、管理職手当92万6,000円の増であります。住居手当につきましては給与条例の改正もありましたので、67万6,000円の増となるものでございま

す。

なお、時間外勤務手当につきましては、4万5,000円の増であります。

29ページ、30ページをお開きください。

4節の共済費につきましては、前年対比216万3,000円の減であります。

7節の賃金、前年比176万8,000円の減でありますが、事務生の賃金につきましては10人分、23万1,000円の増であります。再任用職員賃金につきましては、人数が1人マイナスの2人分、前年比222万6,000円のマイナスとなってございます。

11節需用費につきましては消耗品費、並びに燃料費の増加により204万1,000円の増額計上を行ってございます。

#### 〇黒川企画商工課長兼地場産品研究センター所長

それでは、31ページから34ページにかけまして、2目文書広報費でございます。744万4,000円の計上でございまして、244万円の増でございます。ここでは、広報たいきの発行、町ホームページの維持、システムの使用料に加え、30年度まで10目諸費で計上しておりました難視聴対策事業129万5,000円を文書広報費で計上することとしたため、増額となっております。

また、ホームページの災害時対策、2回線化とセキュリティ対策、暗号化のため、委託 料が増になってございます。

# 〇松木総務課長

同じページ、中段でございます。3目財産管理費2,204万8,000円、前年に比べ425万5,000円のマイナスでございます。ここでは普通財産の維持管理経費や公共施設の除排雪経費などを計上させていただいてございます。予算額減額の主な理由ですが、平成30年度におきまして旧旭保育所の解体工事費を計上していたことによるものでございます。

# 〇黒川企画商工課長兼地場産品研究センター所長

続きまして、下段の33ページから40ページにかけまして、4目企画費でございます。4,852万8,000円の計上。対前年比2,932万3,000円の減でございます。ここでは総合計画、あるいは「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、航空宇宙産業基地誘致、多目的航空公園維持管理、地域おこし協力隊、移住促進事業などを計上してございます。地方創生推進交付金事業「宇宙のまちづくり推進事業」が3年を経過したため、終了したことで大幅な減額となっておりますが、宇宙のまちづくり推進協議会につきましては継続したいと考えてございます。

また、平成30年度に実施したふるさと納税クラウドファンディング4,211万円の収入がございましたけれども、新年度につきましてはポータルサイトを活用して目標額1,000万円で募集し、手数料を差し引いた900万円を補助することとして計上してございます。今年予定されているインターステラテクノロジズのロケットの打ち上げの際のパブリックビューイングなどを開催するよう実行委員会に対する経費を計上してございま

す。

また、これに関しましては道補助を申請する予定でございます。

移住対策では、国の新規事業「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に取り組むことにしておりまして、1名分100万円を計上しているほか、3年目となります若手芸術家地域担い手育成事業も予定してございます。

#### 〇松木総務課長

続きまして、39ページ、40ページの中段、5目公平委員会費でございますが、前年同額の1万5,000円。委員報酬と費用弁償を計上したものでございます。

#### 〇鈴木住民課長

続きまして、6目防犯交通安全推進費、本年度予算額445万5,000円、前年度との 比較で177万9,000円の増となってございます。ここでは交通安全指導員の報酬な ど、交通安全や防犯活動の推進に係る費用を計上してございます。

8節報償費では、交通安全指導員の道東ブロック研修会が帯広市で開催されるに当たり、 十勝管内各市町村へ特産品の提供依頼がありましたので、イベント参加報償費として計上 してございます。

それから、15節工事請負費では、防犯カメラ設置工事167万4,000円を新たに計上してございます。大樹町地域安全推進協議会で、防犯カメラ設置の必要性などが検討され、小学校と中学校の通学路にそれぞれ1カ所ずつ、計2カ所に設置が望まれるという協議会でのまとめとなり、町に設置の要請がありましたので、犯罪の抑止効果と地域住民の皆さんの安心・安全を確保することも含め、計上させていただきました。設置に当たりましては、管理・運用に関する要綱も定めた上で、プライバシーにも配慮しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

# 〇松木総務課長

41ページ、42ページの中段から、7目福祉センター費1,072万4,000円。福祉センターの維持管理経費で、前年比120万9,000円の増であります。その主な要因は暖房用燃料、並びに管理業務の清掃回数の増による委託料の増加によるものでございます。

その下から 4.4ページにかけまして、 8 目電子計算費 6 , 1.7.6 万 2 , 0.0 0 円。行政用電算システムの維持管理などの経費で、前年対比 4.3.7 万 1 , 0.0 0 円の増となるものでございます。

13節委託料の庁内ネットワークセキュリティ強化対策といたしまして、LGWAN サーバーの更新費並びにファイル転送システムの導入費などに806万8,000円を。

14節使用料及び賃借料のソフトウェアライセンス料といたしまして、保守の期限切れを迎えますウィンドウズ7端末の稼働を引き続き確保させるためのウィンドウズ10のダウングレード版130台分の予算300万円を含む440万4,000円を計上したこと

によるものでございます。

前年度、計上いたしておりましたパソコン等の購入費については、本年度は計上してございません。

続きまして、その下から46ページ上段にかけまして、9目車両管理費1,212万2,000円、前年対比200万9,000円の減であります。各課の管理に属しない車両の管理経費でございまして、乗用車9台、バス3台、トラック、ダンプ各1台ずつの合計14台分の計上でございます。前年度に比べまして、車両の購入を予定していないこと。また、車検台数が減少したことにより減額となっているものでございます。

続きまして、45ページから48ページにかけまして、10目諸費3,332万8,000円、前年比364万3,000円のマイナスでございます。名誉町民等審査員会などの各種諮問組織の運営費、行政区長報酬等、行政区の関係経費、街灯の維持管理経費、消費者保護対策経費などを計上するものでございます。減額の主な理由でございますが、11節需用費の修繕料として計上しておりました行政会館等のトイレ改修工事、こちら平成30年度の9カ所に対しまして、平成31年度4カ所となりましたことにより減額になりました。

また、難視聴対策事業を2目の文書広報費に移し替えたことも要因の1つでございます。 次のページ、47ページ、48ページをお開きください。

中段で、新たに設置いたしました目、11目庁舎建設費6,318万円の皆増でございます。30年度予算で債務負担行為をお認めいただきました庁舎建設設計業務の委託料でございます。債務負担行為の限度額につきましては7,391万円でございましたが、契約額6,318万円を新年度予算として計上しているものでございます。

なお、限度額を下回っている理由といたしましては、当初民間事業所の新たな庁舎への 同居等も含めて検討した予算で計上したところ、そちらにつきましては、契約につきまし ては庁舎本体のみ、民間事業所の入居がなくなったということによるものでございます。

#### 〇鈴木住民課長

続きまして、同じページの下段になります。

2項徴税費、1目賦課徴税費、本年度予算額864万7,000円、前年度との比較で20万1,000円の増となってございます。ここでは、徴税の賦課徴収などに係る費用を計上してございます。

次のページ、49ページ、50ページに移りまして、下段になりますが、3項、1目ともに戸籍住民基本台帳費で、本年度予算額1,433万4,000円、前年度との比較で451万円の増となってございます。ここでは備品購入費で、住民基本台帳ネットワークシステムの機器について、基本操作システムのサポートがなくなることから、機器一式の更新費用を計上したことにより増額となってございます。

#### 〇松木総務課長

51ページから54ページにかけまして、4項選挙費、1目選挙管理委員会費44万8,

000円。こちらでは、選挙管理委員会委員4名分の報酬、費用弁償などについて計上をしてございます。

2目北海道知事、北海道議会議員選挙費321万2,000円の予算計上でございます。 4月1日以降分の選挙執行経費でございます。

続きまして、3目大樹町長、大樹町議会議員選挙経費729万1,000円の計上でございます。

次のページをおめくりください。

4目参議院議員通常選挙経費647万6,000円の計上でございます。

## 〇黒川企画商工課長兼地場産品研究センター所長

その下段からでございます。56ページまで、5項、1目統計調査費でございます。123万8,000円の計上でございまして、57万2,000円の増でございます。5年ごとに行われます農林業センサス71万5,000円、それから来年度、来年度と言いますか、平成32年度実施の国勢調査の調査区設定事業などにより増額となっております。

# 〇松木総務課長

その下、55ページ、56ページの中段でございます。

6項、1目ともに監査委員費246万3,000円、監査委員さんの報酬費用弁償、会議等の負担金などを計上しているものでございます。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 その下、55ページから58ページ上段にかけまして、3款民生費、1項社会福祉費、 1目社会福祉総務費、予算額3,168万7,000円、前年比119万9,000円の増。 ここでは、民生児童委員協議会の経費、遺族援護費、社会福祉一般事業に係る経費を計上 しております。

57ページから58ページ中段にかけまして、2目老人福祉総務費2,031万5,000円、前年比1,000円の減でございます。ここでは、老人福祉全般の予算を計上しております。敬老会開催経費、老人クラブの補助金、老人福祉施設入所措置費、高齢者等の住宅整備貸付金などによる経費を計上してございます。

同じく57ページ下段から60ページ中段にかけまして、3目心身障害者福祉費2億3,058万7,000円、前年比404万2,000円の増。ここでは、心身障害者福祉事業として、主に扶助費で障がいのある方の介護給付費や訓練等給付費などによる経費を計上してございます。

60ページ中段、扶助費、昨年度より463万5,000円の増は、訓練等給付における 新規利用者、障害者通所給付費の利用者が増えたことによるものでございます。

#### 〇鈴木住民課長

続きまして、同じページの中段になりますが、4目国民年金事務費、本年度予算額3万円、前年度との比較で22万7,000円の減となってございます。ここでは、国民年金事務に係る費用を計上しておりますが、前年度に計上してございましたシステムの改修経費

がなくなったことにより減となってございます。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 同じく59ページ下段から61ページ上段にかけて、5目高齢者保健福祉推進センター 費2,655万7,000円、前年比1,835万6,000円の増。ここでは、高齢者保健 福祉推進センター「らいふ」の維持管理に係る経費を計上しております。

62ページ上段、工事請負費では、「らいふ」は平成11年に竣工してから20年を迎えます。今年度、痛みの激しい屋根の防水工事を予定しております。

## 〇鈴木住民課長

同じページ、6目福祉医療諸費、本年度予算額1億6,858万7,000円。前年度との比較で531万円の増となってございます。ここでは、重度心身障害者医療、ひとり親家庭の医療、乳幼児及び児童の医療に係る費用を計上しているほか、国民健康保険制度、後期高齢者医療制度の町が負担するルール分などを計上してございます。増の主な要因といたしましては、19節負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療療養給付費負担金としての市町村負担金分が増となったことによるものでございます。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 同じく61ページ下段から64ページ下段にかけまして、7目発達支援センター費6, 204万7,000円、前年比1,692万4,000円の増。ここでは、南十勝4町村と幕 別町忠類地区の子供を受け入れて、発達支援を行うための運営に係る経費を計上しており ます。30年度当初予算では、職員5名分の給料、職員手当等を計上しておりましたが、 今年度7名の給料、職員手当などを計上したことにより増額したものでございます。

次に、63ページ下段から66ページ中段にかけまして、8目公衆浴場費1, 205万3, 000円、前年比46万9, 000円の増。公衆浴場の運営維持に係る経費を計上しております。

# 〇鈴木住民課長

続きまして、65ページ、66ページ、2項児童福祉費、1目児童措置費、本年度予算額8,573万6,000円。前年度との比較で255万6,000円の増となってございます。ここでは児童手当と、その支給に係る費用を計上してございます。増の主な要因は、13節委託料で、平成24年度に導入した児童手当システムのサポートが終了することから、更新する必要があり、新たに更新費を計上したことによるものでございます。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 同じく65ページ中段から70ページ上段にかけまして、2目児童福祉施設費2億44 0万1,000円、前年比1,640万7,000円の減。ここでは、町立尾田認定こども園 と学童保育所の運営費、大樹福祉事業会が運営する南北の認定こども園に係る経費を計上 しております。

70ページの上段、扶助費、大樹保育園施設給付費の減が主な要因でございます。 その下、児童福祉施設整備費は廃目しております。

次に、3項生活保護費、1目扶助費、予算額5万円。ここでは、北海道が生活保護の支 給決定までの間、時間を要する場合、その間の生活費を一時立て替える経費を計上してお ります。

4項災害救助費、1目災害救助費、予算額15万円。ここでは、災害救助法に基づく費用が国などから支給されるまでの間、その一部を応急的に立て替える費用を計上しております。

#### 〇議 長

休憩します。

休憩 午前10時52分 再開 午前11時00分

# 〇議 長

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

31年度の一般会計の歳出の説明を続けます。

次に衛生費、井上保健福祉課長。

# 〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長

69ページ中段から70ページ中段にかけまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり推進費744万7,000円、前年比379万円の増。ここでは、主に十勝圏複合事務組合などの義務的負担金を計上しております。

69ページ下段から72ページ中段にかけまして、2目母子保健費944万6,000円、前年比246万8,000円の減。ここでは、妊婦健診、乳幼児の健診、子どもミニドック健診など、母子保健対策に係る経費を計上しております。減額の主な要因は、妊婦健診及び子どもミニドック健診の受診者の見込みを実績ベースで計上したもの。また、昨年度備品購入費で高圧滅菌機、それとデジタル乳児体重計を購入した分の減が主な要因でございます。

71ページから72ページにかけまして、3目成人保健費1,109万9,000円、前年比38万6,000円の減……。失礼しました。

3目成人保健費1,071万3,000円、前年比38万6,000円の減。ここでは、主に歯科検診、脳ドック、大腸がん、子宮がん検診などに係る経費を計上しております。

次に、73ページ中段から74ページ中段にかけまして、4目予防費1, 342万7, 00 円、前年比167万9, 000円の減。ここでは、予防接種に係る経費を計上してございます。

# 〇鈴木住民課長

同じページ中段になりますけれども、5目環境衛生費、本年度予算額1億6,048万円。 前年度との比較で3,166万4,000円の増となってございます。ここでは、環境衛生 に係る費用のほかに、19節負担金補助及び交付金でごみの処理を行っております南十勝複合事務組合の負担金、し尿処理を行っております十勝圏複合事務組合の負担金を計上してございます。増の主な要因といたしましては、南十勝複合事務組合に係る負担金の増によるものでございます。

次に6目墓園費、本年度予算額202万2,000円。前年度との比較で151万7,00円の増となってございます。ここでは、墓園の管理に係る経費を計上しておりますが、今年度の予算には隔年で実施している大樹墓園の垣根の剪定経費を計上したことから増額となってございます。今回の作業には、区画外の支障木9本の伐採を含んでいるため、前回より約30万円程度多く計上してございます。

下段に移りまして、2項清掃費、1目じん芥処理費、本年度予算額3,066万5,000円。前年度との比較で3万8,000円の減となってございます。ここでは、ごみ収集に係る費用として、指定ごみ袋の印刷費や売りさばき手数料、収集業務の委託料などを計上してございます。

# 〇黒川企画商工課長兼地場産品研究センター所長

同じページ中段でございます。

5款労働費、1項労働費、1目労働諸費100万円の計上でございます。10万円の減 でございます。勤労者センターの維持管理費、中小企業退職共済掛金の助成などを計上し てございます。

#### 〇水津農業委員会事務局長

75ページ下段から78ページ中段をご覧ください。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度予算額1,376万1,000円、前年度比較49万6,000円の減でございます。ここでは、農業委員会運営事業費、それから農業者年金事務費、農地保有合理化事業、並びに農地中間管理事業に係る実施経費について計上しております。予算減となった主なものは、13節の委託料の農地台帳システムの改修が完了したことによる減額でございます。

### 〇瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

続きまして、77ページから78ページにかけての中段上になります。

2目農業総務費、予算額60万6,000円、前年度対比7,000円の増。ここでは、 営農指導全般に係る諸経費を計上しております。

下がりまして、3目農業振興費、予算額1億2,970万1,000円。前年度対比180万1,000円の減となってございます。ここでは、町内農業に対する各種振興事業を計上しております。

19節負担金補助及び交付金では、第4期中山間地域等直接支払制度集落交付金1億6 38万1,000円を計上しております。

また、減額の主なものは、前年度担い手の確保を目的とし、町内で新たに営農する農業者に対して奨励金を交付する新規就農者誘致事業が計上されておりましたが、該当者の見

込みがないことから、その分が減額となってございます。

続きまして、79ページ中段から82ページにかけまして、4目畜産振興費、予算額9,256万7,000円、前年度対比7,447万8,000円の増となってございます。ここでは、町内農業の基幹であります畜産振興に関する事業を行っております。増額の主なものは、13節委託料で、町内の草地造成などの整備を行う畜産担い手総合整備型委託料7,467万円が増額となっております。この事業は、事業年度が平成31年から4カ年計画で新規地区の採択となっているため、債務負担を提出させていただきたいと思ってございます。

81ページ下段から84ページにかけまして、5目牧場管理費、予算額1億2,283万8,000円、前年度対比41万3,000円の増となってございます。ここでは、町営牧場の施設整備及び草地の維持管理について、所用の経費を計上しております。

23節償還金利子及び割引料では、牧場管理用車両の老朽化に伴い、新たに軽トラック車両購入に係る償還金を計上しております。この事業につきまして、債務負担を提出させていただきたいと思ってございます。

# 〇髙橋建設水道課長兼下水終末処理場長

83ページ下段から86ページにかけて、6目農地費4,613万9,000円。前年比2,147万円の増。ここでは、11節需用費の修繕料において、農業用排水路等の修繕800万円を計上しております。

19節負担金補助及び交付金では、86ページの上段になりますが、上大樹地区道営農地整備事業に係る道営土地改良事業負担金として、3,723万3,000円を計上しております。

# 〇水津農業委員会事務局長

7目農用地集団化事業費、本年度予算額677万1,000円、前年度比較568万3,000円の増でございます。平成29年度から実施しております尾田地区農地等交換分合事業が、3カ年計画の最終年にかかります。この交換分合事業に係る実施経費につきまして、所用の予算総額を計上しております。予算増となった主なものは、13節の委託料でございます。本年は用地確定測量の測量費として630万円計上させていただいております。

#### ○瀬尾農林水産課長兼町営牧場長

下がりまして、8目牧場整備費、予算額992万2,000円、前年度対比70万9,00円の減となってございます。ここでは、町営牧場の草地整備21.1~クタールを行うため、畜産担い手育成総合整備事業を新規事業として委託料741万円を新たに計上しております。

また、平成28年に導入した牧場作業用タイヤショベルの償還金を計上しております。 同じく85ページ中段から88ページにかけまして、2項林業費、1目林業振興費、予算額2,342万1,000円、前年度対比528万7,000円の減となってございます。 ここでは、林政全般に関する事業を行っております。減額の主な要因といたしまして、林 業担い手推進事業の地域おこし隊1名が、3年間の任期満了による減額となってございま す。

また、有害鳥獣駆除事業の捕獲頭数見直しを、過去の実績に基づき、頭数を見直したことによる減額となってございます。

続きまして、87ページから88ページ中段の上になります。

2目町有林費、予算額1億1,155万5,000円。前年度対比904万6,000円の減となってございます。ここでは、町有林の維持及び整備に関する事業を行っております。減額の主な要因は、15節工事請負費、町有林整備事業工事のうち、芝数面積の減少に伴い、地ごしらえ工事が昨年と比較して減少したことにより、その分が減額となっております。

また、町民植樹祭につきましては、本年より会場を萠和山に変更し、5月19日日曜日に開催を予定してございます。植栽する樹種につきましては、柏の苗木約600本を予定してございます。

続きまして、87ページ下段から90ページにかけまして、3項水産業費、1目水産振興費、予算額398万5,000円、前年度対比332万5,000円の減となってございます。水産振興費では、漁業全般に関する事業を行っております。減額の主な要因は、前年度、秋鮭の増養殖事業を推進するため、稚魚飼育池を整備した秋鮭稚魚飼育池整備がございましたので、その分が減額となってございます。

89ページ中段下から92ページにかけてになります。

2目漁港管理費、予算額883万4,000円、前年度対比1万3,000円の増となってございます。漁港管理費では、大樹、旭浜両漁港の維持に関する事業を行っております。

### ○黒川企画商工課長兼地場産品研究センター所長

91ページから96ページにかけまして、7款、1項商工費でございます。1目商工振興費1億3,269万6,000円の計上でございまして、673万6,000円の減でございます。商工会の助成、町民盆踊り大会の経費、中小企業特別融資利子補給、起業家支援などを計上してございます。

地場産業振興奨励事業と起業家支援事業につきまして、例年見込みである程度の額を計上してございますけれども、見込みを計上せず予定の部分に限ったということで減額になってございます。これは、補正予算により対応することとしてございます。

その下段でございます。

2目市街地開発推進費1,324万9,000円、対前年60万4,000円の増でございます。TMO活動推進費などを計上してございます。増額の要因は、TMO活動費の人件費の増と、それから道の駅のイベント広場の街灯整備17万9,000円を計上したことによるものでございます。

3目観光振興費4,013万円の計上でございます。751万4,000円の減でござい

ます。観光協会の助成、ふるさと納税返礼品等の経費などを計上してございます。昨年、 作成予定だった新キャラクターの着ぐるみにつきましては、観光協会の経費で昨年度中に 作成できなかったので、今年度に繰り越して作成する予定でございます。

ふるさと納税は国の制度変更により、30年度は若干低迷しましたけれども、生産者等による、ふるさと納税推進事業連絡会を発足させましたので、この連絡会を通じまして協議の上、取り組んでまいりたいと考えております。

93ページからご覧ください。

4目観光施設費でございます。3,101万3,000円の計上でございます。242万5,000円の減でございます。晚成温泉、カムイコタンキャンプ場とコスモスガーデンの維持管理経費を見込んでございます。昨年、晩成温泉で高圧充電設備改修事業485万2,000円があったことから減額になっておりますが、新年度は晩成の宿のトイレの改修174万9,000円、カムイコタン炊事場、バーベキューハウスの屋根改修141万9,00円を見込んでおります。

また、カムイコタンキャンプ場は、例年2カ月の開設でございましたけれども、6月から9月までの4カ月のオープンを予定しておりまして、必要な所要経費を計上してございます。

また、コスモスガーデンは昨年同様、近隣農家のご協力をいただきまして、ヒマワリを 植えたいと考えておりまして、コスモスにつきましては大樹消防署前の国道沿いに植えた いと考えております。

同じページの下段でございます。

5目地場産業研究センター費171万2,000円の計上でございます。62万9,00 0円の減でございます。昨年、ガス式蒸し器を購入したため、今年度は減額となってございます。

# 〇髙橋建設水道課長兼下水終末処理場長

95ページ、96ページの中段でございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費190万3,000円、前年比57万8,000円の増。ここでは、土木一般管理全般に係る経費と、13節委託料で道路台帳作成業務96万8,000円を計上してございます。

2項道路橋梁費、1目道路維持費2億2,914万1,000円、前年比4,343万5,000円の増。予算増の主な要因といたしましては、除雪ダンプの購入費を5,454万4,000円を計上したことによります。

11節需用費、修繕料では車道の修繕のほか、道路排水の修繕、また建設車両の修繕など、2,502万4,000円を計上してございます。

13節委託料では、1億1,633万4,000円を計上しております。主なものといたしまして、次のページ98ページをご覧ください。

町道維持補修業務で6,465万8,000円。町道除排雪業務で4,857万6,000

円を計上してございます。

15節工事請負費では、橋梁長寿命化事業によるふるさと大橋の補修工事の1,500万円を計上してございます。

18節備品購入費では、除雪ダンプの購入費を計上してございます。

2目道路新設改良費1億341万6,000円、前年比3,301万6,000円の増。ここでは、15節工事請負費で3カ所の改良舗装工事で9,440万円を計上しております。 位置図につきましては、議案の最後に添付してございますので、後ほどご確認お願いいたします。

3項河川費、1目河川総務費191万9,000円、前年比31万5,000円の増。

4項都市計画費、1目都市計画総務費20万8,000円、前年比28万6,000円の減。

2目公園費3,208万9,000円、前年比296万円の増。

次のページ、99ページ、100ページをご覧ください。

ここでは、13節委託料で柏林公園、交通公園、河川公園などの維持管理業務に係る経費と、平成28年度から32年度までの5年間による協定を締結しております歴舟川パークゴルフ場の指定管理者管理運営業務など、2,810万1,000円を計上してございます。

5項住宅費、1目住宅管理費7,301万9,000円、前年比31万5,000円の増。 ここでは、8節報償費では、引き続き住宅リフォーム支援事業に係る報償費を計上。また、 「大樹でかなえるマイホーム支援事業」では、町内の新築10件分、移住者の新築2件分、 町内の中古住宅購入に2件分、移住者の中古住宅購入1件分を見込み、商品券での支給に かかわる2割分の報償費576万円を計上してございます。

11節需用費の修繕料の中で、住宅用火災報知器の更新費用約400万円を計上。火災報知器は、平成20年度に町営住宅全戸対象に設置しており、設置後10年を経過するため、電子部品の故障や電池切れにより、火災を感知しなくなる恐れがあるため、昨年と今年で更新するものでございます。

次のページ、101ページ、102ページにかけてです。

15節工事請負費、屋根の張り替え工事、共用電灯設備の改修工事、町営住宅屋根改修 工事で1,563万1,000円を計上してございます。

19節負担金補助及び交付金では、大樹でかなえるマイホーム支援事業補助金として、口座振込による8割支給分2,304万円を計上してございます。

2目住宅建設費8,860万5,000円、953万3,000円の減、ここでは15節工事請負費で、日方団地1棟4戸の解体工事と、日方団地建設事業で2号棟の新築工事、1棟4戸の建設を行います。配置図などは、議案の最後に添付してございますので、後ほどご確認願います。

以上でございます。

#### 〇松木総務課長

続きまして、101ページから106ページの下段にかけまして、9款、1項ともに消防費でございます。

1目消防総務費 2億2,253万1,000円、前年比4,510万6,000円の増でございます。この主な内容でございますが、高規格救急自動車の更新費用として4,451万円、燃料の保管庫の整備費用といたしまして270万円をそれぞれ負担金に含んでいるものでございます。

続きまして、2目非常備消防費6,244万円、前年比2,260万8,000円の増の主な内容でございます。今年度につきましては、全道消防操法大会に係る費用弁償として156万2,000円を。また、18節備品購入費では水槽付き消防ポンプ自動車の購入費用といたしまして3,775万1,000円を計上していることによるものでございます。

103ページ、104ページの中段、3目火災予防費、前年比4万7,000円減の4万4,000円でございます。林野火災の予防啓発用の旗の購入費でございます。

その下、4目災害対策費1,438万5,000円、前年比553万3,000円の増でございます。ここでは、災害対策経費や防災行政無線の維持管理経費等を計上してございます。今年度は、昨年、債務負担行為をお認めいただきました防災行政無線デジタル化に係ります実施設計業務委託料739万8,000円などを計上してございます。

## 〇和田学校教育課長兼学校給食センター所長

続きまして、105ページから106ページにかけまして、10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額208万2,000円、前年度対比4,000円の減。ここでは、教育委員4名の報酬、旅費などを計上してございます。

2目事務局費、本年度予算額164万5,000円、前年度対比9,000円の減。ここでは、事務局職員の旅費、交際費、需用費などを計上してございます。

105ページから110ページにかけまして、3目教育振興費、本年度予算額1億3,231万4,000円、前年度対比1,453万9,000円の減。ここでは、学校教育における小中学校共通の経費や、相対的な経費を計上してございます。減額の主な要因は、平成23年度から計画的に進めてまいりました8台のスクールバスの更新が完了したことによるものでございます。

109ページから114ページにかけまして、2項小学校費、1目学校管理費、本年度 予算額2,972万8,000円、前年度対比269万4,000円の増。ここでは、大樹小 学校に係る管理費などを計上してございます。増額の主な要因は、公務員の市町村退職手 当組合共済組合加入によるものでございます。

113ページから114ページにかけまして、2目教育振興費、本年度予算額594万1,000円、15万3,000円の増。ここでは、大樹小学校の児童に係る備品購入費などを計上してございます。

113ページから116ページにかけまして、3項中学校費、1目学校管理費、本年度

予算額3,243万3,000円、1,662万1,000円の減。ここでは、大樹中学校に係る管理費などを計上してございます。減額の主な要因は、タブレットの購入などによるものでございます。

115ページから118ページにかけまして、2目教育振興費、本年度予算額1,064万2,000円、14万9,000円の減。ここでは、大樹中学校の生徒に係る備品購入費などを計上してございます。

117ページから120ページにかけまして、4項学校給食費、1項学校給食費1億8 89万5,000円、1,632万円の減。ここでは、調理員の賃金、賄い材料費、給食運搬経費、施設などの設備の維持管理費などを計上してございます。減額の主な要因は、前年度給食運搬車の購入及び車庫の新設などによるものでございます。

### 〇村田社会教育課長兼図書館長

121ページ上段から124ページ中段にかけまして、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。予算額2,614万6,000円を計上しており、前年比360万7,000円の増となっております。ここでは、社会教育委員会運営費、社会教育推進事業、子ども交流事業などの事業に係る経費を計上してございます。

また、本年スタートいたしましたコミュニティスクールに伴い、地域学校協働活動のためのコーディネーター及び支援員等に係る経費を計上してございます。

123ページ中段から128ページ上段にかけまして、2目生涯学習センター費でございます。予算額1億2,589万6,000円を計上しており、前年比978万7,000円の減となっております。ここでは、生涯学習センター運営費、生涯学習センター文化事業、文化財保護事業に係る経費を計上してございます。

126ページの中段、15節工事請負費でございますが、計画的に進めております生涯 学習センターのホール関係の更新工事です。今年度、オークホールの舞台照明設備工事に 4,989万6,000円を計上してございます。

127ページ、128ページをお開きください。

127ページ上段から、128ページ下段にかけまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。予算額542万8,000円を計上しており、前年比6万2,000円の減となっております。ここでは、保健体育推進事業、海洋スポーツ振興事業、町技普及振興事業、スポーツ推進委員運営費などの事業に係る経費を計上してございます。

127ページ下段から132ページ中段にかけまして、2目体育施設費でございます。 予算額5,130万6,000円を計上しており、前年比860万7,000円の減となって おります。ここでは、柏木町の運動公園、海洋センター、生花湖艇庫、高齢者健康増進セ ンター、中央運動公園の維持管理に係る経費を計上してございます。予算の減は、平成3 0年度に実施いたしました中央運動公園センターハウスの屋根防水改修工事によるもので ございます。

次に、131ページ下段から134ページにかけまして、7項図書館費、1目図書館総

務費でございます。予算額1,074万4,000円を計上しており、前年比475万6,000円の減となっております。ここでは、図書館運営委員会運営事業、図書館管理運営費、図書館管理システム維持管理費などの事業に係る経費を計上してございます。予算額の減は、平成30年度の図書館管理システム更新に伴う経費によるものでございます。

## 〇松木総務課長

133ページ、134ページの下段でございます。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費、前年 同額の10万円。

2目林業施設災害復旧費、前年同額の10万円。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧費、前年同額の10万円でございます。

135ページ、136ページをお開きください。

12款、1項ともに公債費、1目元金7億4,953万9,000円、前年対比3,690万3,000円の増でございます。

2目利子3,826万1,000円、前年対比950万3,000円の減でございます。 続きまして、13款諸支出金、1項特別会計繰出金、1目事業会計繰出金、5特別会計 への繰出金で5億6,686万8,000円、前年対比2,037万円の増でございます。

会計別で申し上げますと、国民健康保険事業特別会計につきましては1,096万2,00円の減。後期高齢者医療特別会計につきましては99万1,000円の減。介護保険特別会計につきましては226万1,000円の減。介護サービス事業特別会計につきましては312万2,000円の減。公共下水道事業特別会計につきましては3,770万6,000円の増でございます。

2項、1目ともに特別会計出資及び補助金5億1,571万6,000円、前年対比738万8,000円の減でございます。病院事業への補助負担金につきましては662万4,000円の減。水道事業への補助負担金につきましては76万4,000円の減でございます。

3項、1目ともに基金費 4,361万6,000円、前年対比768万2,000円の減の主な要因でございますが、ふるさと納税を原資といたします魅力あるまちづくり推進基金の積立金を798万9,000円のマイナスで計上したものでございます。

137ページ、138ページ、14款、1項、1目ともに予備費につきましては、前年同額の1,000万円の計上でございます。

# 〇議 長

一般会計の歳出説明が終わりました。

続いて、一般会計歳入について、松木総務課長より説明を求めます。

#### 〇松木総務課長

続きまして、事項別明細書の歳入についてご説明を申し上げますので、3ページ、4ペー

ジをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人につきましては、前年比523万3,000円増の2億9,386万1,000円。

2目法人につきましては、前年比564万6,000円増の5,967万円。

2項、1目ともに固定資産税、前年比2,184万1,000円増の3億7,143万1,000円。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、前年比42万5,000円 増の872万9,000円。

3項軽自動車税、1目環境性能割20万9,000円の皆増でございます。

2目種別割1,839万4,000円の皆増でございます。

5ページ、6ページの昨年までの1目軽自動車税という目につきましては、廃目となってございます。軽自動車税全体で比較した場合につきましては、前年対比35万9,000円のマイナスでの計上でございます。

続きまして、4項、1目ともに町たばこ税、前年比37万5,000円マイナスの4,781万1,000円。

5項、1目ともに入湯税、前年対比4万4,000円マイナスの414万2,000円で ございます。

町税関係につきましては、今年度の課税状況並びに収納見込み、また税制の改正等に基づき算定したものでございます。

2款地方譲与税、1項、1目ともに自動車重量譲与税、前年比520万円マイナスの1億1,470万円。2項、1目ともに地方揮発油譲与税、前年比210万円増の4,650万円。

3款、1項、1目ともに利子割交付金、前年同額の130万円。

4款、1項、1目ともに配当割交付金、前年対比40万円増の120万円。

7ページ、8ページをお開きください。

5款、1項、1目ともに株式等譲渡所得割交付金、前年対比20万円プラスの150万円。

6款、1項、1目ともに地方消費税交付金で、前年対比460万円プラスの1億1,970万円。

7款、1項、1目ともに自動車取得税交付金、前年対比2,050万円マイナスの2,050万円。

8款、1項、1目、こちらにつきましては、新たに設定した予算科目でございます。環境性能割交付金1,310万円。皆増でございます。自動車税制の改正に伴いますもので、7款自動車取得税交付金及び8款環境性能割交付金の合算額で比較しますと、前年の自動車取得税交付金と比較いたしまして、740万円の減で計上してございます。

なお、減収分の一部につきましては、地方特例交付金による措置がございます。

9款、1項、1目ともに国有提供施設等所在市町村助成交付金、前年同額の30万円で ございます。

10款、1項、1目ともに地方特例交付金、前年対比160万円プラスの310万円で ございます。税制改正に伴う減収分の補塡措置の特例交付金でございまして、自動車税、 軽自動車税の減収補塡措置が追加されるものでございます。

11款、1項、1目ともに地方交付税で30億8,000万円。前年比1億3,000万円のプラスでございます。内訳は普通交付税が8,000万円、特別交付税が5,000万円のそれぞれプラスで計上させていただいております。

次のページをお開きください。

12款、1項、1目ともに交通安全対策特別交付金、前年同額の100万円でございます。

以上、2款の地方譲与税から12款交通安全対策特別交付金までは、地方財政計画や国の予算案に基づき算定を行ってございます。

13款分担金及び負担金、1項負担金、1目総務費負担金につきましては6,000円マイナスの4万3,000円。

2目民生費負担金、前年比1,240万円増の5,721万8,000円でございますが、 この主な内容といたしましては発達支援センター運営費負担金の増加によるものでござい ます。

3目衛生費負担金、前年同額の1万5,000円。

4 目農林水産業費負担金につきましては、前年比62万4,000円プラスの270万5,000円。

5目教育費負担金につきましては、前年比124万7,000円マイナスの3,180万8,000円でございます。

11ページから14ページにかけましては、14款使用料及び手数料でございます。1項使用料、1目総務使用料、前年対比102万4,000円プラスの651万2,000円。

- 2目民生使用料、前年対比2万円増の197万2,000円。
- 3目衛生使用料、前年同額の2,000円。
- 4目労働使用料、前年対比1万2,000円プラスの5万6,000円。
- 5目農林水産業使用料、前年対比37万5,000円プラスの9,984万4,000円。
- 6目商工使用料、前年対比57万9,000円プラスの116万5,000円。
- 7目土木使用料、前年対比25万1,000円プラスの9,729万7,000円。
- 8目教育使用料、前年対比14万5,000円マイナスの267万円。

次のページをお開きください。

2項手数料でございます。1目総務手数料、前年対比11万1,000円プラスの315万3,000円。

2目衛生手数料につきましては、前年対比43万5,000円プラスの830万2,00

0 円。

3目農林水産業手数料につきましては、前年対比1万円プラスの96万円でございます。 15款国庫支出金、1項国庫負担金でございます。1目民生費国庫負担金、前年対比2 18万2,000円マイナスの2億471万円。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、380万2,000円。前年に比べ1,980万6,000円のマイナスでございますが、こちらにつきましては主に地方創生交付金の減少によるものでございます。

2目民生費国庫補助金1,450万4,000円、前年対比2,215万6,000円のマイナスでございますが、平成30年度は当初予算におきまして、学童保育所、児童館建設事業補助金を計上していたことによるものでございます。

3目衛生費国庫補助金、前年同額の4万円。

4目土木費国庫補助金8,757万3,000円、前年対比3,105万5,000円のプラスでございますが、こちらにつきましては除雪ダンプの購入に伴います社会資本整備総合交付金の増加によるものでございます。

15ページ、16ページをお開きください。

5目消防費国庫補助金25万5,000円、前年対比538万6,000円のマイナスで ございますが、こちらにつきましては30年度におきまして、耐震性貯水槽整備に係る補 助金を計上していたことによるものでございます。

6目教育費国庫補助金11万円。前年対比377万円マイナスでございますが、こちらにつきましては、30年度予算におきまして、スクールバスの購入事業費の補助金を計上していたことによるものでございます。

3項委託金、1目総務費委託金、前年対比3万円増の21万円。

2目民生費委託金、前年対比31万2,000円マイナスの95万5,000円でございます。

16款道支出金でございます。1項道負担金、1目民生費道負担金、前年対比462万6,000円プラスの1億1,179万8,000円。

2項道補助金、1目総務費道補助金、前年対比67万4,000円プラスの128万6,000円でございます。こちらにおきましては、移住支援に係る地方創生推進交付金75万円を新たに計上してございます。

17ページ、18ページをお開きください。

2目民生費道補助金3,847万1,000円。前年対比2,198万8,000円のマイナスでございますが、こちらにつきましては本年度予算におきまして学童保育所、児童館建設事業補助金を計上していたことによるものでございます。

3目衛生費道補助金、前年対比16万5,000円マイナスの100万円。

4目農林水産業費道補助金1億6,699万1,000円、前年対比2,840万7,000円のプラスでございますが、こちらにつきましては草地整備などを行います畜産公共事

業に係る補助金を新規に追加したことによるものでございます。

5目消防費道補助金165万円、前年対比150万円の増でございますけれども、こちらにつきましては災害対応の備蓄品購入に係ります北海道の単独補助金、こちらのほうを 当初予算で見込んだために増加したものでございます。

6目教育費道補助金389万4,000円、前年比223万4,000円の増の主な内容でございますが、コミュニティスクールに係る補助金の増加によるものでございます。

続きまして、19ページ、20ページ、3項委託金、1目総務費委託金1,999万9,000円、前年対比776万円のプラスでございますが、こちらにつきましては主に参議院議員通常選挙の委託金によるものでございます。

- 2目農林水産業費委託金、前年比15万6,000円増の23万8,000円。
- 3目商工費委託金、前年同額の198万8,000円。
- 4目土木費委託金、前年対比12万6,000円増の89万4,000円でございます。
- 17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、前年対比17万5,000円マイナスの1,314万3,000円でございます。
- 2目利子及び配当金につきましては、前年対比31万8,000円増の163万2,00 0円でございます。
  - 21ページ、22ページをお開きください。
  - 2項財産売払収入、1目物品売払収入、前年同額の11万円でございます。
- 2目不動産売払収入、前年対比328万1,000円減の1,250万7,000円でございます。
- 18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金につきましては、前年同額の1,000円の計上でございます。

2目指定寄附金、前年対比200万円プラスの5,200万5,000円の計上でございます。この内訳といたしまして、ふるさと納税関係でございますが、一般分につきましては800万円のマイナス。ガバメントクラウドファンディング、こちらにつきましては1,000万円の皆増で計上し、差し引き200万円のプラス計上としたものでございます。

続きまして、19款、1項ともに繰入金、1目基金繰入金 3億 9, 282 万7, 000 円、前年対比 2億 732 万9, 000 円のマイナスでございます。財政調整基金からの繰入金につきましては、前年対比 5 億円のマイナスで計上をしてございます。

また、公共施設の修繕や設備更新のため、公共施設整備基金から1億1,948万3,00円を、公債費の償還のため、減債基金から5,022万5,000円を、介護サービス事業への繰出金のために、地域福祉基金から5,000万円を。また、ふるさと納税の返礼品の経費のほか、子育て支援、産業の育成、観光の振興、航空宇宙への取り組み強化に当たるため、魅力あるまちづくり推進基金から7,296万2,000円を繰り入れることとしてございます。

2目他会計繰入金、前年対比3,000円プラスの1万2,000円でございます。

20款、1項、1目ともに繰越金で1,000万円、前年対比900万円のプラスでございますが、繰越明許費に係ります繰越財源の一般財源分の不用額を考慮して増額計上したものでございます。

21款諸収入、1項延滞金加算金及び過料、1目延滞金につきましては、前年同額の1, 000円でございます。

23ページ、24ページをお開きください。

2項、1目ともに町預金利子、前年同額の5万円でございます。

3項貸付金元利収入、1目高齢者等に優しい住宅整備資金貸付金元利収入、前年比20万円マイナスの20万円でございます。

2目災害援護資金貸付金元利収入につきましては、前年同額の1,000円でございます。

3目大樹町中小企業特別融資事業貸付金元利収入につきましては、前年同額の1億円で ございます。

4 目奨学金貸付金元利収入につきましては、前年対比 5 6 万 7,000円プラスの 1,2 7 3 万 1,000円でございます。

4項受託事業収入、1目衛生費受託事業収入、前年対比24万円プラスの144万円。

2目農林水産業費受託事業収入5,086万3,000円。前年対比5,050万円のプラスにつきましては、畜産公共事業の新規着工に伴います受託事業収入のプラスによるものでございます。

23ページから26ページです。

5項雑入でございます。1目過年度収入、前年同額の1,000円。

2目雑入、前年比4,384万4,000円プラスの4,974万9,000円でございま す。この内容でございますが、25ページ、26ページをお開きください。

十勝町村会への派遣職員の人件費相当分、こちらの支弁分、町村会から大樹町のほうに 支払われるわけですが、809万1,000円を当初予算に計上してございます。

また、役場庁舎の改築事業の起債裏分、一般財源の充当になりますけれども、この一般 財源相当額といたしまして、北海道市町村備荒資金組合の超過納付金、今現在約9億数千 万円ございますけれども、このうち起債の裏側に充てるため3,480万円を繰り入れるこ となどによるものでございます。

22款、1項ともに町債、1目過疎債3億1,380万円、前年対比5億2,830万円のマイナスでございますが、こちらにつきましては学童保育所、児童館建設事業債を前年度に計上していたことによるものでございます。

2目緊急防災減災事業債730万円でございます。前年対比700万円のマイナスでございますが、防災行政無線デジタル化に係る起債額、今年度計上してございますが、平成30年度は防火水槽や消防の資機材、それからJアラートの更新費を計上していたため、差し引きマイナスとなったものでございます。

3目臨時財政対策債1億3,000万円、前年比3,000円のマイナスでございますが、 こちらにつきましては平成31年度地方財政計画に基づきまして算定してございます。

4目公共施設等適正管理推進事業債2,910万円の新たな計上でございます。こちらは、役場庁舎改築事業の実施設計に充てるための起債の借り入れでございます。

5目土木債4,600万円の皆増でございます。こちらにつきましては、公営住宅の建設 事業に充当するものでございます。

なお、一番下段でございますが、今年度辺地債の借り入れ予定はございません。

それと町債の部分で、1款の過疎債から3目の緊急防災減災事業債に飛んでございますけれども、こちらにつきましては従前2目に辺地債が入ってございまして、2目が飛んでございます。基本的に、これは整理番号でございますので、飛ぶことについての支障はございませんけれども、そういった形で2がないということをご理解いただければと思います

以上で説明を終わらせていただきます。

# 〇議 長

休憩します。

休憩午前11時52分再開午後1時00分

## 〇議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

31年度の予算の説明を続けます。

次に議案第18号平成31年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算についてから、議案第19号平成31年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についてまでの説明を求めます。

鈴木住民課長。

#### 〇鈴木住民課長

それでは、議案第18号をお開き願います。

議案第18号平成31年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算について 説明させていただきます。

第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億830万円と定めるものでございます。 第2条では、一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定め、第3条では歳出予算の流 用として、2款項に計上した療養諸費に係る予算額に過不足が生じた場合に限って、同一 款内での各項の間で流用することができるとするものでございます。

次に、内容につきまして事項別明細書で説明させていただきますので、国民健康保険事業特別会計の7ページ、8ページをお開き願います。

3、歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1,631万6,000円、前年度との比較で1,058万3,000円の増となってございます。ここでは、レセプト点検などの専門員の賃金や電算システムに係る経費など、事務に要する経費について計上しておりますが、今年度予算では13節委託料で、国保事務処理標準システム導入業務として、資格管理、保険税の賦課業務などを処理するためのシステム導入に係る経費分が増となってございます。

2項徵税費、1目賦課徵税費144万円。

3項運営協議会費、1目運営協議会費21万3,000円。

次のページに移りまして、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費3億9,600万円。

2目一般被保険者療養費120万円。

3目審查支払手数料124万1,000円。

次に、三角の印がついている予算科目がございますけれども、退職被保険者等に係る科目で、退職被保険者が30年度中に65歳に達し、被保険者がいなくなったことから目を廃止してございます。ここの科目以降も同様のものについては説明を省略させていただきます。

療養諸費全体では、前年度との比較で1,080万9,000円の減となってございます。 2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費4,200万円。

2目一般被保険者高額介護合算療養費50万円。

高額療養費全体では、前年度との比較で820万円の減となってございます。

1項の療養諸費及び2項の高額療養費につきましては、30年度の給付費の動向を考慮しての計上となってございます。

3項移送費、1目一般被保険者移送費5万円。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金504万円。

次のページに移りまして、2目審査支払手数料3,000円。

5項葬祭諸費、1目葬祭費39万円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分1 億6,302万9,000円。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分5,062万2,000円。

3項、1目ともに介護納付金分で2,085万7,000円。

3款の国民健康保険事業費納付金は、北海道が国民健康保険の財政運営の責任主体となることから、北海道へ納付する金額を計上してございます。

4款、1項、1目ともに共同事業拠出金1万円。

次のページに移りまして、5款、1項ともに保健事業費、1目保健衛生普及費98万5,000円。ここでは、高齢者のインフルエンザ予防接種、肺炎球菌感染症予防接種に対す

る自己負担軽減等に要する経費を計上してございます。

2項、1目ともに特定健康診査等事業費710万4,000円。ここでは、被保険者の健康の保持、増進のために実施する特定健康審査等に要する経費を計上してございます。

6款、1項ともに公債費、1目利子30万円。

7款諸支出金、1項還付金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金100万円。 次のページに移りまして、退職被保険者に係るもの及び直営診療施設に係る繰出金については、計上はございません。

次に、歳入について説明させていただきますので、前の3ページ、4ページをお開き願います。

2、歳入。1款、1項ともに保険税、1目一般被保険者保険税1億6,4789万5,00円。

2目退職被保険者保険税1万2,000円。保険税全体では、前年度との比較で199万7,000円の増となってございます。平成30年度賦課時点の対象世帯数は927世帯、被保険者数は1,657人となってございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険災害臨時特例補助金1万8,000 円。

3款道支出金、1項道補助金、1目保険給付費等交付金4億6,483万7,000円。 1節の普通交付金は保険給付費の支出に充てる費用で、2節の特別交付金のうち保険者努力支援分と道繰入金2号分につきましては、国民健康保険事業納付金に充てることができる費用となってございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1,000円。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金7,813万円、前年度との比較で 1,138万9,000円の減となってございます。ここでは、保険者が制度として負担す るルール分と、保険税の負担を抑えるために一般会計から繰り入れする額を計上してございます。

次のページに移りまして、右側6ページ上段の4節一般被保険者療養給付費繰入金は、保険税の負担を抑えるための繰入金になりますけれども、30年度からは内容によって3つの区分に分けており、事務費に充てる分を5節のその他一般会計繰入金として、中学生まで医療費を無料としている町単独事業により、国の負担金が減額となっている分を7款、2項、1節の療養給付費等負担金として分けて計上してございます。

次に、6款、1項ともに繰越金。1目前年度繰越金1,000円。

7款諸収入、1項延滞金及び加算金、1目延滞金1,000円。

- 2 目加算金1,000円。
- 2項雑入、1目療養給付費等負担金50万2,000円。
- 2目第三者行為徴収金1,000円。
- 3目雑入1,000円を計上してございます。

次に2ページの総括の歳出をお開き願います。

歳出、1款総務費から7款諸支出金まで、歳出合計、本年度予算額7億830万円、前年度予算額7億6,320万円、前年度との比較といたしまして5,490万円の減。財源内訳につきましては国・道支出金が4億6,485万5,000円、その他の特定財源2億3,922万7,000円、一般財源421万8,000円となってございます。

次に1ページの歳入でございますけれども、1款保険税から7款諸収入まで、歳入合計、本年度予算額7億830万円、前年度予算額7億6,320万円、前年度との比較で5,490万円の減となるものでございます。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わらさせていただきます。

続きまして、議案第19号を説明させていただきますので、議案のほうの第19号をお 開き願います。

議案第19号平成31年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について説明させていた だきます。

歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,790万円と定めるものでございます。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、事項別明細書の後期高齢者医療特別会計の5ページ、6ページをお開き願います。

3、歳出。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額62万8,000円、前年度との比較で68万円の減となってございます。ここでは、事務に要する経費について計上しておりますが、昨年度は保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修費用を計上してございましたけれども、その分が減額となってございます。

2項、1目ともに徴収費3万2,000円。

2款、1項、1目ともに後期高齢者医療広域連合納付金9,683万円、前年度との比較で678万円の増となってございます。ここでは、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合への納付金を計上しており、事務費の負担金として320万円、保険料と町が負担する保険基盤安定制度の負担金として9,363万円を見込んでございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金11万円。

4款、1項、1目ともに予備費30万円を計上してございます。

次に、歳入を説明させていただきますので、前のページ、3ページ、4ページをお開き 願います。

2、歳入。1款、1項、1目ともに後期高齢者医療保険料、本年度予算額6,833万円、 前年度との比較で698万円の増となってございます。ここでは、後期高齢者医療保険制 度に加入している方の保険料を計上しており、対象人数は1,110人を見込んでございま す。

2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金2,945万円、前年度との比較で 18万6,000円の減となってございます。事務費分として415万円、保険基盤安定繰 入金として、保険料の軽減額分2,530万円を一般会計より繰り入れるものでございま す。

- 3款、1項、1目ともに繰越金1,000円。
- 4款諸収入、1項延滞金及び過料、1目延滞金1,000円。
- 2 目過料 1,000円。
- 2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金10万円。
- 2目還付加算金1万円。
- 3項、1目ともに雑入で7,000円。

国庫支出金の今年度の計上はございません。

次に2ページ、総括の歳出をお開き願います。

歳出。1款総務費から4款予備費まで、歳出合計、本年度予算額9,790万円、前年度予算額9,180万円、前年度との比較は610万円の増。財源内訳は、その他特定財源が9,760万円、一般財源が30万円となってございます。

次に1ページ、歳入ですけれども、1款後期高齢者医療保険料から4款諸収入までの歳入合計、本年度予算額9,790万円、前年度予算額9,180万円、前年度との比較では610万円の増となるものでございます。

以上で説明を終わらさせていただきます。

## 〇議 長

次に、議案第20号平成31年度大樹町介護保険特別会計予算についての説明を求めます。

井上保健福祉課長。

〇井上保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼尾田認定こども園長兼学童保育所長 議案第20号平成31年度大樹町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,180万円と定めるものです。

第2条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、2款、1項の介護サービス等諸費と2項の高額介護サービス費の予算額に過不足が生じた場合は、同一款内で歳出予算を流用することができるようにあらかじめ定めるものです。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、介護保険会計の7ページ、8ページをお開きください。

1 款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1,754万3,000円、前年比34万4,000円の増。ここでは、介護保険事業を担当する2名分の人件費、事務処理の経費を計上しております。

2項賦課徴収費、1目賦課徴収費38万3,000円、前年比7万2,000円の増。ここでは、賦課徴収に係る郵便料などの経費を計上しております。

9ページ、10ページをお開きください。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査費215万9,000円、前年比10万3,00円の減。

- 2目介護認定審査会費546万5,000円、前年比59万8,000円の増。
- 3目認定調査費229万2,000円。前年比7万2,000円の増。ここでは、介護認定審査会及び認定調査に係る経費を計上しております。
  - 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費2億2,550万1,000円、前年比622万8,000円の増。
  - 2目居宅介護サービス計画費3,185万円、前年比88万9,000円の増。
  - 3目施設サービス給付費2億8,407万3,000円、前年比832万3,000円の減。
  - 4目福祉用具購入費81万7,000円、前年比3万9,000円の増。
  - 5目住宅改修費300万円、前年比97万5,000円の増。
  - 6目特定入所者介護サービス費3,821万円、前年比21万円の増。
  - 7目審査支払手数料54万9,000円、前年比1万8,000円の減。
  - 2項高額介護サービス費、1目高額介護サービス費、前年同額の1,400万円。
  - 2目高額医療合算介護サービス費、前年同額の200万円。
  - 11ページ、12ページをお開きください。
- 11ページから14ページにかけて、3款地域支援事業費ですが、介護保険制度の改正により、項の新設及び廃項を行っております。
- 3 款地域支援事業費、1 項介護予防日常生活支援総合事業費、1 目介護予防生活支援サービス事業費1,985万5,000円。
- 2目一般介護予防事業費1,130万2,000円。ここでは、13節委託料として社会福祉協議会に委託しております「ふまねっとクラブ」や「吹き矢クラブ」などの介護予防普及啓発事業や、地域介護予防活動支援事業に係る経費などを計上しております。
- 2項包括的支援事業任意事業費、1目包括的支援事業費4,748万5,000円。ここでは、包括支援センターを担当する人件費、事務処理の経費を計上しております。
- また、12ページ下段の13節委託料は、社会福祉協議会に委託しております生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターの人件費及び活動に要する経費などを計上しております。
  - 13ページ、14ページをお開きください。
- 2目任意事業516万4,000円。委託料として、配食サービスに係る経費、介護職員 初任者研修に要する経費、除雪サービスに要する経費、貸し出し用福祉車両の維持管理経 費などを計上しております。

地域支援事業費及び介護予防事業は廃項です。

- 4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金6,000円、前年比 1万円の減。
- 5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、前年同額の14万6,000円です。

次に、歳入につきましてご説明いたしますので、3ページ、4ページをお開き願います。 歳入です。1款介護保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料、本年度 予算額1億3,184万8,000円。前年比126万円の増。対象者は2,011人で、昨年は1,995人で、16人の増となっております。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金1億284万2,000円、前年比20万1,000円の増。

- 2項国庫補助金、1目調整交付金4,248万円、前年比294万1,000円の減。
- 2目地域支援事業交付金1,235万3,000円、前年比4万4,000円の増。
- 3目介護保険事業費補助金、前年同額の40万円。
- 4目地域支援事業調整交付金150万2,000円、前年比9万2,000円の減。
- 3款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金9,215万8,000円、前年比20万1,000円の減。
- 2項道補助金、1目地域支援事業交付金670万7,000円、前年比2万6,000円の増。
- 4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、前年同額の1億6, 200万円。
  - 2目地域支援事業支援交付金573万円、前年比4万4,000円の増。
  - 5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金6,000円、前年比1万円の減。 5ページ、6ページをお開き願います。
- 6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億4,981万6,000円、前年比234万5,000円の減。
  - 2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、前年同額の190万9,000円。 失礼しました。皆増でございます。
  - 7款諸収入、1項延滞金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、前年同額の1,000円。
  - 2目第1号被保険者過料、前年同額の1,000円。
  - 2項雑入、1目第三者納付金、前年同額の1,000円。
  - 2目返納金、前年同額の1,000円。
  - 3目雑入204万4,000円、前年比5,000円の増。
  - 8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、前年同額の1,000円。
  - 次に、総括です。 2ページをお開きください。

歳出です。1款総務費から5款諸支出金まで、歳出合計、本年度予算額7億1,180万円、前年度予算額7億1,390万円、比較210万円の減。財源内訳は、国・道支出金2億5,844万2,000円、その他3億2,150万4,000円、一般財源1億3,185万4,000円でございます。

1ページをお開き願います。

歳入です。1款介護保険料から8款繰越金まで、歳入合計、本年度予算額7億1,180

万円、前年度予算額7億1,390万円、比較210万円の減となるものです。 以上で説明を終わらさせていただきます。

#### 〇議 長

次に、議案第21号平成31年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての説明 を求めます。

明日見特別養護老人ホーム所長。

#### 〇明日見特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長

それでは、議案第21号平成31年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についてご 説明いたします。

今回、歳入歳出予算それぞれ3億9,310万円と定めるものでございます。

内容につきまして、事項別明細書でご説明いたしますので、7ページ、8ページの歳出 をお開きください。

歳出です。1款、1項ともに居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、予算額6,49 1万円、前年比132万8,000円の減です。ここでは、老人デイサービスセンターの管理運営経費の計上しております。減額の主な理由は、人事異動による人件費の減でございます。

次に、9ページ、10ページ下段から16ページまで、2款、1項ともに介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、予算額3億2,819万円、前年比1,632万8,000円の増です。ここでは、特別養護老人ホームの管理運営経費の計上をしております。増額の主な理由は人事異動と、準職員の介護員1名増員などによる人件費の増でございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、3ページ、4ページの歳入をお開きください。 歳入です。 1 款サービス収入、1 項介護給付費収入、1 目居宅介護サービス事業収入、 予算額 2 , 4 6 7 万 8 , 0 0 0 円。

次に、2目介護老人福祉施設事業収入1億6,538万7,000円。

続きまして、2項介護予防日常生活支援総合事業費収入、1目通所型サービス事業費収入1,112万5,000円。

2款分担金及び負担金、1項負担金、1目居宅介護サービス事業負担金401万8,00 0円。

2目介護老人福祉施設事業負担金4,103万2,000円。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金1億4,378万2,000円。

4款、1項、1目ともに繰越金1,000円。

5 款諸収入、1項受託事業収入、1目介護サービス事業収入5万4,000円。 次のページをお開きください。

2項、1目ともに雑入302万3,000円。

次に、2ページの総括の歳出をお開きください。

歳出、1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費、歳出合計、本年度 予算額3億9,310万円、前年度予算額3億7,810万円、比較1,500万円の増となります。

次に、1ページ歳入をご覧ください。

歳入、1款サービス収入から5款諸収入まで、歳入合計、本年度予算額3億9,310万円、前年度予算額3億7,810万円、比較1,500万円の増となるものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

### 〇議 長

次に、議案第22号平成31年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について、説明を 求めます。

髙橋建設水道課長。

## 〇髙橋建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第22号をお開き願います。

議案第22号平成31年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についてですが、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,480万円と定めるものでございます。

第2条では、地方債の起債の目的、限度額などを「第2表 地方債」によるものとする ものでございます。

第3条では、一時借入金の借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

次に、3ページをお開き願います。

第2表、地方債。

起債の目的及び限度額につきましては、下水道事業債を3,570万円、過疎対策事業債を3,030万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、一般会計と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

それでは内容につきまして、事項別明細書でご説明させていただきますので、下水道事業特別会計の事項別明細書7ページ、8ページをお開き願います。

歳出でございます。1款管理費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額1, 456万1,000円、前年度より46万5,000円の増でございます。

2目普及推進費153万8,000円、4万3,000円の増。

下がりまして、2項施設管理費、1目管渠管理費665万2,000円、26万5,000円の減。

2目処理場管理費8,919万3,000円、3,141万円の増。増の主な要因としましては、11節の中の修繕料で、終末処理場の屋上防水工事を計上したことにより、大きく増額するものでございます。

次に9ページ、10ページをお開き願います。

3目個別排水管理費1,727万4,000円、152万1,000円の増。

2款事業費、1項下水道整備費、1目下水道建設費1億4,406万2,000円、5,090万2,000円の増。ここでの増の主な要因としましては、13節の委託料で、処理場の長寿命化更新事業において、昨年債務負担行為をお認めいただきました2カ年計画の2年目で、大樹下水終末処理場建設工業委託業務を計上したことによるものでございます。工事箇所につきましては、議案の最後に位置図を添付してございますので、後ほどご確認お願いします。

次に、11ページ、12ページをお開き願います。

2項個別排水処理施設整備費、1目個別排水施設建設費2,673万円、235万4,00円の増。

3款、1項ともに公債費で、1目元金1億296万9,000円、164万5,000円 の増。2目利子2,170万9,000円、257万8,000円の減。

4款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金1万3,000円の増。ここでは、新通の歴舟川の樋門の管理人に要する経費を、北海道との維持管理協定により負担する分でございます。

5款、1項、1目ともに予備費で10万円、増減はございません。

次に歳入、3ページ、4ページをお開き願います。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目公共下水道負担金、本年 度予算額138万7,000円。

2目個別排水処理事業受益者分担金108万円。前年度より18万円の増。ここでは、 平成30年度における個別排水処理施設の設置数が増によるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目公共下水道使用料5,964万7,000円。

2目個別排水処理施設使用料748万6,000円、使用料では34万4,000円の増。 個別排水の使用料で、設置数の増により使用料も増を見込んでございます。

2項手数料、1目公共下水道手数料2万円。

2目個別排水処理施設手数料1万円、増減はございません。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道国庫補助金6,290万円、2,470万円の増。ここでは、歳出で説明いたしました終末処理場の長寿命化に係る補助金で、委託料の増により補助金も増額となるものでございます。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金2億2,616万9,000円、3,770万6,000円の増。

5款、1項、1目ともに繰越金で10万円、増減はございません。

6款、1項ともに町債で、1目下水道事業債3,570万円。

2目過疎対策事業債3,030万円、町債では2,260万円の増。これにつきましては、 国庫補助金と同様で、終末処理場の長寿命化に係る起債の借り入れで増額を見込むもので ございます。

次に、5ページ、6ページをお開き願います。

7款諸収入、1項、1目ともに雑入で1,000円、増減はございません。 次に2ページ、総括の歳出をお開き願います。

総括の歳出で、1款管理費から5款予備費まで歳出合計、本年度予算額4億2,480万円、前年度予算額3億3,930万円、前年度との比較では8,550万円の増となってございます。財源内訳では、国・道支出金6,290万円、地方債6,600万円、その他2億9,579万9,000円、一般財源10万1,000円でございます。

次に、1ページをご覧願います。

総括の歳入で、1款分担金及び負担金から7款諸収入まで歳入合計、本年度予算額4億2,480万円、前年度予算額3億3,930万円、前年度との比較では8,550万円の増となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

## 〇議 長

休憩します。

休憩 午後 1時41分 再開 午後 1時50分

## 〇議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第23号平成31年度大樹町水道事業会計予算についての説明を求めます。 髙橋建設水道課長。

## 〇髙橋建設水道課長兼下水終末処理場長

それでは、議案第23号平成31年度大樹町水道事業会計予算について、第1条、平成31年度大樹町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は給水戸数2,750戸、年間総給水量111万9,150立方メートル、1日平均給水量は3,066立方メートル、主な建設事業は電気計装設備更新工事を含む6本の工事を予定してございます。

第3条では、収益的収入及び支出ですが、収益的収入が収益的支出額に対して不足する額6,924万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補塡するものとし、収入につきましては4億5,305万1,000円、支出では5億2,230万円と定めるものでございます。

2ページをお開き願います。

第4条では、資本的収入及び支出ですが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,744万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補塡するものとし、収入につきましては5,285万2,000円、支出では3億4,030万円と定めるものでございます。

第5条では、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費の職員給与費を3,771万4,000円と定め、第7条では、他会計からの補助金といたしまして、一般会計からの補助を受ける金額を1億1,353万8,000円とし、第8条では、棚卸資産の購入限度額を992万7,000円と定めるものでございます。

議案の3ページから15ページまでは説明を割愛させていただきまして、収入及び支出の内容を事項別明細書により説明させていただきますので、水道事業事項別明細書の3ページ、4ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1億377万円、前年度より488万9,000円の増。主な増の要因は、右側4ページの中段、委託料で下から2段目となりますが、住吉浄水場排泥池に汚泥が堆積したため、汲み取り清掃作業を行うための委託業務が増えたことが主な要因でございます。

5ページ、6ページをお開き願います。

2目配水及び給水費1,297万3,000円、224万7,000円の減。

3目総係費3,484万6,000円、66万9,000円の増。

次のページ、7ページ、8ページをお開き願います。

7ページの下へ行きまして、4目減価償却費3億2,600万円、300万円の増。

5目資産減耗費1,600万円、1,000万円の減。

次のページ、9ページ、10ページをお開き願います。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費2,230万円、220万円の減。

2目消費税費、611万1,000円。611万1,000円の増。これにつきましては、 前年度と比較して、課税仕入れが減ったことにより、消費税を計上してございます。

3目雑支出10万円、22万2,000円の減。

3項、1目ともに予備費で20万円、前年度との増減はございません。

次に1ページ、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 2 億 5,3 2 6 万円、前年度より 1 1 8 万円の減。

2目手数料50万5,000円、増減はございません。

3目負担金1,164万7,000円、11万8,000円の増。

4目その他営業収益2万円、増減はございません。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金8万円、1万円の減。

2目一般会計補助金1億1,353万8,000円、303万4,000円の減。

3目長期前受金戻入7,400万円、850万円の減。これにつきましては、当年度の減価償却に係る補助金等の分について、繰り延べ収益から繰り入れるものでございます。

4目雑収益1,000円、170万円の減。今年度、工事請負費などの執行が少なく、消費税の還付が見込めないため減となるものでございます。

損益勘定留保資金6,924万9,000円。

次に13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1 款資本的支出、1項建設改良費、1目固定資産取得費2億1,536万9,000円、7,433万円の減。ここでは、14ページ下から4段目の負担金で、道営農地整備事業負担金といたしまして、芽武配水池から生花、晩成方面への施設整備でございますけれども、配水池及び送水管の整備に係る工事費の負担金といたしまして8,500万円を計上してございます。

次の工事請負費では、計画的な設備の更新工事を計上しており、平成28年度の台風被害による災害復旧工事が完了したことにより、工事請負費が減額となるものでございます。 工事箇所につきましては、議案の最後のページに位置図を添付してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

14ページ最下段、備品購入費では、災害時及び漏水事故等による断水時の応急的な給水といたしまして、給水タンクの購入費を計上してございます。

15ページ、16ページをお開き願います。

2目消火栓整備費715万円、115万円の増。

2項、1目ともに配水管等補償工事費500万円、639万5,000円の減。ここでは、配水管移設工事において、昨年より2カ所少ない1カ所の配水管移設工事を計上してございます。工事箇所につきましては、議案の最後のページに位置図を添付してございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

3項、1目ともに量水器整備事業費1,788万1,000円、452万5,000円の減。 ここでは、検定満期メーター器の更新に係る経費でございますが、平成30年度の更新戸数587基から平成31年度は461基の更新となることから、材料費と工事請負費が減となるものでございます。

4項、1目ともに企業債償還費9,490万円、140万円の減。

次に11ページ、12ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

1款資本的収入、1項、1目ともに工事補償金500万円、639万5,000円の減。 これにつきましては、先ほど説明させていただきました配水管移設工事の移設補償費でご ざいます。

2項、1目ともに工事負担金725万5,000円、125万5,000円の増。これにつきましては、老朽消火栓更新工事に係る一般会計からの負担金でございます。

3項、1目ともに繰入金4,059万7,000円、182万3,000円の増。 損益勘定留保資金2億8,744万8,000円。 以上で、説明を終わらせていただきます。

### 〇議 長

次に、議案第24号平成31年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての説明を求めます。

伊勢町立病院事務長。

## 〇伊勢町立病院事務長

それでは、議案にお戻りいただきまして、議案第24号をお開き願います。

議案第24号平成31年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてご説明申し上げます。

第1条、平成31年度大樹町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量ですが、病床数50床、年間患者数、入院で1万6,470人、外来で3万7,510人、1日平均患者数は、入院45人、外来155人としております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額ですが、収入、支出ともに10億2,598万円と 定めるものでございます。

第4条、資本的収入及び支出の予定額ですが、収入4,318万円、支出4,452万円 と定めるものでございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額134万円は、過年度分損益勘定留 保資金から補塡することとしております。

2ページをお開き願います。

第5条、企業債ですが、起債の目的は病院事業で限度額は20万円、起債の方法、利率、 償還の方法は、一般会計と同様ですので、説明は省略させていただきます。

第6条では、一時借入金の限度額を1億円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、給与費を 6億9,497万円、交際費を20万円と定めるものでございます。

第8条では、一般会計から補助を受ける金額を3億1,000万円とし、第9条では、棚卸資産の購入限度額を1億3,702万円と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、病院事業の事項別明細書3ページ、4ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の支出の部。

1 款病院事業費用、1 項医業費用、1 目給与費、本年度予算額6億9,497万円、前年と比較して3,617万円の増となっております。給与費が増加した主な要因でありますが、1 点目として給料で568万8,000円の増で、定期昇給による増額のほか、職員数が44名で、前年比1名増によるものであります。職員数の増減内訳は、医療技術員が1名減、看護師が1名増、事務員が1名増であります。

2点目は手当で741万5,000円の増。勤勉手当の支給率改定、扶養手当、住居手当

の増加によるもの。また、昨年5月から看護師の夜間宿直体制の増員を行ったことにより、 宿日直手当が増えたものであります。

3点目として、6ページの賃金で、前年と比較して1,628万6,000円の増となっております。新たに医療事務員4名分1,337万1,000円と、その他の区分の中で病棟補助職員1名分124万9,000円を計上し、合計で1,462万円の増となっております。医療事務につきましては、委託により受付、会計窓口3名、外来医師補助1名、病棟補助職員1名の5名を配置しておりましたが、新年度より委託から直営に切り替え、準職員の医療事務員4名と、臨時職員、パートですが病棟補助職員1名を採用することといたしました。

診療報酬制度が複雑化してきている状況で、医療費の請求に関しては専門性の高い知識が必要となっております。そのような中で近年、委託職員が短期間で入れ替わることが多いこと、人材が都市部に集中し、地方の病院に集まりにくくなっていることなどから、病院運営に必要な人材を安定的に確保するため、職員として採用することとしたものであります。

4点目として、給料、手当、賃金が増額となったことによりまして、賞与引当金繰入金が227万3,000円の増。法定福利費が426万5,000円の増となっております。

2目材料費1億3,852万円、152万円の増。前年実績により増となっております。 次のページ、7ページ、8ページをお開き願います。

3目経費9,620万円、1,997万円の減。主なものとして、10ページ委託料で1,946万6,000円の減となっております。委託料のうち、医療事務業務で2,102万9,000円の減額となっております。先ほどご説明しましたが、医療事務につきまして、委託から直営に切り替えたことにより減額となっておりますが、医療費を算定する上での診療点数や算定可否などの照会対応、毎月のレセプト作成に伴う点検業務などについては、委託を一部行うこととしております。

9ページ下段になりますが、4目減価償却費8,370万円、1,400万円の増。平成30年度に導入したCT装置、臨床検査システムなどの医療機器等に係る機械備品減価償却費の増によるものでございます。

次のページ、11ページ、12ページをお開き願います。

- 5目資産減耗費2万円、543万円の減。
- 6目研究研修費287万円、31万円の減。
- 2項医業外費用、1目支払利息及び企業債取扱諸費156万円、11万円の減。
- 2 目患者外給食材料費116万円、7万円の減。
- 3目雑損失518万円、398万円の増。看護師就業支援金の貸与者のうち、勤務年数が規定の3年に達し、支援金の返還を免除する対象者が5名いるため増額となっております。
  - 4目消費税160万円、20万円の増。

3項、1目ともに予備費で20万円。

次に、1ページ、2ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入の部。

- 1 款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益3億2,592万円、1,382万円の増。
  - 2目外来収益2億7,500万円、1,170万円の減。
  - 3目その他医業収益3,230万円、100万円の増。
  - 2項医業外収益、1目受取利息配当金5万円、5万円の減。
  - 2目他会計負担金146万円、11万円の減。
  - 3目他会計補助金3億1,000万円。
  - 4 目患者外給食収益60万円、8万円の減。
  - 5目長期前受金戻入7,900万円、2,710万円の増。
  - 6目その他医業外収益165万円。

続きまして、15ページ、16ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の支出の部。

1 款資本的支出、1項建設改良費、1目有形固定資産購入費43万円。新年度に導入する医療機器は、昭和62年に導入した冷却遠心機の更新で、血液や尿を遠心力により成分分離させる装置でございます。

2項企業債償還金、1目企業債元金償還金4,274万円、2,320万円の増。平成25年度と平成26年度に、病院の改築に伴って借り入れいたしました病院本体部分に係る病院事業債の償還が始まることにより、増額となっております。

3項、1目ともに貸付金135万円。看護師就業支援金貸与金を1名分見込んでおります。

次に、13ページ、14ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入の部。

- 1款資本的収入、1項、1目ともに一般会計負担金4,297万円、652万円の減。
- 2項、1目ともに企業債20万円、2,600万円の減。
- 3項、1目ともに貸付金返還金1万円。

国庫支出金、道支出金については本年度、予算額はございません。

損益勘定留保資金は134万円を見込んでおります。

以上で説明を終わらせていただきます。

## 〇議 長

以上をもって、議案第17号から議案第24号までの8件の提案理由及び内容の説明が 終わりました。

## ◎日程第10 予算審査特別委員会設置・付託

### 〇議 長

日程第10 予算審査特別委員会の設置及び付託についての件を議題といたします。 お諮りします。

議案第17号平成31年度大樹町一般会計予算についてから議案第24号平成31年度 大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件の審議については、議長 を除く11名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する ことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号から議案第24号まで、以上8件の審議については、議長を除く 11名をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに 決しました。

## ◎休会の議決

## 〇議 長

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会において、平成31年度大樹町一般会計予算並びに7事業特別会計予算の審査を行うため、3月12日から13日まで2日間、本会議を休会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会において審査を行うため、3月12日から13日までの2日間、本会議を休会とすることに決しました。

なお、特別委員会は、委員会条例第8条第1項により、議長において本会議終了後、本 議場にて開催と指定いたします。

## ◎散会の議決

### 〇議 長

お諮りします。

本日はこれにて散会とし、3月8日から10日までの3日間を休会とし、<math>11日に本会議を開くことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

# 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、8日から10日まで休会とし、11日に開催といたします。

## ◎散会の宣告

## 〇議 長

本日は、これにて散会します。

散会 午後 2時16分

# 平成31年第1回大樹町議会定例会会議録(第3号)

## 平成31年3月11日(月曜日)午前10時開議

## 〇議事日程

第 1 会議録署名議員指名

第 2 一般質問

## 〇出席議員 (11名)

 1番 船 戸 健 二
 2番 齊 藤
 徹
 4番 松 本 敏 光

 5番 西 田 輝 樹
 6番 菅 敏 範
 7番 髙 橋 英 昭

 8番 安 田 清 之
 9番 志 民 和 義
 10番 福 岡 孝 道

11番 柚 原 千 秋 12番 鈴 木 千 秋

## 〇欠席議員(1名)

3番 杉 森 俊 行

## 〇地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	酒	森	正	人
副町	長	布	目	幹	雄
総 務 課	長	松	木	義	行
総務課参	事	林		英	也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長		黒	Ш		豊
住 民 課	長	鈴	木	敏	明
保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立					
尾田認定こども園長兼学童保育所長		井	上	博	樹
農林水産課長兼町営牧場長		瀬	尾	裕	信
建設水道課長兼下水終末処理場長		髙	橋	教	_
会計管理者兼出納課長		瀬	尾	さとみ	
町立病院事務長		伊	勢	厳	則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長		明日	月見	由	香

## <教育委員会>

教	育	長	板	谷	裕	康
学校教育課長兼学校給食センター所長		和	田		司	
社会教育課長兼図書館長		村	$\blacksquare$		修	

<農業委員会>

 農業委員会会長
 鈴木正喜

 農業委員会事務局長
 水津孝一

<監査委員>

代表監査委員 澤 尾 廣 美

〇本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長小森力主査真鍋智光

## ◎開議の宣告

## 〇議 長

ただいまの出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## ◎日程第1 会議録署名議員指名

## 〇議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

5番 西 田 輝 樹 君

6番 菅 敏 範 君

7番 髙 橋 英 昭 君

を指名いたします。

## ◎日程第2 一般質問

## 〇議 長

日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、これより発言を許します。

まず始めに、1番西田輝樹君。

## 〇西田輝樹議員

おはようございます。

3月の一般質問、これで4年間の任期終わりますので、23年6月の定例会からずっと一般質問の中でどうしても住民の方に実現というふうなことで、住民要望なり自分としての行政課題として、どうしても実現すべき事項だということを2つ考えました。町長のほうにこのことについて伺いたいと思います。

1点目については、何回か言っていて大変恐縮なのですが、交通弱者対策のための町の施 策についてお伺いしたいと思います。

2点目は、買い物弱者対策のための同じく施策についてお伺いしたいと思います。 よろしくお願いいたします。

## 〇議 長

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

それでは、西田議員ご質問の町内の「交通・買い物弱者対策について」お答えをいたしま

す。

町内のいわゆる交通・買い物弱者の方々への対策につきましては、ふれあいバスや通院バス、タクシー助成など既に行っている施策もありますが、高齢者や免許返納者の方々から、コミュニティバスの運行など、買い物、通院の足の確保について、町長と語る会などで要望が寄せられております。

一昨年12月に道の駅コスモール大樹を拠点とした自動運転サービス実証実験が行われ、 今年度も大樹町で地域実験が計画されており、年度を繰り越して実施される予定でありま す。

町では住民の交通手段確保について、関係職員で構成する大樹町交通対策連絡会議を平成29年5月に発足し、これまで計4回会議を行っております。

この会議の中で、他町村を参考にコミュニティバス等の運行や免許返納者へのタクシー券助成、十勝バス運賃の助成などを検討しておりますが、どれも財政負担を伴うものであり、慎重に協議をしており、今現在実施には至っておりません。

今年度行われる予定の自動運転サービスでは、帯広市への移動や郡部の移動、貨客混載などについて有料での実施を計画しております。同時に、プレ実験として帯広通学モニター、ワークショップ、バス利用を考えるツアーが昨年12月に実施されております。

これらで得られた意見、要望やデータを参照するとともに、来年度、町として住民アンケートを実施し、しっかりとニーズを把握した上で適切な施策を講じるよう、交通事業者を交えた地域公共交通会議を設置して協議を進めてまいりたいと考えております。

## 〇議 長

西田輝樹君。

## 〇西田輝樹議員

今、ご答弁いただいたように既存の施策もあって、高齢者や免許返納者対策からコミュニティバスの運行など、買い物、通院の足確保について町長と語る会などについても要望があって、必要なことだという町長なり行政なりの考え方をお聞きしました。

ちょっと順番に細かなことですけれども、質問させていただきます。

行政区の中やいろいろな語る会の中で、町民にはそのときどのようなお返事されていたのでしょうか。また、このような現況についての、今、お話はいただきましたけれども、認識についてどう捉えているか、まず1点目にお伺いしたいと思います。

## 〇議 長

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

答弁の中でもさせていただきましたが、町長と語る会、または、私がデイサービスに出向いて昼食を一緒にとったとき等も、足の確保についての要望をいただいているところでもあります。そのときの私からのお返事というのは、議員に今ご答弁を申し上げた内容とほぼ同一だなというふうに思っております。

私もこの交通弱者、または買い物等の弱者対策については、町としても非常に重要な業務だなというふうに思っておりますので、今後、来年度に向けてしっかりと対応していきたいなというふうに思っておりますし、アンケートの結果等にもよりますが、来年度ある程度の方向を示せられるような、そういう段階までいければなというふうには思っております。

### 〇議 長

西田輝樹君。

### 〇西田輝樹議員

二つ目に、私もいろいろな住民の方、私の周りは自分も高齢者ですから特に高齢者の方も多いのですけれども、町長の今回ではなくてその前のときのご答弁なんかにも、非常に自動運転サービスの実証実験に大きな期待を寄せられているようなこともお話されていたのですが、そんな話を住民の方、高齢者の方にお話しすると、俺もう年何ぼだと思うんだということで怒られたりしているのですけれども、町長は実用化されるまで何年ぐらいかかって、そのときレベル1とか2とか3とかってあるみたいですけれども、そのレベルがどの段階だと自動運転サービスがこの大樹の町で提供されていくとお思いなのか、そこら辺も私も住民の方にお答えしなければなりませんので、町長のお考えを教えていただきたいと思います。

### 〇議 長

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

一昨年から大樹町で自動運転の実証実験が国の事業として行われているところでもあります。大樹町で行うというところについては、全国の何カ所かのモデル地域の中でも、雪国、北国で行っているというところは非常に価値があるかなというふうに思っておりますし、一日も早い実験が実用化になっていくことを期待しているところでもあります。

ただ、私、技術的なところについては認識を持ち得ておりませんので、どのぐらいの時間でそれが実際に活用できるかというのはお答えできる知識もございません。ただ、大樹町で行った実験が日本の交通弱者対策に対する一助となりますように、そして、少しでも早い段階でそれが実用化されるというところは私も強く願っておりますので、今後も実証実験を行う際には大樹町としてあらゆるご協力をさせていただきければなというふうに思っているところであります。

#### 〇議 長

西田輝樹君。

#### 〇西田輝樹議員

ぜひ、これから来年度に向かって交通弱者対策という中で、本腰入れていただけるように 感触として得ています。その場の中で実用化が相当先だよということも、町民にぜひ町長の 口からお答えいただくようなことが、町民の方も変な期待をされないと思いますので、老婆 心ながら添えたいと思います。

次、関係職員で大樹町交通対策連絡協議会議を平成29年5月から発足させて、酒森町長

になってからだと思いますけれども、4回開催されているということなのですが、前のときの23年なり24年のときの一般質問はちょっと別にしまして、結構時間も経ってきていますので、まず一つは、どのような構成メンバーなのかお伺いしたいのと、この協議の中でどのようなことが問題になって、なかなか実現しなかったのかというようなお話と、今のご答弁の中にも財政負担の問題、お答えいただいていますけれども、どれぐらいの財政負担でこの交通問題といいますか、交通弱者対策、行政なり何なりとして負担額といいますか、特別問題になったようなことはどういうふうなことがなったのか、まずお話いただきたいと思います。

### 〇議 長

布目副町長。

### 〇布目副町長

構成メンバーということがまず1点目なのですけれども、この連絡会議の設置要綱、この中に委員は町の職員から若干名と、こういうことで規定をされておりまして、私が委員長ということなのですけれども、この交通弱者といいますか、足の確保の関係する課から構成をされておりまして、総務課長、住民課長、それから住民活動係長、学校教育課長、それから学校教育課の主幹、あと保健福祉課長ということであります。あと、事務局が企画商工課になっておりますので、企画商工課長、企画係長、係ということの構成メンバーで構成しているわけですけれども、答弁書に書かせていただいたとおり、昨年まで4回という開催の内容になっております。昨年は、特に8月に1回開催したということであります。

何回かご質問もいただいておりまして、その都度お答えもさせていただいておりますけれども、その中でも答弁書にも今回も記載させていただきましたが、その財政的な云々というお話が2点目にありましたけれども、昨年の連絡会議のときにもどういう方法があるかということでこれまでもやってきたのですけれども、既存の今あるインフラといいますか、例えば、路線バスでありますとかタクシーでありますとか、こういったことを活用したらなるべく早くできるのではないかとかいうような話の中で、他町村の例も見ましてもそういうこともありますし、新たなコミバスみたいなものを導入してやるというようなこともあるわけですけれども、昨年話の中でもそういう既存のインフラといいますか、そういったものを活用すること少し想定をしながら必要な経費も見積もりをしてみるかというようなことでいたわけですけれども、なかなか人数ですとかニーズは上がってきているというのは承知はしているところなのですけれども、実体、人数的なものもなかなかつかみづらいと、こういったこともありまして進んでいなかったということで、その辺が慎重といいますか財政負担を伴うのでということに至ったようなことであります。

そこで、その後町長も先ほども話したとおり、デイサービスあるいは町長と語る会等の中でもさらにそういう声もございまして、やはりニーズをつかむということがまず先決だろう、大事だということで、次年度アンケート調査をまず実施しようと、そうするとその望む内容の姿、あるいは量的なもの、人数、そういったことを把握ができるということでありま

すので、そこはやっぱりしっかりとつかんでいくべきだということで、コミバスを入れたはいいけれども、なかなかというところの他町村の例もありましたので、こういうことで今考えているわけなのですけれども、その辺をしっかりとやっていきたいということであります。

以上です。

## 〇議 長

西田輝樹君。

## 〇西田輝樹議員

今のお話の中では、僕も地頭が悪くてよくわからないのですけれども、お話になったのは 既存のインフラを活用して何とかローコストで現実的な計画をつくろうと思ったのだが、で きなかったのですよというお話ではなかったかなと思うのです。

でも、ニーズの調査、これからのこともお話になっていましたけれども、それってもっと早くやれば、例えば広報を使って、アンケート用紙にお金がかかるのだったらそういうふうなことでだとか、老人クラブなんかの中でお話いただけるような、そういうふうなこともあったのではないかなと思うのです。

僕ずっとこの8年間、新聞のこのことに関しては漏れなく地元紙の切り抜きはしてきて、ファイルもこんなになっているのです。

それで僕が言いたいのは、その既存のインフラ活用もそうだけれども、例えば、ここでは乗り合いバスなんかのことも本格運行となっているし、私、大きな町も小さな町も実態調査に行って時間表いただいてきたり、近間では更別、それから帯広市ですとか音更だとか十勝清水だとか、そうやって行けるところは元職員として現職の職員の方の企画なんかでもらえるときには行って調査してきたつもりなのです。

だから僕が言いたいのは、もう少し具体的に、これはもう答弁もいいですけれども、ほかのところでもいろいろやっていたり、もっと宗谷管内ではスマホを使って実験やっているところもいろいろあったり、きっともっといい知恵を出せばできないことはないのではないかなというふうに思って次年度に期待はしていますけれども、他町村なんかの調査みたいなのは連絡会議なんかでいろいろ資料集めたり何かされていたのでしょうか。

ちょっと少しスピード早めるために、住民アンケートだとか地域公共交通会議みたいなものを設立というのはいつごろを予定されているのか、あわせてその2点を質問したいと思います。

#### 〇議 長

布目副町長。

### 〇布目副町長

今、なかなか具体的といいますか、スピード感もというほどのご指摘がございました。確かになかなか具体的に進めるということが至っていないということで、これはもうしっかりと進めなければならないなと今改めてまた思っているところなのですけれども、資料はもう

全てではないですけれども、この連絡会議の中で今ちょっと私どもそこまでは持ち合わせなかったですけれども、他町村の池田ですとか、そういったところの清水ですとか、資料を集めながら町村ではこういったことやっているよというようなことの資料は見たり、あるいは管内的にも半数以上今導入されているところの一覧表もありますけれども、そういったことを見ながら議題を話題にしながら、どの町村ではどうしているというようなことは見ているところでございます。

答弁書にも書かせていただいたところで地域公共交通会議、これは具体的にいついつというのはまだちょっと決めておりませんけれども、住民アンケートを実施した後、そこを議論していくのにそういった会議を設置して議論をやっていくと、深めるというふうなものにしたいと考えています。

### 〇議 長

西田輝樹君。

## 〇西田輝樹議員

釈迦に説法になることはお許しいただいて、本当に足って必要だなと思っているのは、町でやっている事業でふまねっとという事業ありますよね。その事業についてはことぶき大学と同じように、足を行政のほうで確保してくれていて、何か70人ぐらいは常にお越しのようで僕も見学に行ってきました。事の対応にいろいろご答弁書の中では、帯広市へのアクセスだとか町外のアクセスのこともご答弁いただいておりますけれども、多分僕の周りの高齢者の方は町内の病院へ行くだとか買い物に行くだとか、そういうふうな社会参加ということで、そのようなことを期待されているのではないかなと思いますので、住民アンケートのことも非常に楽しみにして1点目の交通弱者のための施策についてのことを終わらさせていただきます。

それから、2番目同じく2項目なのですけれども、買い物弱者についてのご質問もしているのですけれども、このことについても僕は質問書飛ばしたのかなと思ったぐらいご答弁の中で触れられていなかったのですけれども、どうしてこのことはご答弁いただけなかったのか、それをまずちょっとお伺いしたいと思います。

#### 〇議 長

酒森町長。

### 〇酒 森 町 長

今回、町内の交通・買い物弱者対策ということで、後段のほうでそれぞれ2項目のご質疑をいただいているところでもあります。前段、足の確保ということも含めて、交通・買い物弱者の対策につきましてはという形でご答弁をさせていただいたつもりであります。買い物弱者対策についての答弁を省略した、割愛したという思いは私どもにはないつもりでおります。

#### 〇議 長

西田輝樹君。

### 〇西田輝樹議員

それはそれで誠心誠意お答えいただいたということなのですが、質問者としては非常に、 僕の思いが町長なり行政のほうに通じなくて大変失礼申し上げました。

ただ、このことも同じく、自分議員として買い物弱者のことずっと本なり新聞なりいろいろな雑誌なりの中で、僕も最初、今、町長おっしゃるように、足の確保さえすれば買い物弱者対策は解決するのだなとか、または移動販売車があれば解決するというふうに思っていたのですけれども、時代も8年過ぎるなり6年過ぎるなりしていて今思っていることは、やっぱり買い物弱者って食料品ばかりではないですよね。日用品ばかりではなくて、例えばクリーニングの取り次ぎがなくなったとか、私の家は床屋ですので床屋一軒もなくなったりとかガソリンスタンドがなくなったりとか、もっと総合的なものだというふうに僕は考えています。

もう少し一例を言うと、これはちょっとすみません、本ではなくてテレビで見て感心したことなのですが、長崎県の離島のケースをNHKテレビではやっていました。そこの離島にはお店なくなったそうです。でも、フェリーは長崎のほうから来ているのですけれども、じいちゃん、ばあちゃんというか高齢者の方、一生懸命パソコン教えてもらってお店に発注書をパソコンでおやりになっているのです。やっぱり大樹なんかもこれから高齢者も十二分に、僕は十二分ではなくて恥ずかしいのですけれども、十二分に使う方もいるかもしれないけれども、もしかしてそういうふうなことになれば移動販売車なんかができないよとなれば、そういうふうなパソコンなりスマホなりで自分の生活を守っていかなければならないと思うのです。でも、車に乗っけてやという人も正直な話、僕は今のところ特定な仕事がないものですから、どこか行かないかいとか逆にお誘い受けて、そのついでに買い物ちょっとしたいのだとかっておっしゃる方もいます。だから、それはボランティアや地域のそういうふうなことが必要ではないかなと思うのです。

ご答弁の中でそういうふうなことも含めて答弁しているのだというお話ですので、僕は一般質問というか、この項目については自分の意見というか、そのようなことというので個別な質問はしませんので、今私の話したようなことが行政上も大切なことかなと自分は思っているのですけれども、そのことについて所信をお話いただいてこのことを終わりたいと思います。よろしくお願いします。

#### 〇議 長

酒森町長。

#### 〇酒 森 町 長

今、議員ご質疑の中でお話したこと、私も非常に重要なことだというふうな認識は持って おります。

例えば、道内にもその自治体からガソリンスタンドがなくなるとか、スーパーがなくなる というところももう既に出始めているところでもありますし、そういうところを行政が介入 してというか、かかわって存続しているという自治体もあるということは認識をしていると ころでもあります。

幸い大樹町では、昨年度も含めて新たな店の出店が相次いでいるというようなこともありますし、そういうところをしっかり町の中に確保していくということも、私は買い物でお困りの方々の解決策になるかなというところはありますので、そういうところも含めてしっかり対応していくということがまずは肝要かなと思います。

また、議員、後段のほうでお話をされました地域の方々に対してのボランティア的な活動というのも、私は地域のコミュニティーをつくっていく上では非常に重要な役割ではないかなというふうに思っているところでもあります。行政区、町内会等を通じてコミュニティーの確保、またはいろいろな部分でお困りの方々に対して手を差し伸べていくということももちろんこれから必要なことでもありますし、そういうところも含めて町の役割はしっかりと担っていきたいなというふうに思っているところでもあります。

交通弱者、買い物弱者対策等々についても、しっかりとアンケート調査を実施した上で町 民の皆さんがどういうニーズをお持ちなのか、どういう点がお困りなのかというところも把 握をした上で地域公共交通会議等で議論を進めていければなというふうに思っております。

### 〇議 長

西田輝樹君。

## 〇西田輝樹議員

ありがとうございました。

町長がそのように十二分に買い物弱者のことについて、もう意を注いで答弁しているんだということなのですが、ぜひ大変恐縮ではございますが、僕のほうが年上ですので、ライターの方含めてもう一回この答弁書を読み直していただきたいと思います。

僕はその熱い思いが答弁書の中から感じられなかったので、大切なことだということは町 長のお言葉から重々、十二分にわかりましたけれども、やっぱりもっと行政との話し合いで すので、もっと具体的な方法論を述べていただければよかったかなというのが意見です。 これで終わります。

### 〇議 長

次に、9番志民和義君。

## 〇志民和義議員

先に通告してありました2点について、町長にお伺いをいたします。

まず1点目に、防災行政無線についてお伺いをいたします。

新年度予算の大綱説明で、防災行政無線のデジタル化の実施設計業務が計上されることが 説明されました。そこで次の点についてお伺いをいたします。

1つが、インターネットや携帯電話などを使わない高齢者等にも情報が伝わるよう録音・ 再生機能を持った戸別受信機を整備することを検討しているかどうかお伺いいたします。

それから2点目については、昨年度のブラックアウトでも経験したのですが、基地局の非常電源の問題でございます。運用時間を長く設計するようにしてはどうか、町長の考えをお

伺いいたします。

### 〇議 長

酒森町長。

### 〇酒 森 町 長

志民議員ご質問の「防災行政無線について」お答えをいたします。

現在の防災行政無線施設の使用期限は平成34年11月までのため、昨年12月に新たな 防災行政無線システムの実施設計業務の委託契約を締結し、先月末には受託事業者のコー ディネートにより防災行政無線メーカー4社を集め、システムや機能等に関する説明を受け たところであります。

1点目の録音・再生機能を備えた戸別受信機の整備についてですが、メーカーごとに価格 や機能に差異はありますが、各社とも録音・再生機能のほか、文字放送機能を持った戸別受 信機も取り揃えていますので、世帯の状況に応じて最も適当なものを配置していきたいと考 えております。

2点目の基地局の非常用電源につきましては、最低でも72時間以上の稼動が可能となるようなシステムの整備を考えております。

## 〇議 長

志民和義君。

### 〇志民和義議員

今、そういう機種選定をしているということでありますので、よろしくお願いします。 質問に出していなかった文字放送、これは本当にそのとおりだなと思います。

それと、私も質問するときは当然だと思ったのですけれども、私らのところにある今の受信機もラジオが付いているのです。これも当然ラジオも付いている機種ということで理解してよろしいですか。

## 〇議 長

松木総務課長。

## 〇松木総務課長

メーカーによってはラジオ付きの戸別受信機を開発中というところもございますので、選定されるメーカーにもよりますけれども、ラジオ付きを導入すると確約できる状況ではございません。ラジオ付きがないところもありますしラジオつきがあるところもありますので、どのメーカーの機種、どのメーカーのシステムを選ぶかによって、もしかしたらラジオが付いていない可能性もなくはないということでご理解をいただければと思います。

## 〇議 長

志民和義君。

### 〇志民和義議員

このラジオから情報を得るということは非常に多いのです。特にこういう災害なんかになると、あるということで。そして町民等しく同じ情報が一度に得られるということで状況を

共有するという、そういうことがまた安心感につながるということから、防災行政無線そのものとあわせてラジオという機能も持ったということで、私はこれから導入するのは私の今のがラジオ付いているものですから、当然だと思っていたのですが、ぜひそのラジオ機能の付いたもの、これもお願いしたいなと思います。

それから、やっぱり耳の遠い方、その無線が鳴っていること自体わからないでいて、文字 放送というのは当然必要なのと録音機能、これはもうそのとき不在だったりして、非常に大 事な情報を漏れなく伝えていくということは重要だと思います。また、災害に限らず日ごろ のいろいろな町内の情報、定時放送、これも聞いていなかったということがありますので、 これはもう録音機能ぜひ備えたものにしていただきたいと思います。

それと、最低限でも基地局、これは72時間、3日間ということなのですが、燃料の確保、これについてやっぱり十分な、去年水道なんかでもその他の非常電源備えたところはいち早く大樹町でも町としても対策をとったということで、特に水道の断水なんかもなかったということで大事なのですが、その点についての燃料の確保、これについて改めてまたお伺いをいたします。

## 〇議 長

松木総務課長。

## 〇松木総務課長

非常用電源の燃料確保でございますけれども、ご指摘のとおりでございます。

どこの防災行政無線メーカーも災害時の即応体制72時間、これが非常に重要だと言われていまして、この間の情報遮断というのはあってはいけないということで、最低でも72時間、提案しているところによっては一週間ございます。

燃料の部分なのですけれども、常時町の公共施設全てを動かすための非常用燃料を確保するというのも、これはなかなか厳しいところがあろうかと思います。特に小型の発電機を使う場合、ガソリンの保管という形になってしまいますので、そういった部分は十分に潤沢に確保できているという状況ではございません。

しかしながら、昨年のブラックアウトのときもそうですけれども、町内、もしくは管内の燃料事業者にも非常に協力していただいていますし、私どもといたしましても、ああいったことがある意味、少なくとも私が職場に入職してから多分初めてなんだろうと、ある程度円滑に、また経験も積めましたら燃料確保については、引き続き、地元の業者並びに管内の業者の協力も得ながら、また軽油等であればある程度の備蓄はできますので、そういった対応について引き続き、取り組んでまいりたいと考えるものでございます。

## 〇議 長

志民和義君。

## 〇志民和義議員

わかりました。よろしくお願いします。

あと、ラジオの機能を持ったものについては、これはやっぱりぜひ高上がりになるかもし

れませんけれども、検討していただきたいと思います。 次行ってよろしいですか。

### 〇議 長

次の質問に移ってください。

## 〇志民和義議員

2点目のブロック別懇談会の開催について町長にお伺いいたします。

ブロック別懇談会については、定期的な開催をしなくなったとお聞きしております。また、 個別の案件で町内1カ所で開催した例もあります。

例えば、役場の建設に関して新庁舎の件で町内1カ所であったというふうに、私も参加したのですが、こういうことは広く町民の声を聞く必要があると考えております。

そこで、かつて行っていた6ブロックの行政懇談会の復活を行ってほしいと考えております。復活を行う考えはないか、お伺いをいたします。

## 〇議 長

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

志民議員ご質問の「ブロック別懇談会について」お答えをいたします。

ブロック別懇談会は、市町村合併や町の財政状況の悪化を受けた住民負担のお願い、小学校や病院、役場庁舎の改築など、町政の重要課題に対し、より多くの皆様からのご意見をお聞かせいただく際に開催をしてきたところで、ご指摘のとおり平成16年から20年にかけては毎年開催していた経過もあり、その意義や重要性は十分理解をするところでありますが、住民の皆様のご意見をお聞きする機会や方法は、ブロック別懇談会に限ったものではないとも考えております。

現在、町が行っている公聴活動としては、個人からご意見をいただく公聴手紙「まちづくりへの私の意見」、地域単位では「町長と語る会」があり、各種経済団体や老人クラブ連合会などの団体とは予算編成時期に合わせて意見交換も行っているところであります。

このことから、住民生活や町の将来に大きな影響を与える可能性のある重要施策や町政の推進方向の決定など、広くご意見をお聞かせいただく場合にはブロック別懇談会を、まちづくりに対する意見要望等については公聴手紙や町長と語る会などを活用していただきたいと考えており、ブロック別懇談会の定期開催ということについては、現在のところ考えてはおりません。

#### 〇議 長

志民和義君。

### 〇志民和義議員

結論から言うと、定期開催はしないということですが、それにほぼ似たものとして町長と 語る会ということで開催をしているのですが、これ私どもの地域でも毎年開催しているので すが、これはこちらが希望して、希望すれば開催していただいているのです。ただ、こちら が希望していろいろ段取りして、そして開催するということでございますので、やっぱりそればかりではなくて町長からの開催をすると、こういう連絡、こういうことが私は必要だというふうに考えております。

これは年1回町長と語る会開催すればいいというものではないというふうに私は思うのです。というのは、どうしても在に住んでいる方については、やっぱり町長から出向いてほしいと、こういう声が実際あるわけです。それと公聴手紙、これももちろん知っています。それでこういうものってどうしても意見言いっ放しというのか、返事はしているというふうに私は聞いていますけれども、やっぱりその場でのトークというのか、そういうことがやっぱり生きた行政、そしてまたみんな何人か10人なり15人、20人集まっていろいろな意見が出てくると、また私どももやっている語る会で事前に出ていなかった要望、その場から出てくるということもありますので、そういう意味では生の声を聞けるということで、大事なことだというふうに考えておりますので、特に町の中あわせて、どうしても在になると遠いし参加人数もどうなのかな、在のほうが多いのか少ないのか、ちょっと私比べたことないのですが、ぜひそういう人たちへ町長に来ていただいて生の声聞きたいと、こういうご意見もありますので、再度町長にお伺いいたします。

## 〇議 長

酒森町長。

### 〇酒 森 町 長

私は、定期的に行っているブロック別懇談会については、今現在新たな形で定期的にやっていくことは予定をしていないというふうにお伝えをさせていただきました。住民の皆様といろいろな部分で意見交換をさせていただく場面については、本当に町長と語る会も含めて貴重な場だという認識でおりますので、私どものほうからこのことについて私のほうから説明をさせていただきたい、またはご意見を伺いたいというテーマがあれば、それはもう機会を積極的につくって行っていきたいというふうに思っておりますし、また、町長と語る会のように定められたテーマ、またはその場その場でいろいろなご議論をご提案いただける貴重な場だというふうに思っておりますので、そういう場の確保については今後これからも積極的にやっていくということについては、町の姿勢として大切なことだというふうに思っております。

ただ、従前のように限られた平成16年から20年、ちょうど行財政改革の真っただ中でありまして、町民の皆様に大きな財政負担を伴うようないろいろな対応があったということで、この時期については定期的に行っていたのかなというふうに思っておりますので、それ以降、町民の皆様からの意見を聞く場を町としては設けてきてはいないということでは決してないというふうに思いますので、今後ともあらゆる場面を通じて意見をお聞かせいただくような、そういう姿勢についてはこれからもしっかりと堅持をしていきたいと思っております。

## 〇議 長

志民和義君。

### 〇志民和義議員

わかりました。そういう姿勢を持っているということは確認いたしました。

私どももそういうつもりで意見を聞く場をこちらからも申し出ていきたいというふうに 考えております。

私の質問を終わります。

## 〇議 長

休憩します。

休憩 午前10時48分 再開 午前11時00分

## 〇議 長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、6番菅敏範君。

## 〇菅敏範議員

それでは、先に通告してありました内容で質問させていただきたいというふうに思います。

災害防止に放置された宅地の現状把握をということで、町内にはバブルの時代に通称原野 商法と言われたような形で、山林や原野が宅地化して全国に販売された土地が点在をしてい るというふうに承知をしているところであります。

販売された宅地の現状については、山林、原野のままで放置をされていて、所有者の確認 も困難な実態が中にはあるというふうに聞いているところであります。

他町村では、このような土地が巨大地震による斜面の崩壊や洪水被害の復旧事業の対象となっても、所有者が確認しづらい、できない、購入価格で合意できないなどの問題が発生していると聞いているので、大樹町でも早期に現状把握をしておくべきではないかというふうに考えて、質問させていただいています。

一つは、実態確認として、原野商法で販売され放置されたままの土地は何カ所あるのかと いうことであります。

もう1点は、所有者が確認できる状況にあるのかということであります。その実態をまず お聞きしたいと思います。

## 〇議 長

酒森町長。

### 〇酒 森 町 長

菅議員ご質問の「災害防止に放置された宅地の現状把握について」お答えをいたします。 最初に、いわゆる原野商法で販売され、放置されたままの土地は何カ所あるのかについて でありますが、町としては、個々の土地の取得に至る経過を把握することができないため、 原野商法で販売されたものか否かは把握ができません。

しかし、それらのことを踏まえた上で、市街地以外で宅地として分筆されているような場所は、約20カ所程度大樹町内に存在しております。

次に、「所有者が確認できる状況にあるか」についてですが、所有者については法務局に 届出される登記に基づく公簿により、大樹町も所有者を把握をしております。

しかし、所有者に移動があったとしても、所有権移転登記がなされていない土地や、住所 が変わり連絡がとれない所有者もいるものと考えております。

現在まで原野商法等で分譲された土地が、災害復旧や応急対応の支障になったケースは把握をしておりませんが、土砂災害危険箇所の近隣に該当すると思われる土地もありますので、可能な範囲で今後も把握に努めてまいりたいと考えております。

## 〇議 長

菅敏範君。

## 〇菅敏範議員

それでは、自分が町内での実態調査にかかわった経験も含めてお話をさせていただきたい と思います。

東日本大震災以降、全国各地で近い将来、大規模地震が発生する可能性が高いという報道 や研究者の報告が相次いでおります。この十勝地域も過去にそういう経験がありますので、 非常に危惧している状況があると思います。

昨年発生した胆振東部地震被害の悲惨な状況については、私たちにも他人事ではないということと、自分達の問題としてしっかり受けとめ、自治体、地域、家庭などが一丸となって想定される事態に備えて、さまざまな対策を講じてきている最中であるというふうに認識しているところであります。

いつか来る大震災に備える対策については、物心両面で多岐にわたるものがありますけれども、発生、または発生後に必要性が生ずる事案であり、普段はこのことには無関心だというふうに思いますけれども、災害に備える対策の一つとして、町内に宅地として販売されたままで放置されている土地の現状把握をしっかりする必要があると思います。

町長から、今、原野商法で販売されたかどうかは把握はできないけれども、市街地以外で 宅地として分筆されている場所は約20カ所程度存在すると言われましたので、その数の多 さに内心驚いているところではあります。

最初に実態認識をしたいと思いますので、何います。その分譲宅地は、どんな立地条件の ところに何筆存在するのでありますか。売買はいつごろだったのでしょうか。

## 〇議 長

鈴木住民課長。

### 〇鈴木住民課長

立地条件ということのお話、ご質問ですけれども、状況を見ますとご質問にもあるとおり、 公簿上の地目としましては、山林もしくは原野という形になっておりまして、その地形に あったように山の奥のほうであれば山林でございますし、平らなところであれば原野という ことで、僕のほうで把握しているのはそういったところの内容になっております。

取得についてはいつごろかというのは、ちょっと今手元の資料で持っておりませんので、 そこまでちょっと頭に入っておりませんが、原野商法と言われる、先ほど定義というのもい わゆるという表現しかありませんので、1960年から1980年ということですので、昭 和40年から50年代ということであろうと思っております。

何筆というようなお話でございますけれども、全体としては600筆前後あるのではないかと思っております。一つの地番が300筆に分筆されているようなところもございますので、全体では600筆前後かなというような状況でございます。

以上でございます。

## 〇議 長

菅敏範君。

## 〇菅敏範議員

やはり驚きの数字なのです。

次に2つ目伺いますけれども、今言われました600ぐらいの分筆した土地が、多分、宅地になっていると思うのです、地目が、現状は。それは全く利用されていないということだと思うのですが、入力されていないのかということと、それと町の税の対象にもなっていないのではないかと思うので、その辺ちょっと伺います。

### 〇議 長

鈴木住民課長。

## 〇鈴木住民課長

公簿上その山林もしくは原野ということでございまして、現状も議員は宅地ではないかということでご質問いただいておりますけれども、現状としても公簿上の地目とほぼ変わらないかなと思っております。

そういった中で税法上の話といいますと、税の条例の中で課税標準額の免税点というのが ございまして、その免税点未満であるとその年度の固定資産税は課税されないというような ことになっておりまして、ざっとその600筆ざっと見たところ、評価に関しては免税点以 下ということで、今現在それらのところに土地に対する資産税の課税には至っていないとい う状況にございます。

### 〇議 長

菅敏範君。

### 〇菅敏範議員

ちょっと行き違いがあったのかなと思うのですけれども、台帳上の登記は宅地になっていませんか。

## 〇議 長

鈴木住民課長。

### 〇鈴木住民課長

登記地目と現況地目というのがございまして、現況地目についても原野もしくは山林という形で管理させていただいております。

## 〇議 長

菅敏範君。

### 〇菅敏範議員

わかりました。

個人的には、多分販売したときには宅地ということで分筆をして、登記というかちゃんと図面上整理をされて、そして購入者も多分宅地として、何か当時の触れ込みでは、北海道が一大リゾート地になるからということで、温泉出るとは言ってなかったと思うのですけれども、そういうふうにして遠くの人が買ったというふうに理解をしているところです。今現在の地目が現状も山林、原野ということなので、そこはそこで置いておきまして、ということになりますと、これからずっと将来も分筆をされた土地なのだけれども、宅地として利用される可能性は全くないという理解をして間違いではないですね。

## 〇議 長

鈴木住民課長。

## 〇鈴木住民課長

分筆に至る経過というのは承知しておりませんけれども、その中で分筆されているのはき ちっと道路用地に相当するような通路の幅をとって、そこに1つずつ分筆しているというよ うな形の状況になっていますので、ですけれども、現状としては公簿上、それから現況とし ても原野、山林ということで管理しておりますけれども、そういった中で購入した方が実際 にそこを利用するということで住宅を建てるということになれば、そのときに至ってはき ちっと適切に課税して対処していきたいとは思っております。

### 〇議 長

菅敏範君。

#### 〇菅敏範議員

今、課長としてはそういうことも備えて言ったと思いますが、多分現地見たらこれはもう 絶対ないと言い切らざるを得ないとちょっと思うのです。課長、見ていないでしょう。

それで、僕は昔、大分古い話ですから何年か忘れましたけれども、現地確認に行った箇所が3カ所ぐらいあるのです。そのとき仕事で歩かされましたが憤りを感じました。ふざけんなよって。行ったら山の中ですから、急斜面のところに分筆されて、生花の水道の沢の土地

は山の斜面に物すごい数の分筆地があって、宅地になっているのです。それで、そういう売買事例の実態調査をすれということで行かされたのですが、とんでもない話でこんなところが何だということで、将来的なことにも疑問を持ちました。

そういうことでありますから、バブル期に販売された原野商法って一般的に言われているのですが、その宅地はチラシか何かで応募していますから、全国各地に点在しているはずなのです。町長はその所有者を把握していたというの、登記で。が、その後、移動や住所変更で連絡がとれない者もいるということを認識しているとしているというふうに聞きました。そして20カ所で600以上の区画ということですから、今、念のために聞きますけれども、600ぐらいある分譲地のうち、きちんと所有者の住所やなんかが判明している箇所は相当数ありますか。

### 〇議 長

鈴木住民課長。

## 〇鈴木住民課長

まず1点目の、僕が現地を確認したかということですけれども、大変申し訳ありません。 質問いただいたのはこの時期ですので、現地確認しておりません。ただ、航空写真で見まして、やはり山林は山林の山のところ、場所もどこにあるかというのは図面上わかりますので、山林であるというようなことで原野のところは湿地帯みたいなところの原野にあったりとかというのも確認はしております。ということで、時期も時期ですので現地は確認していないということでご了承いただければと思っております。

もう1点の住所の確認につきましては、先ほど公簿ということで町長のほうから答弁させていただいておりますけれども、公簿上の住所につきましては、どこどこのどこの町の何丁目何番地というところまで登記でされておりますので、そちらのほうの移動があればそれに伴ってうちのほうも法務局の公簿に基づいて準じてきちっと管理している状況にあります。以上です。

## 〇議 長

菅敏節君。

### 〇菅敏範議員

現地見ていないということはあるので、見たことが以前あるかなと思っただけですので、 多分それが一般的だと思います。このような宅地分譲地や不在地主の土地が実際にたくさん あって、自治体のいわゆるいろいろな開発工事や災害の防止対策と復旧事業で障がいとなっ ているということがないという報告がされていますが、以前から原野商法で販売された土地 は、自治体の行政にとって弊害があってもプラスになることはないという認識をしていまし た。

町長の答弁の中で、土砂災害危険箇所の近隣に該当する土地があるということなので、その土地についてはちょっとどの程度の近さであるのか、何カ所ぐらいあるのか把握をしていたらちょっと教えていただきたいと思います。

## 〇議 長

松木総務課長。

### 〇松木総務課長

土砂災害の危険性のある場所、実は今現在大樹町の中には、北海道が指定するものなのですけれども、指定されたところはないのです。ただ、その指定を受けるかどうかのための調査が実は今年2月ぐらいに調査報告がまとまったところでございます。

その内容といたしましては、土石流の危険のある箇所、こちらが7カ所、それから急傾斜地の崩壊の可能性のあるところが2カ所、それで先ほどその近隣というのがどこだという話なのですが、多分先ほど菅議員のご指摘のあった生花地区のところにもございます。また、尾田方面にも若干あるのですけれども、そこに関しては危険箇所といいますか急傾斜地の部分ではございませんで、土石流については沢なので、手のかけられない部分もございます。また萠和地区でも急傾斜地あるのですけれども、そちらについては原野商法で販売されたところの全く反対側なので、具体的に申しますと生花地区にあるものが土砂災害の危険区域の可能性のある場所に近隣しているというところでございます。

## 〇議 長

菅敏範君。

## 〇菅敏範議員

町長にちょっと伺いたいのですけれども、ほかの今までの大地震による災害があった地域でそういう復旧工事やなんかでこういう商法に近い形で販売された分譲地が、その後災害防止対策をとるためと、それから復旧事業で弊害になっている実態があるというような報道がされていたと思うのですが、その認識は知っていますか。

## 〇議 長

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

私が把握している、承知している段階では、今回ご議論いただいておりますいわゆる原野 商法で売買をされた土地に対して、災害復旧等の工事を行ったということについては私は承 知しておりません。

## 〇議 長

菅敏範君。

## 〇菅敏範議員

その事例として、例えば、厚真町の胆振東部地震なんかでも大量な斜面崩壊があって、その災害復旧とかあるのですが、自然のダムの解消とか何かで、たまった土砂、それから汚水的なものの流出等を避けるためにいろいろな工事をするときに、そういう土地とかかわって、そのことがあるがために工事を着工できないような状況があるというようなことも多分言われていて、このことを思い出しました。

ですから、先ほど言われた生花地区の斜面崩壊と、これは僕は発生するとも断定できませ

んし、しないとも断定できないのですが、そういう状況があった場合にどうしても放置できないので、何らかの手立てを打たなければならないと、そういうときにこういう現地が非常に弊害になるのではないかということで、普段何かを買って備えればいいというものではなくて、これはひょっとしたら全く関与しなくてもいいかもしれないし、突然関与せざるを得なければならないという状況が起きるかもしれないという、非常に不確定要素も高いのですけれども、実際にはそこもきちんと把握をしておく必要があるのかなと思ってお話をしているところであります。

実は、僕は昔、国有林で働いていたときに館山地区で紋別川の周辺にこの分譲地が1カ所あります。営林署で林道を付けるときに、わからないで路線を設定して工事を始めようと思ったら宅地にぶつかったということで、一旦工事を中止して、その宅地の処理で多分本州の静岡県かどこかの人だと思うのですが、そこまでお邪魔をして恐る恐る行ったら何とか公認をさせてもらったと、お金はわかりませんけれども、60坪か80坪土地を全部を買うということで、金額については買った頃の値段にプラス登記の代金か何かぐらいで合意をしたような話は聞いていましたけれども、本当は端っこのほうだけ必要だったのですが、そんなことにならなくてそういうふうにして、話として、担当者はいい人に当たってよかったというような話をしていました。それがふっかけられたらもう全然どうしようもないというような状況であったと思います。

そういうふうに非常に弊害が出ることもあります。そういう実態がありますので、このまま放置されていても全く支障がないということがあるのかもしれませんが、将来、町のいろいろな開発の工事で山林だけではなくて、湿地だとか原野にそういう土地があって、何かおこすときに草地をつくるとかそういう場合に弊害になる可能性もありますので、いろいろな把握に困難な状況があるかもしれませんけれども、そういう災害の後始末、災害を防ぐための事前の施策の中でそういうことも発するということの認識をして、今後、この原野商法等で販売された数多くの土地の実態を常に把握をしながら、非常時の対策に備える対応をとっていくという考え方で町長、よろしいでしょうか。

### 〇議 長

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

今回、一般質問という形でこの問題を取り上げていただきましたので、私も改めて町内に こんなに多くの団地というような区画割りをされたところがあるのかなというのを改めて 認識をしたところでもあります。

私も職員時代に実は担当していたことがございまして、1カ所現地調査で見た記憶があります。

今後、今、議員がご指摘のとおり、災害等に当たっての対応等で所有者等々とも連絡はと らなければならない事態が想定されるということでありますので、当初の所有者の方につい ては私どもの地籍簿で把握をしておりますが、その方が今現在も所有しているかどうかにつ いてははっきりとした答えを持っていないという状況にありますので、所有者等々についても可能な範囲で把握に努めていき、災害等の対応についても迅速な対応ができるような、そういう手はずを今後とっていければなというふうに思っているところでもあります。ただ、把握していくという作業については、非常に困難な部分もあろうかなというふうに思っております。

## 〇議 長

菅敏節君。

## 〇菅敏範議員

先ほども言いましたように、今、町長の話を聞きましたので、思いとしてはそういう方向でぜひ進めていただきたいと思いますが、これが必ず弊害になるとも言い切れませんし、全くならないとも言い切れません。ただ、いろいろな話では不在地主の問題も含めて、聞いた話によりますと、例えば、音更町の住宅地の中の分譲地では、所有者が把握できなくて水道が通らないとか、何かそういうような事例もあって、住宅を建てられないとかという話も聞いた経験があります。

ここはそういう宅地になる可能性が非常にないということですから、それには関係ないかもしれませんが、地域の防災、そして経済活動に支障がないような形のことをぜひ考えていっていただきたいというふうに思います。

これで終わりますが、最後に今日は朝もお話がありましたが、東日本大震災の8年目の日であります。きょうは8年を経過した日でありますが、被災地の復興は進んでいるとはいえ、被災されていまだに被災前の生活に戻ることができない苦難の日々を過ごしている方々も多く、一日も早く安心して暮らせる日常生活を取り戻せることを願いながら、質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

#### 〇議 長

次に2番、齊藤徹君。

### 〇齊藤徹議員

よろしくお願いをいたします。

私のほうからは、役場庁舎の建築の進捗状況と関心のある入札について、4点ほどお伺いをいたします。

役場庁舎の建築のこれまでの進捗状況は、平成28年11月に役場庁舎耐震化検討業務を発注し、平成29年12月に庁舎建築検討委員会から答申をされております。平成30年9月と10月にプロポーザルの選定委員会において、庁舎や外構設備の建設のレイアウトについて、利用者の利便性や防災面を考慮。2点目、新エネルギーの導入や経済性を考慮した建設計。3つ目として、課題を具体化していくプロセスが明確等から設計事務所を高く評価し、設計業者が決定となっております。平成30年10月11日に住民懇談会を開催し、10月中旬ごろに建設設計業務委託契約を予定ということで、ここまでが住民に対する進捗状況の説明となっております。

その次の4点についてお聞きしたいと思います。

1点目ですけれども、10月中旬の建設設計業務委託契約から、今日までの進捗状況はど ういう状況になっているのか。

2点目ですけれども、今後、実施設計業務を進めていく中で、住民からの意見要望をどのような形で実施設計業務に反映していくのか。

3点目ですけれども、今後、設計業務を進めていく過程において、どのような入札方式を 考えているのか。従来方式なのか、それとも特記仕様書に書いてあるそういうことも含めて いくのか。

4点目ですけれども、これ3点目に関連しますけれども、平成30年7月に一般公開したプロポーザルの実施要領、特記仕様書において、「実施設計の段階で建設施工者が関わるECIの方式の導入を検討しているため、導入について承諾できること」と記載しているが、そのECIの詳細とメリット、効果、デメリット、課題についてこの4点をお伺いをいたします。

### 〇議 長

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

それでは、齊藤議員ご質問の「役場庁舎建築の進捗状況と入札について」お答えをいたします。

1点目の建設設計業務委託契約から今日までの進捗状況についてですが、10月29日に 建設設計業務委託契約を締結、その後、職員による準備チームを編成し、庁舎内のレイアウ トや設備、機能などについて検討を進めております。

新庁舎は、基本構想でお示しをした 2,500平方メートルを基準としていますが、改築に充当可能な補助事業の活用の可能性、維持管理コストを考慮した冷暖房設備などの検討、分散保管している書類等の管理スペースの確保、費用対効果からみた現庁舎の利活用の可否など、方針の決定に時間を要している課題もあることから、皆様に基本設計の概要をお知らせできるのは今月下旬ごろを見込んでおります。

2点目の住民からの意見要望の反映についてですが、先ほど申し上げたとおり、今月下旬 ごろに基本設計概要についての中間報告会を予定しており、同時に広報紙等を活用しながら 意見要望をお聞かせいただきたい考えております。

お寄せいただいた意見要望につきましては、行政庁舎としての機能確保を最優先に、住民 の利便性の向上や維持管理費を含めた財政負担の軽減なども考慮しながら、可能な範囲で設 計に反映をさせてまいりたいと思っております。

3点目の入札方式、4点目のECIのメリット・デメリットについてですが、今現在、工事発注の形式は確定をしておりません。

公共工事の品質確保の促進に関する法律では、入札及び契約の方法の決定に当たっては、 その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、適切な方法を選択することができる とされており、国土交通省が策定した公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドラインでは、ECIを含むさまざまな契約方法が示されております。

ECIは設計段階から施工者が関与する方式であり、そのメリットとしては、①設計団体から設計者、発注者に加えて施工者も参画するため、種々の代替案の検討が可能なこと。②施工性等の面から施工者の提案が受けられるため、設計変更リスクの減少が期待できること。③施工者が設計段階から施行計画を検討することが可能となることなどが挙げられております。

デメリットまたは留意すべき点としては、設計者と施工者の意見が異なる場合の調整や、 施工者の提案に対する採否判断を行う発注者の負担が大きいこと、施工者と設計者の責任分 担等を明確化する必要があることなどが挙げられております。

ECIを活用した場合、設計変更や資材費、労務費の高騰などによる施工段階での事業費不足の可能性が少なくなると同時に、施工者も一定の余裕を持って資材や人員確保を進められるという側面がありますが、全国的にも事例が少ないことなどから、どのような契約方式を採用するかは工事の難易度や地元業者の参入などを考慮しながら、引き続き、検討を進めてまいりたいと考えております。

## 〇議 長

休憩します。

休憩 午前11時36分 再開 午後 1時00分

## 〇議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

齊藤徹君。

### 〇齊藤徹議員

それでは午前中に引き続き、住民の意見要望の件と建設費用の件と入札の件の大まかに3項目について、それぞれ再質問していきます。

まず1点目ですけれども、建設設計業務の内容から建設に係る基本設計及び実施設計において、基本設計の期限、平成31年5月30日、実施設計期限、平成32年1月20日を基準としているのですけれども、これについては計画どおりに進捗しているのか、まずこれについてお聞きしたいと思います。

### 〇議 長

松木総務課長。

#### 〇松木総務課長

今の段階では基本設計の途中でございますけれども、仕様を固めるのが若干手間取ってお

りまして、一応5月末を目途に基本設計を上げるという基本方針は変わってございませんけれども、内容の詰めが想定よりも若干遅れているかなと考えているところでございます。

実施設計につきましては、今の段階では来年の1月というところでスケジュールの変更は なく進めたいなと考えるものでございます。

## 〇議 長

齊藤徹君。

## 〇齊藤徹議員

実施設計については一応32年1月20日までには基準としているのですけれども、基本 設計の段階では5月30日、住民報告会に対しては、中間報告を5月下旬に行うと先ほど答 弁いただいたのですけれども、詰めが大変苦労しているというのは、どの辺で、どの基本設 計の部門で苦労しているのかちょっと聞きたいのですけれども。

## 〇議 長

松木総務課長。

### 〇松木総務課長

何点かあるのですけれども、まず1点目の詰めなのですけれども、実は庁舎の改築を行いますというときに、調査設計業務を預けるときに、今の庁舎、何か使い道はあるかと、もし可能であればコスト的な部分も含めて考える中で、現庁舎の利活用もあわせて検討してほしいというところを言っていたのですが、現庁舎を耐震補強して、例えば1階部分だけ使うとなった場合に、15年、20年程度で多分だめになるのだろうというところにたどり着きまして、そうした場合にその15年、20年後にそこで使っていたものが新たに建てる部分、そういった経費の計算をしながら考えると、現庁舎は使えないのかなと。ただ、現庁舎を使わずに現庁舎ワンフロアで800平方メートルございます。実は、あわせてそこに防災備蓄的な倉庫をつくるとか、そういったイメージも持っていたのですけれども、そういったところ一旦白紙にして庁舎として必要最低限な面積を考えていくという中で調整に手間取っている部分が一つ。

2つ目が、冷暖房設備なのですが、実はこの平成30年度の国の補正予算の中で、地中熱の活用というような事業に対する補助率が4分の3まで引き上げになった経過がございます。それで、化石燃料を使うのか木質を使うのか、その新たなシステムではありますけれども、地中熱を使うのか、そういった議論の補助事業を使った場合、使わない場合、それからランニングコスト、初期投資のコストを全部ひっくるめて議論をしておりまして、そこについても最終的な結論には至っていないところでございます。

また、そのほかに外構の部分、例えば、今の庁舎を使わないとなると南からのアクセスを どうするとか、建物が北側に出るということで、役場庁舎の小学校側の道路とか空いたとこ ろのルート変更なんかも必要になると。そうすると、どういった形が一番利用しやすいのか というような議論が最終的な結論といいますか、皆さんに提案するところまでに至っていな かったので、スケジュール的な遅れが出ているというふうに考えているものでございます。 以上です。

## 〇議 長

齊藤徹君。

### 〇齊藤徹議員

わかりました。

それで住民懇談会の件ですけれども、今月下旬ごろに基本設計の概要について中間報告会を予定し、同時に広報紙等活用しながら意見要望聞いていきたいと、そういった答弁いただいたのですけれども、その後、実施設計の期限、平成32年1月20日末までの経過の中で、多分その中でも住民の意見の要望を聞いていくと思うのですけれども、例えば、町民、住民そして職員の意見と要望をどういった形で体制で聞き取りをしながらそれを実施設計に活かしていくのかということを聞きたいのですけれども。

### 〇議 長

松木総務課長。

### 〇松木総務課長

まず、最初の住民懇談会といいますか説明会の関係ですけれども、先ほどちょっと申し上げましたが、まだ皆様にある程度のものをお示しできるところまで基本的な考え方がまとまりつつあるのがここしばらくの話なものですから、もう少しお時間いただいて3月の下旬に基本計画の概要についてお知らせしたいと。それで、広報紙等を使って同時にお知らせできればいいのですが、もしかすると各公共施設にパースとか考え方とかをまとめたものを置いて、パブリックコメントを聞くようなイメージになるかもしれません。それは最終確定の部分と、手法と、どれが一番広く意見が聞けるかというところを踏まえて考えてまいりたいと考えています。

また、実施設計なのですけれども、基本設計がある程度固まりまして、実施設計を抜本的に変更するということは基本的にちょっと余り考えにくいといいますか、かなり難しい部分も出てくると思いますので、基本設計に対するご意見をまとめた中で、それに基づいて実施設計を進めていくという形になろうかとは思います。

ただ、基本設計を固めるに当たりましても、当初、皆様にお示ししたものよりも、例えば、外構であるとか住民の利活用の部分であるとかという部分でいきますと、町長答弁にもありましたとおり、まず、最初に何の機能が必要なのかというと、やはり行政庁舎としての機能だと考えてございます。行政庁舎の機能プラス費用の部分もありますけれども、プラスアルファで住民のご意見を反映できるのかと、そういった形で進められればいいなとは考えていますけれども、具体的なイメージとしては、まだどういった形で実施設計にどの程度まで反映できるのかどのタイミングまで反映できるのかというのは、まだイメージとして持っているものではございません。

以上です。

## 〇議 長

齊藤徹君。

## 〇齊藤徹議員

大体のことわかりましたけれども、その実施設計の最初の段階では、前半最初の3分の1 くらいは、ある程度は住民、職員等の要望等を入れながら、間取りだとかいろいろ検討して いけると思うのですけれども、その建設の基本コンセプトの「町の顔になり活力を高める新 庁舎」とか、庁舎の建設プロセスの「町民と的確な合意形成を図り、人が輝くまちづくり」 からも、できればある一定期間の中で、プロポーザルの選定委員会のように小委員会がいい のか今いろいろと考えていると言うのですけれども、また、いろいろな職種だとかジャンル を入れながら聞くというもの必要だと思うのです。

また、これだけではなくて、やっぱり各種団体とか任意団体もありますので、そういった 役員会定期総会とかあるので、そういった時間の前段の中でちょっと時間をいただいて説明 をして意見を聞くということもあるし、またホームページの中に建設にかかわる意見要望と いうことも、そういった開設も必要ではないかと思うのです。

今までの住民懇談会は、本当にこの間の3月にやった事例見ていましても、本当の少人数なのです。それだけで終わらせるというのは、それは本当に住民に伝わっているのかなと思うのです。そういったことで、いろいろ目先や手法を変えていくこともこれからは必要ではないかと思うのですけれども、それについて町長どうでしょうか。

### 〇議 長

酒森町長。

#### 〇酒 森 町 長

役場のいろいろな情報の発信の仕方、または町民の皆さんからの意見の要望の聞き取り方については、同僚議員からも先ほどご質疑をいただいたところでもありますし、いろいろな方法があろうかなというふうに思っているところでもあります。

役場庁舎の改築に当たっては、今までも可能な限り住民の皆様にも情報を提供しながらご 意見を伺ってきたつもりではおります。

今後、基本設計、実施設計という段階を経ていきますので、どういう形で意見を、また、 どういう形で私どもの情報を提供できる場を設けられるかというところは、議員がご指摘の とおりいろいろな方法があろうかと思いますので、今後もいろいろな方法を考えながら進め ていければなというふうに思っております。役場庁舎に限らず、私どもからの情報発信の場 の提供、またはあり方については、細かく丁寧に今後も進めていければと思います。

## 〇議 長

齊藤徹君。

## 〇齊藤徹議員

ぜひ、今までのやっぱり固定概念から少し外れて、特に今はやりのホームページでありますと、結構いろいろ書き込まれて前向きの意見も出るかもしれないし、逆に批判的な意見も

出るかもしれない。それはそれとして町民の意見なので、きちんと受けとめて進めていくこともやっぱり町民の声として大事なことではないかと思うので、そういうこともいろいろ変えながら進めていただきたいと思います。

それで、先ほど出ました新庁舎を補完する施設として1階の部分を残して防災備蓄とか書庫とかボイラーとか、利用可能か選定を調査させ、方向性を決定すると、最初の段階はそうだったのですけれども、今の課長の説明からもその辺もどうするか、残すのか、そういうことはそれは基本設計の最終的な段階までにははっきりするということでよろしいのでしょうか。

## 〇議 長

松木総務課長。

#### 〇松木総務課長

ご指摘のとおりでございます。基本設計の中で、現在の庁舎を使う使わない、そちらについては明確になることと思います。

#### 〇議 長

齊藤徹君。

## 〇齊藤徹議員

そうしますと、当初、庁舎全体に係る費用の中で、10月の住民懇談会では役場機能のみの場合で12億2,000万円の説明でした。それにそういった熱の木質だとか、例えば、1階の部分を使う使わないとなるとおのずと費用が変動出ると思うのですけれども、どのぐらいの差額が出るのか増えるのか減るのか、それについてわかる範囲でお願いいたします。

#### 〇議 長

松木総務課長。

#### 〇松木総務課長

住民説明会、もしくは当初ご説明申し上げました12億二千数百万円という話は、庁舎の 改築検討設計を行ったときの3年前のときの数字でございまして、例えば、労務費につきま しては平成30年から31年度に当たりまして3.7%上がる見込みであるとか、そういっ た形がもう既に報道等で取り沙汰されてございます。ですから、あのときにお示しした数字 は自然増が当然入っているものでございまして、今はもう少しかかるかもしれません。

また、庁舎の改築につきましては、28年の調査の中では解体全体で1億3,000万円 ということですから、多分今現在ではそれではおさまらないと考えてございます。

また、あの中には外構であるとか駐車場の整備であるとか道路の変更であるとかというのは、一切含めてごございません。そこはまだ最終確定していませんので、いくらになるかというところはなかなか言えないところでございますけれども、そういったものがプラスアルファになっていくと。

また、今現在、庁舎、基準面積は基準面積といたしましたが、冷暖房施設の入れ方によって機械数の大きい小さいというのも出てまいります。例えば、もし木質バイオを入れるとな

ると、チップの投入口からボイラーまでベルトコンベアーで動かすとかそういった部分でいきますと、その経費というのは通常の化石燃料を使うよりも当然割り増しになりますし、地中熱になると数億円という規模の試算となってございます。もちろんそれはコストと、いわゆる真水で出す部分と比較をしながらこれから定めていくところでございますけれども、そういったものを含めていくと。

それから、当然あそこに入っていなかったのですけれども、今現在この役場庁舎の上に北海道の防災用のパラボラアンテナ、これなんかも庁舎を改築する場合は自腹で付け替えなさいという形になれば、これもやっぱり何千万円という数字が出るのかなと。

そういった形で庁舎以外の数字については今まで全くお示ししていなかったのですけれども、庁舎の改築費以外の数字をある程度足してあげると、それなりの数字になるんだと、基本設計に固まって手法が固まらないと、大ざっぱな数字というのは言えないところではございますけれども、少なくても改築費で当初お示しした12億2,000万円よりは同じものをつくったにしても、自然増の部分でもう少し金額も上がりますし、外構、それから冷暖房のあり方、それから施設の移設費等含めると、数字というのはかなり膨らむのだろうとは考えています。

ただ、具体的にいくらと言われますと、今現在お答えできるものではございませんので、 基本設計の概要が固まるまでお待ちをいただければと考えるものでございます。

## 〇議 長

齊藤徹君。

## 〇齊藤徹議員

わかりました。

やっぱり町民、住民が一番知りたいのは、総額で自然に増える労務単価は3.7%になる し、そういった施設だとか外構だとかになるとおのずと工事施工管理費用も出てくるので、 町民一番知りたいのはそこなのです。

今、説明の中でそれなりの数字と言うのだけれども、全体のつかみ数字というのは多分 持っていると思うのです。もしそれがわかれば教えていただきたいのですけれども。

#### 〇議 長

松木総務課長。

#### 〇松木総務課長

個別の施設の、例えば、役場庁舎1階を残して補強したとき、もしくは役場全体を解体したとき、それから冷暖房を木質ボイラーを入れたとき、化石燃料でやったとき、地中熱でやったときという数字はあるのですが、外構について全く算定されていないのです。

それは施設の、例えば、冷暖房設備1つをとってもその機械スペースをどれだけとるか、 木質バイオを入れた場合はチップをどこから入れるかという外構についてのレイアウトイ メージが固まっていないものですから、そこを含めた全体という数字は今現在ちょっと申し 上げられないところでございます。 ただ、そのほかの、例えば、電算システムの移設に係る金、これは昔はこの役場庁舎を補強する場合に福祉センターに持っていったら1億円前後と試算していました、学習センターでも7,000万円と。いずれにしても、たった5メートルほど北に動くのですけれども、全体でみればやっぱり数千万円、システムの移動にかかってしまうというのもございます。それから、今現在の役場庁舎のサイズと改装は違うのですが、大ざっぱなイメージとしては同じでございますので、例えば、より執務スペースを効率的かつ場所をとらないイメージで考えた場合には、ある程度の備品の整理なんかも要りますので、既存の備品だけで賄えないもの、それからご覧いただけるとわかると思うのですが、机とか椅子とかもかなり老朽化しているものもありまして、今みたいなあんな大きなものではなくて、もっと効率的に座れる机に変えたほうが庁舎を効果的に使えるという部分もありますので、そういった備品関係についてもまだ数字がまとめられる段階ではないということでございます。

以上でございます。

## 〇議 長

齊藤徹君。

## 〇齊藤徹議員

原価のほうはわかりました。でも、やっぱり町民はそこに関心あるのです。例えば、今の移動費、主要備品とか結構係ると思うのです。それに防災無線のデジタル化によるとそれも数億円かかると言われているので、ひょっとしたら18億円、20億円、それを越えるかもしれない。でも、そういった全体数字をやっぱり町民は知りたいのです。それでその全体の建設費、経費が見えてくるのはいつごろに見えるのか、それはいつごろ町民に伝えられるのか、その辺ちょっとお願いいたします。

## 〇議 長

松木総務課長。

### 〇松木総務課長

3月下旬に中間報告会ありますけれども、私どもはそのときにこういった形でいきたいんだというご提案をさせていただくつもりをしています。外構について間に合うかどうかわかりませんけれども、例えば、冷暖房込みで冷暖房施設に関してはここで数億円のものを選んだ上で補助事業を使うと、手出しが1億円でおさまるよとか、そういった形で財源措置の後の純粋な負担も含めてお知らせしたいなと考えるものでございます。

実際、防災無線も先ほど別な一般質問でやられましたけれども、安ければ3億円、高ければ6億円、60年で8億円のところから60年で3億5,000万円程度、そういったさまざまな提案がありますし、いずれにしても今の庁舎に防災行政無線の基地局を置けないということがありますので、防災無線のほうが先に進みますので、どこかに仮置きした上で最終的に庁舎に基地局を移転するような形も検討しなければならないということでございます。ですから、防災無線を入れると20という数字を越えるような数字があり得るかもしれません。ただ、防災無線と役場庁舎に関しましては、財源措置等は全く別の制度で使えますので、

防災無線とはちょっと切り離してお考えをいただければと思うものでございます。 以上です。

### 〇議 長

齊藤徹君。

## 〇齊藤徹議員

わかりました。

それで今、防災無線の関係出たので、ちょっと防災無線と財源についてお聞きしたいのですけれども、平成34年11月だったか末までに現行の防災無線のアナログ回線が終了見込みとなるのですよね。庁舎の建築に合わせて、また、行政無線の設備更新デジタル化など災害時の情報伝達の手段の充実に努めると、そういうコンセプトを書かれていたのですけれども、新庁舎の建設の基本的な考えからデジタル化に向けて、先ほど言いましたように2億円から6億円といろいろ費用がかかってきます。そうしたら、この財源、過疎債、対策債、基金、一般財源どうなのかということをまず聞きたいのですけれども、この役場庁舎の建設基本構想から財源として起債、公共施設等の適正管理推進事業債、これ当初の説明の中では10億4,200万円、起債財源で4億800万円という表示をされたと思うのです。それはいろいろ変わってくると、当初の計画どおり行くのか。

それと、デジタル無線化によるそれの起債とか過疎債とか、それもまた別に発生すると思うのです。そうすると、そういうこと全体にあわせるとまた大きく変更されるのか、その辺の財源について心配なのですけれども、それについてお聞きしたいのですけれども。

#### 〇議 長

松木総務課長。

## 〇松木総務課長

先に防災行政無線のほうから申し上げます。

防災行政無線、34年11月に新たなデジタル化に切りかわらなければならないのですけれども、財源措置といたしましては、緊急防災減災事業債という起債制度がございます。その内容でございますけれども、起債の充当率は補助対象経費の100%、要は係る金全て借金で賄えるのかなと。今年度地方交付税措置が70%ございます。ですから、手出し3割で防災行政無線を整備できるというふうに、もくろんでいるところでございます。

役場庁舎につきましては、補強であれば緊急防災減災事業債は使えるのですけれども、今回改築という形になりましたので、市町村役場緊急機能保全事業という起債を充当いたします。こちらは事業費の90%が起債対象になります。残りの10%は各市町村の基金を使いなさいという指定がございます。交付税措置でございますが、起債対象経費、ですから、例えば、具体な数字を申し上げますと、例えば10億円かかったとして起債対象は9億円、1億円は基金で賄いなさいよと、それで交付税の措置は実は22.5%でございます。事業費の75%のうちの30%が交付税で措置がされるという起債でございます。

なお、備品等については対象になりませんし、職員数により起債対象面積も庁舎の全体面

積もおおむね確定いたしますので、過大なものについてはそこは単独でやりなさいよというような制限もございます。

実は庁舎と防災行政無線一緒にできればいいのですが、防災行政無線を庁舎改築にあわせてやるとなると70%の交付税措置のある起債ではなく、先ほど申し上げました22.5%の市町村役場緊急機能保全事業債を使いなさいという形になりまして、後年度に基地局の移設をしても全く別の事業として進めたほうが有利であろうという計算をしたものでございます。

また、外構等につきましては、必要な部分に関しては起債対象とはなってくるのですけれども、多分備品とか上の防災アンテナの移設とか、そういったものは記載対象外になってくるようなこと考えてございます。外構についても、実際役場庁舎のアクセス道路とかどこまでが対象になるのか具体な絵を持って、ここはこうしなければならないからこうなるんだという説明をした上で、起債担当の当局と議論した上でどこまでが対象になるかというのを詰めていく形になろうかと思います。

いずれにいたしましても、起債に関しては先ほど申し上げましたとおり、充当率が90%で10%部分は自己資金基金、必ず基金を使いなさいという形でございますし、交付税措置については22.5、ですから、4分の1弱の補助率というようなイメージで考えていただいて結構かと思いますけれども、そういったものを差し引きしながら最も有利な方法を考えていきたいと。例えば、先ほど申し上げました冷暖房設備で国の補正予算でついた事業を使うと4分の3の補助率で、残りの4分の1については起債が認められて、その起債の交付税措置率が50%というような形でございますから、実際8分の7補助されるような制度もあるわけで、そちらのほうと実際に負担する真水の部分を比較検討しながら、財源検討についてもあわせて協議を進めていきたいと考えるものでございます。

#### 〇議 長

齊藤徹君。

### 〇齊藤徹議員

今いろいろ説明されたのですけれども、建設に係る分の起債とかデジタルに係る起債とか暖房だとか、有利なものでなるべく手出しの少ない補助金における過疎債を受けるのをしたいと言うのですけれども、やっぱり町民は先ほど言いましたように、町長に聞きたいのは全体でそこの数字が知りたいのと、自分の町の真水、真水というか、純、自分の、要するに町民からいうと貯金をどれだけ崩すのかという、そこをみんな心配しているのです。いいものを建てるのはいいのだけれども、建てたら大変だし、そういったことでそういうことをきちんと住民にも説明していかないとならないのですけれども、そういうことをやっぱり早い段階でやっていただかないといろいろな話が飛び交うので、その辺町長にもしっかりやってお願いしたいのです。その辺どうでしょうか、町長。

### 〇議 長

酒森町長。

### 〇酒 森 町 長

役場庁舎の改築に当たってどのぐらいお金がかかるか、またはそれの財源がどうなっているかというところは、町民の皆様、多くの皆様、大変関心があるところかなと思います。

ただ、だからこそ精査された金額をお示しするということが、まずは肝要かなというふうに思っております。 2カ月前にこの金額言って、実はこうなった、ああなったというのは、やはりどうなっているのというところがおありかなというふうに思いますので、お示しできる段階で、精査された段階でお示しをさせていただきたいというふうに思っているところでもあります。

ただ、基本設計、または実施設計の段階でお示しした金額ですら、多分予算のときとは動くということは当然ありますので、そういうところもしっかりとどうして変わっているかというところも含めて説明をさせていただきながら、役場改築の事業に取り組んでいければなというふうに思っているところでもあります。

総体な金額がひとり歩きする傾向がありますが、その財源の内訳も後年次になりますが、 交付税等で充当される部分も含めて内訳等についてもしっかりと説明していく必要がある なということは感じているところでもあります。

#### 〇議 長

齊藤徹君。

## 〇齊藤徹議員

ぜひ、やっぱり町民、住民は、今回の学童保育所の件の積算で結構皆さん徐々に増えたり下がったり不安定だったのです。そういうこともあるものだから、住民もそこにすごく関心を持ってしまっているので、今、町長おっしゃったように、正確な数字が出た段階で早めに提示をしていただきたいと思います。

最後に、入札の関係にいきます。

入札、ECI方式の関係ですけれども、今現在では工事発注の形式は確定していないという答弁でしたけれども、庁舎建設設計業務特記仕様書にも予定入札ECI方式の導入を検討を記載していることから、設計業者、施行業者もECIも考慮しながら多分今も進めていると思うのですけれども、どの段階で入札を決定していくのか、それについてお聞きしたいのですけれども。

#### 〇議 長

酒森町長。

#### 〇酒 森 町 長

役場庁舎の改築に当たって、入札方式の検討もあわせて進めているところでもあります。 管内の自治体でもこの方式を取り入れて、今、役場庁舎の改築を進めている自治体もござい ますし、府県でもこの方式で取り組んだ自治体があるということで、そちらのほうからも情報の収集をしているところでもあります。

この方式でのメリット・デメリットについては、先ほど答弁の中で回答させていただいた

ところでもありますし、いい点、またはやはり新たな入札方式ということで、課題もあるかなというふうに思っているところでもあります。大樹町でこのプロポーザルで行うときにこういうことも検討しますということで、今回プロポーザルをさせていただきました。

最終的な判断の時期といたしましては、基本設計を固める31年、今年の5月を目途にそれまでには遅くともどういう方式で入札を行っていくかというところは、しっかり決めていきたいなというふうに思っているところでもあります。

いろいろな方と情報を共有しながら、今、どういう方式でやっていくことが大樹町の庁舎 の改築に当たっての一番いい方法かというところを今、検討しているところでありますの で、しかるべき時期までにははっきりとした答えをお示しした上で、実施設計、またはそれ 以降にある入札のほうに臨んでいければと思っております。

#### 〇議 長

齊藤徹君。

## 〇齊藤徹議員

今の町長の答弁で、しかるべきということは、ある一定の適当な時期が来たときに示すのだろうと思うのですけれども、仮に入札、建設コスト、工事の短縮を目指す契約方式ECIを5月以降にもし取り入れた場合、どのような工程で入札、契約、工事着工を運んでいくのかと、その辺ちょっと関心あるのですけれども、お願いします。

### 〇議 長

松木総務課長。

## 〇松木総務課長

仮にECIを使った場合でございます。

ECIは、設計会社、発注者、そこに実際に施工する者が入ってくる形になります。それであわせて実施設計を進めていって、実施設計を固めて実際に施工をお願いするという形になるのですが、実施設計を固める段階ではECIに参加する施工者側、こちらについては工事の発注ではなく、あくまでも協力金的な報奨金的なアドバイス料という形での予算の執行になることになります。

それが実施設計に動いてすぐなのか、ある程度時間を持って進めるのか、設計者が実施設計を固める、施工者がその設計に対して施工する立場として、施工する側から見た意見を入れてそれを反映させていくという形になるわけでございまして、そこで初めて最終的な実施設計に基づく予定価格といいますか、工事のもくろみ価格が出てまいりますので、そこを固めて、その後に実際の工事のほうの契約にはなるのだろうと思っています。

場所によってはあらかじめ、例えば、10億円でつくるために協力してくれというような募集の仕方をするところもございます。その10億円でおさめるために設計変更するとか施工のやり方を変えるとかという部分で、そこを判断するためのかなり専門的な知識を持った人が行司をしないと固まらないというような部分もございます。

私どもは、目標金額というのは当然出しますし、基本設計の出た金額をベースにそれを下

回るように努力はしていくわけでございますけれども、設計と施工が、例えば、ここは今高いけれどもランニングコストがすごく安くなるんだとか、そういった提案が採用できればとも思いますし、ですから、あらかじめ工事の限度額を示した上でやるというイメージではなく、実施設計を進める中で、おのずと出てくる金額をベースに、その金額をもって実際の発注にいけるのかなと考えています。

ですから、とりあえず当面はまだ協力金という形で設計の中に参画していただいて、それを練っていくという形になろうかと思います。実際発注時期でございますが、実施設計が来年の1月いっぱいという形でございますけれども、多分31年度中に予算措置をして発注ということはございませんので、32年度に発注するような形になろうかと思います。もちろんECIを組んでいる場合は、施工会社のほうはもう実施設計の途中から各種準備を進められるのですけれども、いずれにしても正式な発注というのは32年度になるのかなと考えるものでございます。

## 〇議 長

齊藤徹君。

## 〇齊藤徹議員

設計段階から進めていくと、発注者と施工者内では技術協力委託金契約を結んでいかなければならないのですけれども、そういった形で進めていくのですけれども、そうしたら地元企業が今Aだか特Aなのですけれども、そういう人らは単独ではできないのですよね。建設は、多分。金額がでかいので。そうしたら、地元企業はこのECI方式の中に入札の中にどうやって同じテーブルの中に乗っていけるのか、それとも企業体なのか、それとも企業体の下の孫請けになってしまうのか、その辺が結構我々も心配なのですけれども、地元企業がECI方式を取り入れた場合にどういった形でそれに参画していけるのかちょっと聞きたいのですけれども。

## 〇議 長

松木総務課長。

## 〇松木総務課長

ECIに限ったことではないのですが、私どもの町、おおむね2億円以上の建設工事につきましては、共同企業体を組んで申請してくれというようなお願いをしてございます。今までにない規模の学習センター、病院に次ぐぐらいの規模の工事になろうかとは思いますので、同じくやはり共同企業体を組んでくれというお願いになるのだろうと考えてございます。

それで、地元企業の参入の方法なのですが、実際に共同企業体を求めるという形にした場合は、各企業のおつき合い並びにご協議の中で共同企業体を組んで申請していただいた経過もございますし、それがEСIになったからといって共同企業体の組み方が激変するものでは多分ないのだろうと。ただ、一つ違うのは、施工者というのが建築主体、設備、機械、そういったものの共同企業体の共同企業体みたいな形になるものですから、そこの部分を除け

ば1つ1つの建築主体に共同企業体、設備の共同企業体、そういったもの構築するのは従前 の流れの中で編成していただけるものだと考えています。

もちろん私ども地元の企業というのは、当然地元にお仕事をとっていただきたいと思いますけれども、さすがに公共事業でございますし、規模も大きいですし、やはり実績を見てある程度の資格の縛りなんかも含めた中で共同企業体を組んでいただいて、そこに参画していただくというような流れを考えるものでございます。

#### 〇議 長

齊藤徹君。

#### 〇齊藤徹議員

共同企業体を組むのもいいのだけれども、例えば、大樹の業者が全部その企業体に入って みんなが救われるのならいいのだけれども、やっぱり乙と甲があって、その中に拾われな かったら結局はだめなのです。厳しいのかなと。今の状況では、地元企業がなかなか今の工 事にECI方式に参入していくというのは厳しいのかなと私は思っているのです。

それでECIを取り入れた場合、建設設計の段階から施工者が参画して施工の実施を前提として設計する設計に対する、先ほど説明されたのですけれども、技術協力を行い、技術協力と見積もりを始める前に発注者と施工者は技術協力委託契約を結ぶとともに、基本協定書を交わしていくのです、そこで。実施設計完了後に施工者は価格を交渉し、それに合意に至った場合には発注者、大樹町と契約を結ぶことになるのです。それが簡単に言ってしまうとECIの契約の方式なのです。そうすると、発注者と施工者の間に、先ほど言いました技術協力委託契約を結ぶ場合には、さっき言いました協力金というかアドバイス金というか、そういうものはおのずと発生すると思うのですけれども、その発生する契約の金額がどれぐらいになるのか、その金額の妥当性が正しいのか、100万円なのか500万円なのかわからないけれども、その判断基準ってどこにあるのか、その判断基準は誰がするのか。

また、ECIを進める中で、双方でかなりの事務量だと思うのです。知識もいるし。そういった中で工事を進めていく中で、工事施工管理費というのですか、一般的には述べ床面積のパーセントテージでいくので大体それで管理費用が決まるのですけれども、上限では20.03%、下限では10.01%ぐらいだと記憶しているのですけれども、その工事施工管理費ってそれも増額にならないのかというの、その辺ちょっと気になるのですけれども、それについてお願いいたします。

## 〇議 長

松木総務課長。

# 〇松木総務課長

協力金といいますか、施工者に対する協力謝礼といいますか、委託業務の部分ですけれども、基準はやはりその業務に関して技術者がどれぐらい出てくるかというようなイメージから出るのだと思います。

実際私どもお話を聞いているのは、例えば、芽室町であるとか府県のある市であるとか、

500万からもう少し上ぐらいまでの数字でございます。多分それも専門技術者が入ってきてどれぐらいの意見を何人区で何日やったよというような部分から入っているものと考えてございますし、私どもが実際にその金額をはじくときもそういう形になるのだと考えてございます。

また、施工管理費に関しましては、率、私は何%から何%かわかりませんけれども、実施設計が終わった後の事業費の一定率でございましょうし、同じように技術者の人数であるとか実出役人数であるとか、そういったものを積算された中で適正な数字がはじかれるものと考えるものでございます。

#### 〇議 長

齊藤徹君。

#### 〇齊藤徹議員

契約金、技術協力金というのは、多分通常の共同企業体で組むよりは、お金は膨らんでいることは事実です、契約金出るのだから。多分通常よりは100万円増えるのか500万円増えるのかわからないけれども、やっぱり増えるのです。

そうすると、最後に町長に聞きたいのですけれども、これを取り入れた場合、今までの再 質問の課長なりの答弁の説明からも、かなりの職員の事務量と高度な知識が要求されるので す、これは。大変なことなのです。

今現在、先ほど町長も言いましたけれども、十勝管内では1町村、ECI方式を進めているのだけれども、それは従来のECI方式ではないのです。変則的なのです、特殊なのです。それはなぜかというと、地元企業が参入、参画しやすいようなことをベースにしながら特殊な方法で進めているのです。そういうふうに私は聞いているのですけれども、それで去年の7月に公表してからわずか6カ月の間でECI方式を熟知することは、私は職員も地元企業もまだまだ知識不足だし、もっと高度な勉強していかないと知識を深めていかないと、これは多分職員に対しても大きな負担になると思うのです。まだ学童もきちんと決まっていない段階なので、そういったこと考えると学童保育所の建設の積算の反省からいっても、答弁で工事を発注の形式は確定はしていないと言っているのですけれども、私ここでは従来方式の入札方式がECIよりは妥当ではないかと、従来どおり進めていただきたいなと私は思っているのですけれども、最後に町長の考えを聞いて終わりたいと思います。

## 〇議 長

酒森町長。

#### 〇酒 森 町 長

今回、役場庁舎の改築に当たって、入札の方式でECI方式の導入も検討しますよということでプロポーザルの中で提案をさせていただいたところでもあります。

ただ、先ほどから私、そして担当の課長のほうからも答弁をしておりますが、ECI方式 ありきで進んでいるという思いは全くありません。ただ、管内で、そして府県でもこういう 形で新しい入札の方式で、庁舎とか公共施設を改築していく、建設を進めているという動き がもう既にありますので、それがどういうものなのかということをやはり検討すべきことは 私は大事なことだと思います。

役場の庁舎を建てるということは、町にとっても大きな取り組みでありますので、入札の 方法、または施工のあり方等も含めて、検討すべき事項ではあるかなというふうに思ってい ます。

ただ、答弁でも申し上げているとおり、メリット・デメリット、課題、問題点等々あるのも十分承知しておりますし、調整等で職員にも負荷をかける等ということもあろうかなというふうに思っているところでもあります。そういう全体的なことを考えながら、あとは大樹町としての業者の皆さんへの入札に参加するあり方も、正直に言いますけれども、うちはうち、よそはよそでありますので、それは今までの私どもが取り組んできたそういう思いというのはしっかりこれからも踏襲していきたいというふうに思いますので、新たな入札の方式として、今、取り入れている自治体がある方式に対して、うちの町としてなじむかどうか、うちの町がこれが入札の方式として導入するのがいいか悪いか、そういうところも含めて検討している最中でありますので、先ほど申し上げましたとおり、基本設計が固まる段階までには入札の方式等についても町の考え方をお示しをできればなと思っております。

#### 〇議 長

齊藤徹君。

## 〇齊藤徹議員

これ以上話しても、私はしないほうがいいと思っていますし、町長はいろいろなことを事例を参考にしながら自分の町のやりやすい方式を取り入れたいということでわかりました。それで最後ですけれども、この庁舎が建つと約50年、半世紀使っていく公共施設ですから、シンプルでランニングコストのかからない建設を町民は求めていると思うのです。また、まち・ひと・しごと創生からも実施設計段階からも、町民、住民が一人でも多く意見・要望かかわっていくことが大切だと思うのです。今までの説明会とかいろいろやったのですけれども、やっぱり固定概念を変えていかないと、また目先や手法を変えながら利用しやすい庁舎、そして人に優しい庁舎など、住民サービスの充実した新庁舎になることを実施設計建設に当たって期待して、これで一般質問を終わります。

## 〇議 長

休憩します。

休憩 午後 1時47分 再開 午後 2時00分

## 〇議 長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、8番安田清之君。

### 〇安田清之議員

先に通告いたしました学童保育・児童館建設について、町長にお聞きをいたします。

本年度30年度には新しい学童保育ができる予定でございました。しかしながら、児童館含めてできなかったということがあります。これにはどういう理由が、我々も議員協議会等々でいろいろなお話を承っております。しかしながら、最終結論というものはきちっとお示しをいただいておりません。町長には本当に苦しい思いをしているのだろうというふうに思いますが、これは町長になった以上、試練であるのかなというふうに思っております。我々も今期4年最後の一般質問を皆さんいたしました。これが最後です。少なくても、次の選挙には新しい方、また町長も新しい方になるのかどうかということがございますので、ここで我々の責任も含めて町長に2つのことをお聞きいたします。

現在の状況に至った経過と、学童保育が不落になって、その中身、きちっとしたものが精 査、実施設計まで来たのかどうかということをお聞きしたい。

それから、今後、学童保育建設に当たっては、どういう状態、何年にどういうふうにというようなことがあるのかどうか、2点お聞きいたします。

## 〇議 長

酒森町長。

### 〇酒 森 町 長

安田議員ご質問の「学童保育所・児童館建設について」お答えをいたします。

1点目の現在の状況に至った経過についてでありますが、昨年5月の学童保育所・児童館 建築本体工事等の指名競争入札において、入札参加者からの入札辞退の申し出により、関連 する工事を含め入札を中止いたしました。

その後、町及び設計事務所等とその原因についての調査を行ってきましたが、主なものと しては、設計図の不備や設計図間の不整合等により、当初の設計金額とに乖離が発生したも のと考えております。そのことにより、入札辞退に至ったものと受けとめております。

次に、2点目の学童保育所・児童館の今後の計画についてでありますが、本年度の建設がかなわないことから、関係予算については昨年の定例第4回町議会において、減額をお認めいただきました。

したがいまして、学童保育所・児童館の建設につきましては、役場庁舎の建設を最優先させたいと考えており、一旦白紙にさせていただき、学童保育所の必要性については十分に認識をしておりますので、実施の時期、整備の内容等を含めて最善を尽くし、改めて検討してまいりたいと考えております。

設計事務所の主宰であります隈研吾氏から、私宛てに親書をいただきました。大変ご迷惑をかけたこと、深く責任を感じていますと記されておりました。さらに、自身が手がけた建物を大樹町に残すということを切望されており、これまでの縁をこれからも大切にしたいとの願いも述べられておりました。

成果品の扱いについては、さらに一部修正が必要でありますが、今後どのようにするかに ついては熟慮してまいりたいと考えております。

今年4月の開園を楽しみに待ち望んでいた児童、生徒の皆さん、そして保護者、議会、関係団体等の方々に対し、改めて深くお詫びを申し上げます。

### 〇議 長

安田清之君。

#### 〇安田清之議員

町長、苦しい胸の内をお話をいただきました。私は、憤りは大樹町に覚えておりません。 現実的には設計事務の隈研吾事務所、この責任は重いというふうに私は思っております。な ぜなら、現実的に今でも成果品が一部修正というようなことが起きてはならない、世界的な 設計事務所がこのような小さな町だからと安易に考えてやったのかなと、なおかつ、さらに 我々と縁を残したい、これは向こうの思いですからそのとおりだろうというふうに思いま す。しかしながら、これにはやっぱり住民として私たちも憤りを感じるところであります。 何らかのやっぱりことがあるのかなというふうに思います。

それで、現実的に町長はここで胸の痛いところ、本当に苦しい思いでお話をしたのだろうというふうに私なりに理解をいたしますが、白紙ということをはっきり今述べていただきました。それが最善だろうなと私も思います。これだけぐだぐたすると、我々自身も含めて町民皆さんも本当に苦しい思いをしたのだろうなと、よく言っていただいたなというふうに敬意を表するところであります。しかしながら、子ども達の願いというのは町長も語っているとおり、必要なのだろうと、この時期も必ず来るのだろうというふうに思います。

しかしながら、この成果品もまだ出ていないのかどうかひとつお聞かせを、一部修正ですからまだ完全にはできていないのだろうというふうには思っております。これはいつ出てくるのか。我々としては、隈研吾事務所には金額お支払いをもうしております。この扱いはどうなされるのか、そういうものも含めてお聞かせをいただければありがたいかなというふうに思います。

## 〇議 長

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

ただいま質疑の中で2点ほどご質疑をいただきました。

成果品の今後の見込み等については、後ほど副町長から答弁をさせていただきたいと思います。

今回、先ほども答弁の中で私のほうから発言をさせていただきましたが、隈研吾氏から親書をいただいたところでもあります。ただ、今回の学童の設計に当たっては、私も非常に残念だなというふうな思いも持っておりますし、こういう顛末になったということについての責任を感じているところでもあります。

設計事務所、または隈研吾氏からも、今回の設計に当たっての設計事務所としての責任の

取り方についてのご発言もあったということであります。今後どういう形でその責任の取り 方を進めるかというところは、今現在、設計事務所のほうと協議を進めているところであり ますので、今月中には、しかるべき形でお互いの合意の上でそういう形をとれればなという ふうに思っているところですので、今しばらくお時間をいただければなと思っております。 成果品の関係については副町長のほうから答弁願います。

## 〇議 長

布目副町長。

## 〇布目副町長

最終的な成果品の形の納品時期でございますけれども、先般も私もちょうど設計事務所の 社長とお話しまして、当面の直しのスケジュールも確認をさせていただいたところ、3月末 には、またこちらに来て構造的なことも含めてまだ少しあるものですから、そこらをきちっ とまた打ち合わせをしながら臨んでいきたいと、こういうご発言の連絡もいただいておりま す。その後、どのぐらいかかるのという話もいたしましたけれども、明確に、ではいついつ までというところ、まだちょっと実は至っておりませんけれども、2月、3月ぐらいはかか るかなというお話もその中でしたところ、なるべく早く整理をして修正してきちっと訂正を したいと、こういう話もございました。2、3カ月の話は確定的な話ではございませんので、 今月来られたときにまた私もご同席をさせていただいて内容をきちっとして、いつごろ最終 的な形で来るのかということも打ち合わせをさせていただきたいというふうに考えており ます。

## 〇議 長

安田清之君。

## 〇安田清之議員

現実的に成果品がまだできていないと、これ以上話してもしようがないだろうというふう に思いますが、その件はその件として置いておいて、やはりこれは一般常識から考えると、 まずお願いをしたところが間違ってしまったなと私は思っております。この責任は町長、副 町長、また我々含めてあるのだろうというふうに思っております。

一般常識で考えると、設計が間違っているなんていうことはあってはならない、これには 必ずペナルティーが普通はあると、だって施工できなかったのです、うち。建設できなかっ たのですよ、要は。この責任は重いですよ、この事務所は、現実的に。いただいたものを見 れなかったうちの職員ではなく、町長、副町長、この問題もあります。きちっと精査ができ なかった、この問題はあります。しかしながら、やはりプロとして預かって設計をするとい うことはどれだけ重いかと、これは信用問題です、現実的に商人でいきますと。二度とこの 業者は使わない。私は使う必要もないと思っていますから。大樹みたいな小さなところは相 手にしなくてもいいというような形なのだろうと、我々は隈研吾さんとお会いしたことは私 自身はありますが、別なお付き合いがあるわけでもございません。それによって何かメリッ トがあるわけでもありません、現実的に。だから、町長が白紙と言われた以上は、次は隈研 吾事務所を外す考えがあるかどうかだけお聞きしておきます。

### 〇議 長

酒森町長。

### 〇酒 森 町 長

今現在設計を進めております、建築がかなわなかったものの成果品については、これからもしかるべき段階で早い段階で成果品としてお納めいただけるものだなというふうに思っております。

また、学童の建設に当たっては、先ほど時期としては一旦白紙、今の計画自体も白紙にさせていただくということでありますが、その成果品をどうするかというところはこれから検討すべき課題かなというふうに思っているところでもあります。

いまいまこれから何年後に学童施設をつくれるかというところは明言できませんが、その 段階において、ふさわしい学童のあり方というのはあろうかというふうには思いますので、 その段階でこの成果品をそのまま建てることがいいのか、または新たな役割を持った学童施 設としてその時代に合ったものをつくっていくのか、規模等も含めてですが、そういうこと を検討していくということで進めていければなというふうに思っているところでもありま す。

今現在、この次の建設に当たっての方針がはっきり明確になっていないということでありますので、今回設計をお願いいたしました事務所の方に再度お願いをする、または全くご依頼すらしないというところについては、これからの検討の中で考えていければなと思っております。

#### 〇議 長

安田清之君。

#### 〇安田清之議員

現実的に成果品はいただきますよと、それをしっかりと検討をし、次の学童保育・児童館 建設の役に立てたいという思いはしっかりと受けとめました。しかし、どこへ頼むかという ことも明言を町長はいたしませんでしたが、多分、町長もここで任期終わりますから、次の 人に委ねる格好になるのだろうと、その人の判断になるだろうというふうに思っておりま す。

しかしながら、町長、大変言いづらい言い方をいたします。やっぱりこの責任は町長と副町長にあると思っています。少なくても、何らかのみそぎしていただかなければならないかなと私自身思っております。その検討はお考えあるかどうか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

### 〇議 長

酒森町長。

#### 〇酒 森 町 長

今回の学童の建設の事務事業に当たって、平成30年の定例第4回において当初予算でお

認めいただいた関連の予算の減額をお認めいただいたところでもあります。また、入札がかなわなかった、着工がかなわなかったということの責任も含めて12月に条例提案をさせていただき、私と副町長、私どもの思いも含めて給料の減額をさせていただいたところでもあります。

今、まだこの事務事業については最終的な決着と申しましょうか、終わりを迎えてはおりませんが、成果品は納めていただくこと、また、今年度中に今月中に相手方とのしかるべきことをお互いの合意の上で成立した時点で、おおむね決着できるかなというふうに思っているところでもあります。

今回建設に至らなかったことについては、本当に心からお詫びを申し上げたいというふう に思っておりますが、さらなる私どものけじめのあり方等については、今現在は具体的な考 えは持っていないということでお答えをしたいと思います。

## 〇議 長

安田清之君。

## 〇安田清之議員

私、質問したときはまだ明確な答えがありませんでした。ですから、私は町長の任期が終わる今年度4月30日で終わりますから、これが3月定例議会ということになります。我々がここへ集まる時間もあと一、二度あるかどうかでございます。しっかり副町長、町長胸に手を当ててお考えをいただきたいというふうに思っております。それ以上は私がこうしなさいということは言いません。少なくても上に立つ者は責任をとらなければならない立場にいるということだけはご理解をいただきたいと思います。どの会社でも、やっぱりミスを犯したら少なくても退陣するなり、減額するなり、何らかの形をとります。この学童保育は私が一般質問をさせていただいたときは、まだ判断するかどうか、ベストかしっかり考えたいということで、今日初めて白紙というお言葉が出ております。そこでやっぱりこれはきちっとした形を、町長ねと。町長も立起をする以上は、きちっとみそぎをしましょうと、我々もみそぎをしなければならない。そのとり方は個々の人の考え方です。

しかしながら、住民はそうは思わないかもしれないということで、お考えをいただけるようお願いをしておきます。ただ、子どものことですから、白紙にしたからもう考えないということにはならない。次の町長になる方が、またしっかり考えるのだろうと。それでいい方策をということを町長言っていただきました。いろいろ時代は変わります。新しいものが出てきて、それと整合性がとれるかどうかゆっくりご検討いただいて、子どものためにこの児童館が早くできるようお願いをして、私はこれ以上お話をしても隈研吾事務所からは、まだきちっとした成果品も出ていないということですから、これ以上もうやる時間ももったいないなと思っております。少なくても、我々協議会には何月、何月と説明をいただいたが、それはずっと延びてきて今まで、今現在も延びているわけでございます。しかしながら、これを人の足を引っ張るばかりが議会ではありません。大樹の発展のためにどうするか、町長しっかりあと1カ月半、頑張ってお考えをいただきたいというふうに思っておりますので、

どうかよろしくお願いを申し上げます。

最後、議長、4年間定例議会最後を務めさせていただきました。ありがとうございました。 終わります。

# 〇議 長

これにて、一般質問を終了いたします。

本日、東日本大震災の発生から8年目を迎えようとしています。この震災で命を奪われた多数の方々の無念の思いとご遺族の皆様の深い悲しみを思いますと、哀惜の念に耐えません。

この震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意を表すべく、発生時間前ではありますが1分間の黙祷をささげ、ご冥福をお祈りいたしますので、皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

(黙 祷)

# 〇議 長

ご協力ありがとうございました。

## ◎散会の宣告

## 〇議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時23分

# 平成31年第1回大樹町議会定例会会議録(第4号)

## 平成31年3月14日(木曜日)午前10時開議

## 〇議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 平成31年度予算審査特別委員会報告
- 第 3 議案第 17号 平成31年度大樹町一般会計予算について
- 第 4 議案第 18号 平成31年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定) 予算について
- 第 5 議案第 19号 平成31年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 6 議案第 20号 平成31年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 7 議案第 21号 平成31年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 22号 平成31年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 9 議案第 23号 平成31年度大樹町水道事業会計予算について
- 第10 議案第 24号 平成31年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算につい て
- 第11 議案第 25号 平成30年度大樹町一般会計補正予算(第9号)について
- 第12 委員会の閉会中の継続調査について

## 〇出席議員(11名)

 1番 船 戸 健 二
 2番 齊 藤
 徹
 4番 松 本 敏 光

 5番 西 田 輝 樹
 6番 菅 敏 範
 7番 髙 橋 英 昭

 8番 安 田 清 之
 9番 志 民 和 義
 10番 福 岡 孝 道

 11番 柚 原 千 秋
 12番 鈴 木 千 秋

## 〇欠席議員(1名)

3番 杉 森 俊 行

## 〇地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町	長	酒	森	正	人
副 町	長	布	目	幹	雄
総 務 課	長	松	木	義	行
総務課参	事	林		英	也
企画商工課長兼地場産品研究センター所長		黒	Ш		豊
住 民 課	長	鈴	木	敏	明

保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 井 上 博 樹 尾田認定こども園長兼学童保育所長 農林水産課長兼町営牧場長 瀬尾裕信 建設水道課長兼下水終末処理場長 髙 橋 教 一 会計管理者兼出納課長 瀬 尾 さとみ 伊 勢 厳 則 町立病院事務長 特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長 明日美 由 香 <教育委員会> 教 育 長 板谷裕康 学校教育課長兼学校給食センター所長 和田 司 社会教育課長兼図書館長 村 田 修 <農業委員会> 農業委員会会長 鈴 木 正 喜 農業委員会事務局長 水 津 孝 一 <監査委員> 代表監査委員 澤尾廣美 〇本会議の書記は次のとおりである。 議会事務局長 小 森 力

主

査

真 鍋 智 光

## ◎開議の宣告

## 〇議 長

ただいまの出席議員は、11名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員指名

## 〇議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

8番 安 田 清 之 君

9番 志 民 和 義 君

10番 福 岡 孝 道 君

を指名いたします。

## ◎日程第2 平成31年度予算審査特別委員会報告

## 〇議 長

日程第2 平成31年度予算審査特別委員会報告を行います。

去る3月7日の本会議において、予算審査特別委員会に付託いたしました、議案第17 号平成31年度大樹町一般会計予算についてから、議案第24号平成31年度大樹町立国 民健康保険病院事業会計予算についての8件の審査が終了しておりますので報告を求めま す。

予算審查特別委員会委員長、松本敏光君。

### 〇松本敏光予算審査特別委員長

予算審査特別委員会の審査報告を行います。

平成31年第1回定例会において、本委員会に付託されました事件は、審査の結果、下 記のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。

- 1、委員会開催日、平成31年3月12日から13日。
- 2、事件及び審査の結果。

事件番号は、議案第17号平成31年度大樹町一般会計予算についてから、議案第24号平成31年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算につきまして8件であります。

この件の審査結果につきましては、8件全て可決としました。

以上、予算審査特別委員会は別紙のとおりでありますので、報告をいたします。

### 〇議 長

報告が終わりました。

予算審査特別委員会は、議長を除く全議員により構成されていますので、委員長報告に 対する質疑は省略いたします。

### ◎日程第3 議案第17号

### 〇議 長

日程第3 議案第17号平成31年度大樹町一般会計予算について、討論を行います。 討論はありませんか。

志民和義君。

#### 〇志民和義議員

ただいま提案されております、平成31年度大樹町一般会計予算に反対の討論を行います。

総務費、徴税費、賦課徴収費の十勝圏複合事務組合滞納整理機構への支出でございます。日ごろから滞納整理に町職員の皆さんが力を合わせ、高い収納率を上げております。 私は町民の問題は、町の職員で解決していくことが重要だと考えております。町民、住民の事情をよく知る町職員にそれを担う力を備えていると認識しています。

そのことから、滞納整理機構に回すことなく、職員で徴収すべきと考えて、本予算案に 反対をいたします。

#### 〇議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

柚原千秋君。

#### 〇柚原千秋議員

議案第17号、平成31年度大樹町一般会計予算案について、賛成の立場で意見を申し上げます。

本予算は、選挙を控えての骨格予算ではありますが、安全安心な住民生活のため、町道 改良舗装工事や橋梁の修繕、町営住宅の建設、災害時の体制強化のための役場庁舎建設や 防災行政無線デジタル化に係る設計業務のほか、産業や経済の活性化、教育支援に係る予 算が計上されております。

一方、財政の健全性においては、昨年に引き続き財政調整基金からの繰り入れを計上しているものの、地方交付税や税収の増収により繰入額は減少しており、また地方債においては、起債借入額が償還元金を下回り、償還額も減少していることなどから、持続的な財政運営に配慮した姿勢が認められ、十分に評価できるものと考えます。

以上のことから、平成31年度大樹町一般会計予算は、住民要望に十分応えられる内容であると考えますので、本予算に賛成いたします。

## 〇議 長

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

## 〇議 長

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第17号平成31年度大樹町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

#### 〇議 長

起立9人、起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第4 議案第18号

## 〇議 長

日程第4 議案第18号平成31年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第18号平成31年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

## ◎日程第5 議案第19号

# 〇議 長

日程第5 議案第19号平成31年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

志民和義君。

## 〇志民和義議員

ただいま提案されております、平成31年度後期高齢者医療特別会計予算案に反対の討論を行います。

この制度は発足当初から高齢者を区別することになると批判が多く、それまでの老人保険制度でよかったと考えております。あえて議会まで設けて行う必要はないと考えて、本予算案に反対をいたします。

## 〇議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

船戸健二君。

## 〇船戸健二議員

ただいま議題となっております、議案第19号平成31年度大樹町後期高齢者医療特別 会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中で、国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療費を安定的に賄うための医療制度として、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築された制度です。

北海道では、道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、11年を経過し、安定した事業運営が行われています。

後期高齢者医療特別会計における町の事務としては、保険料の徴収、対象者の加入・脱 会の届出、保険証の引き渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところであ ります。

本会計においては、事業を円滑に進めるための適正な予算編成がされているところでありますので、本予算に賛成いたします。

## 〇議 長

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

## 〇議 長

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第19号平成31年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

### 〇議 長

起立9人、起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第6 議案第20号

## 〇議 長

日程第6 議案第20号平成31年度大樹町介護保険特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第20号平成31年度大樹町介護保険特別会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

## ◎日程第7 議案第21号

# 〇議 長

日程第7 議案第21号平成31年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について、 討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第21号平成31年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

## ◎日程第8 議案第22号

## 〇議 長

日程第8 議案第22号平成31年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第22号平成31年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についての件を採決いた します。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

## ◎日程第9 議案第23号

# 〇議 長

日程第9 議案第23号平成31年度大樹町水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第23号平成31年度大樹町水道事業会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

## 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

## ◎日程第10 議案第24号

### 〇議 長

日程第10 議案第24号平成31年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

議案第24号平成31年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

### 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決しました。

## ◎日程第11 議案第25号

# 〇議 長

日程第11 議案第25号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第9号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

## 〇酒 森 町 長

ただいま議題となりました議案第25号について提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成30年度大樹町一般会計補正予算(第9号)をお願いするもので、今回は歳入歳出それぞれ1億578万円の追加と、繰越明許費の追加であります。

内容につきましては、総務課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

松木総務課長。

### 〇松木総務課長

それでは、議案第25号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第9号)について、内容のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億578万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ64億4,376万8,000円とするとともに、繰越明許費の追加を行うものでございます。

内容につきまして資料でご説明申し上げますので、4ページをお開きください。

農林水産業費、農業振興費、担い手確保経営強化支援事業、負担金補助及び交付金で7, 617万円の増。財源につきましては全額が国・道支出金でございます。

農業者が融資制度を活用して農機具等を購入する場合の助成制度で、今回は5つの経営体でトラクターやハーベスターなど、10台分の予算計上でございます。

続きまして畑作構造転換事業、負担金補助及び交付金で2,961万円の増。財源につきましては全額が国・道支出金でございます。

昨年の9月並びに5月にも補正予算をお願いしておりました事業で、農作業の効率化、 新技術の実証、生産物の付加価値向上などに取り組みます農業者が、農機具等の購入を行 う場合の助成制度でございまして、今回は5経営体の13台分の予算計上でございます。 いずれも国の補正予算成立に伴います事業の追加でございます。

以上、歳出補正額合計1億578万円の増。財源内訳でございますが全額が国・道支出 金でございます。

次に、第1表の歳入歳出予算の補正を説明します。最初に歳出の2ページをお開きください。

歳出合計補正前の額63億3,798万8,000円。補正額6款農林水産業費で1億578万円の増。補正後の歳出合計64億4,376万8,000円。

続きまして、歳入の1ページをお開きください。

歳入合計補正前の額63億3,798万8,000円。補正額15款道支出金1億578 万円の増。補正後の歳入合計が64億4,376万8,000円となるものでございます。

続きまして、第2表の繰越明許費補正をご説明しますので、3ページをお開きください。

繰越明許費補正の内容でございますが、繰越明許費の追加でございます。6款農林水産業費、1項農業費、事業名、担い手確保経営強化支援事業、金額につきましては597万3,000円でございます。

先ほどご説明申し上げました農機具等の導入に係る補助事業のうち、年度内の納入が困難な農機具1台分につきまして、繰越明許費とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

#### 〇議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

## 〇議 長

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

#### 〇議 長

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号平成30年度大樹町一般会計補正予算(第9号)についての件を 採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

### 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第12 委員会閉会中の継続調査について

## 〇議 長

日程第12 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (なしの声あり)

## 〇議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

## ◎閉会の宣告

## 〇議 長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

よって、平成31年第1回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時27分